

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (令和元年9月～令和2年8月) について

(趣旨)

委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することとなっている。

今回で委員会発足後5度目となる活動状況の報告書(案)(令和元年9月～令和2年8月)の公表について、ご審議をいただく。

1. 報告書(案)の構成と概要(詳細は資料5-1を参照)

第1章 電力の小売市場・卸市場に関する取組

第1 小売取引の監視等

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和2年8月末時点での登録件数は小売電気事業670件、小売供給29件となった。
- ・ あくびコミュニケーションズ株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対し、電気事業法の規定に基づき行う契約締結前後の書面不交付等に関する業務改善勧告を行った。
- ・ みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者10者のうち、3事業者に所要の指導を行った。
- ・ 経過措置が講じられている小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者8者について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

第2 電気の卸取引の監視

- ・ 電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間については、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ・ ベースロード市場における取引について、一部の事業者に対して供出上限価格の計算の適切性について指摘した。

第3 発電・小売間の不当な内部補助防止策

- ・ 旧一般電気事業者に対して、社内外・グループ内外で無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを要請し、各社からはコミットメントを行うことの表明があった。今後、小売市場重点モニタリングによる定期的な調査の中で、旧一般電気事業者及びその関連会社による一定価格以下での小売販売等が確認された場合には、

コミットメントの実施状況について確認することとした。

第4 「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議

- ・ ①電力先物市場の取引開始を踏まえて市場間相場操縦行為が相場操縦行為として業務改善勧告等の対象となり得ることを明確化すること、及び②発電所の停止に至らない出力低下についても市場価格に影響を及ぼす可能性の観点から適時公表の対象とすることの2点について、「適正な電力取引についての指針」を改定することを経済産業大臣に建議した。

第5 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定に関する建議

- ・ 新電力シェアの拡大等を踏まえ、火力電源の調達については、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に基づかない方法を妨げないが、引き続き、本指針による調達が効率的かつ透明性の高いものであることなどを本指針に追記する等を経済産業大臣に建議した。

第2章 送配電分野に関する取組

第1 送配電事業の監視

- ・ 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者13者について、「託送供給等収支」及び「約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認し、このうち4事業者に所要の指導を行った。
- ・ 電力の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

第2 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

- ・ 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者10者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

第3 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

- ・ 一般送配電事業者が実施した調整力の公募調達結果、運用した調整力の電力量価格及び電力量について監視を行い、その内容を公表した。
- ・ 令和3年度から開設される需給調整市場における連系線確保量の考え方、及び令和3年度向けの電源I'の広域調達における連系線確保量の上限値を提示した。
- ・ 調整力公募において入札対象外となっている逆潮流アグリゲーションについて、調整力公募への入札を認めるよう、調整力公募ガイドラインを見直す方向で検討を行うことを整理した。
- ・ 容量市場の創設に伴い必要となる令和2年度に実施する令和6年度向けブラック

スタート機能公募における入札価格の規律等について議論した。

- ・ 令和3年度から開設される需給調整市場について、監視及び価格規律の在り方の検討を行った。

第4 インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

- ・ 現行のインバランス料金制度の運用状況について、監視を行い、必要に応じて制度改正等を提言した。
- ・ 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、詳細設計に関する中間取りまとめを行い、その後、更に詳細の検討を行った。

第5 一般送配電事業者がスマートメーターにより計測された発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組みの整備

- ・ 一般送配電事業者が、スマートメーターにより計測された地点毎の発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組み（現在、需要電力量（速報値）を小売電気事業者へ提供しているのと同様な仕組み）を整備するよう決定した。

第6 一般送配電事業者等の中立性に係る行為規制の詳細についての建議

- ・ 行為規制に係る「適正な電力取引についての指針」の改定について、経済産業大臣に建議した。

第7 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側基本料金）の詳細設計

- ・ 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について、詳細設計を行った。
- ・ 発電側基本料金についても、令和5年度に導入することを目指すこととした。

第3章 ガスの小売市場・卸市場に関する取組

- ・ ガス小売登録について審査し、これまで1,389件が登録された。
- ・ 令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間におけるガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ・ 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者9者のうち、1事業者に所要の指導を行った。
- ・ 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施し、対象事業者8者について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ・ ガス小売料金の特別な事後監視の結果、令和元年9月～令和2年8月においては、1者に対して文書指導を行った。

第4章 ガス導管分野に関する取組

第1 ガス導管事業の監視

- ・ 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 218 者について、「託送供給収支」及び「財務諸表」を重点的に確認し、このうち 119 事業者に所要の指導を行った。
- ・ ガスの適正な取引を確保するため、ガス供給事業者からの情報提供等を端緒に、ガス導管事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。
- ・ 平成30年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、8者については、平成30年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。当該8者について、期日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われたことを確認した。

第2 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細検討

- ・ 法的分離された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者とその特定関係事業者に係る行為規制の詳細について、検討結果を取りまとめ、当該取りまとめを踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に意見を回答した。

第5章 熱供給事業に関する取組

- ・ 令和元年9月～令和2年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。（令和2年8月末時点の登録事業者数は75社135地域）

第6章 紛争処理、広報、国際連携等

第1 紛争処理

- ・ 1件の苦情の申出があり、処理を行った。

第2 広報の取組

- ・ 需要家を対象にした電気・ガス料金プランの切替え意向などに関するアンケート調査を行った。
- ・ 消費者庁・国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。
- ・ 小売電気事業者の撤退に伴い、一般家庭向けに一般的な契約切替えの手続き方法を周知した。

第3 国際機関や海外の規制機関との連携

- ・ APER Forum Extraordinary Meeting に参加した。

第4 電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の設置

- ・ 委員会を巡る状況が大きく変化していることを踏まえ、委員会の組織の在り方等

を検証する専門会合を委員会の下に設置した。

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（令和元年9月～令和2年8月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（令和元年9月～令和2年8月）
- 4 令和元年度電気事業監査結果
- 5 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和2年6月建議分）
- 6 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」改定案 新旧対照表
- 7 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和元年9月建議分）
- 8 一般送配電事業者の2018年度収支状況等の事後評価とりまとめ
- 9 2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）
- 10 令和元年度ガス事業監査結果
- 11 ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価とりまとめ
- 12 2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）
- 13 電力市場における競争状況
- 14 ガス市場における競争状況

2. 公表方法

委員会 HP で公表

○参考条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）
（公表）

第六十六条の十六 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況
(令和元年9月～令和2年8月)

(案)

令和 年 月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 八田達夫

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(令和元年9月～令和2年8月)

目次

第1章	電力の小売市場・卸市場に関する取組	5
第1	小売取引の監視等	5
第2	電気の卸取引の監視	13
第3	発電・小売間の不当な内部補助防止策	15
第4	「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議	17
第5	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定に関する建議	18
第2章	送配電分野に関する取組	19
第1	送配電事業の監視	19
第2	一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価	21
第3	調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	22
第4	インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計	25
第5	一般送配電事業者がスマートメーターにより計測された発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組みの整備	26
第6	一般送配電事業者等の中立性に係る行為規制の詳細についての建議	27
第7	新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側基本料金）の詳細設計	28
第3章	ガスの小売市場・卸市場に関する取組	30
第4章	ガス導管分野に関する取組	34
第1	ガス導管事業の監視	34
第2	一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細検討	36
第5章	熱供給事業に関する取組	38
第6章	紛争処理、広報、国際連携等	39
第1	紛争処理	39
第2	広報の取組	40
第3	国際機関や海外の規制機関との連携	41
第4	電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の設置	42

参考資料

- 1 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念
- 2 電力・ガス取引監視等委員会における審議経過（令和元年9月～令和2年8月）
- 3 電力・ガス取引監視等委員会の建議など（令和元年9月～令和2年8月）
- 4 令和元年度電気事業監査結果
- 5 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和2年6月建議分）
- 6 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」改定案 新旧対照表
- 7 一般送配電事業者の2018年度収支状況等の事後評価とりまとめ
- 8 2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）
- 9 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表（令和元年9月建議分）
- 10 令和元年度ガス事業監査結果
- 11 ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価とりまとめ
- 12 2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について（とりまとめ）
- 13 電力市場における競争状況
- 14 ガス市場における競争状況

第1章 電力の小売市場・卸市場に関する取組

第1 小売取引の監視等

【本項目の概要】

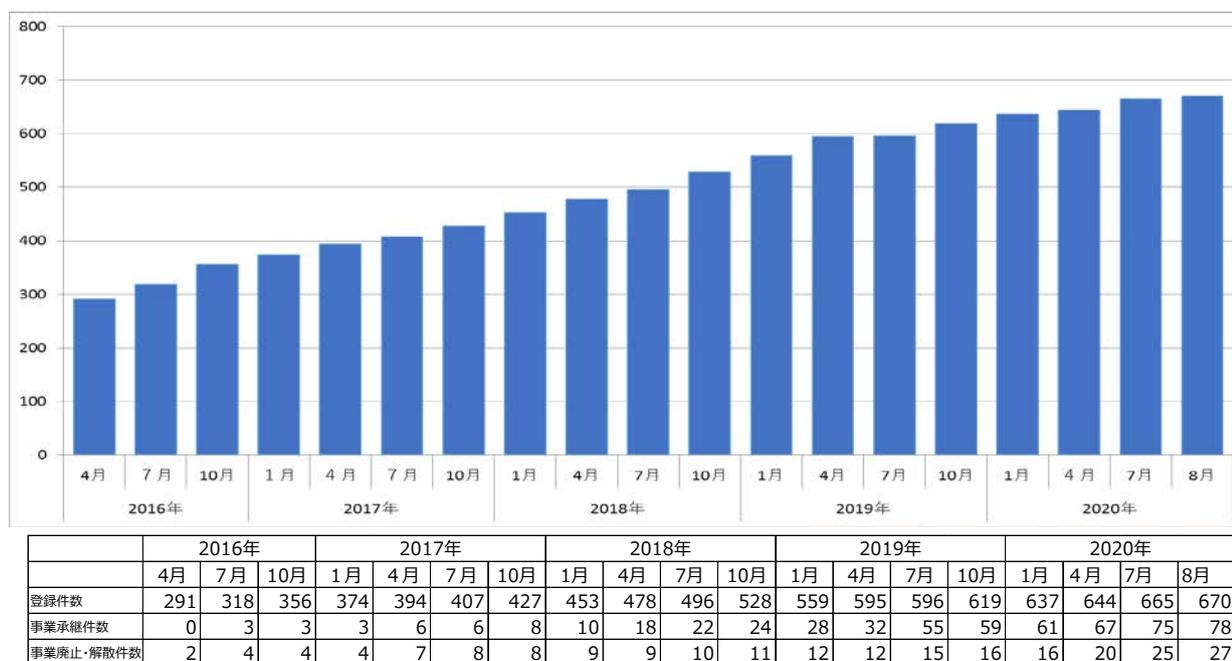
- 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和2年8月末時点での登録件数は小売電気事業670件、小売供給29件となった。
- あくびコミュニケーションズ株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対し、電気事業法の規定に基づき行う契約締結前後の書面不交付等に関する業務改善勧告を行った。
- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者10者のうち、3事業者に所要の指導を行った。
- 経過措置が講じられている小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者8者について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

小売電気事業及び小売供給の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。

これらの審査の結果、令和2年8月末時点での登録件数は小売電気事業670件、小売供給29件となった。

○小売電気事業の登録件数の推移



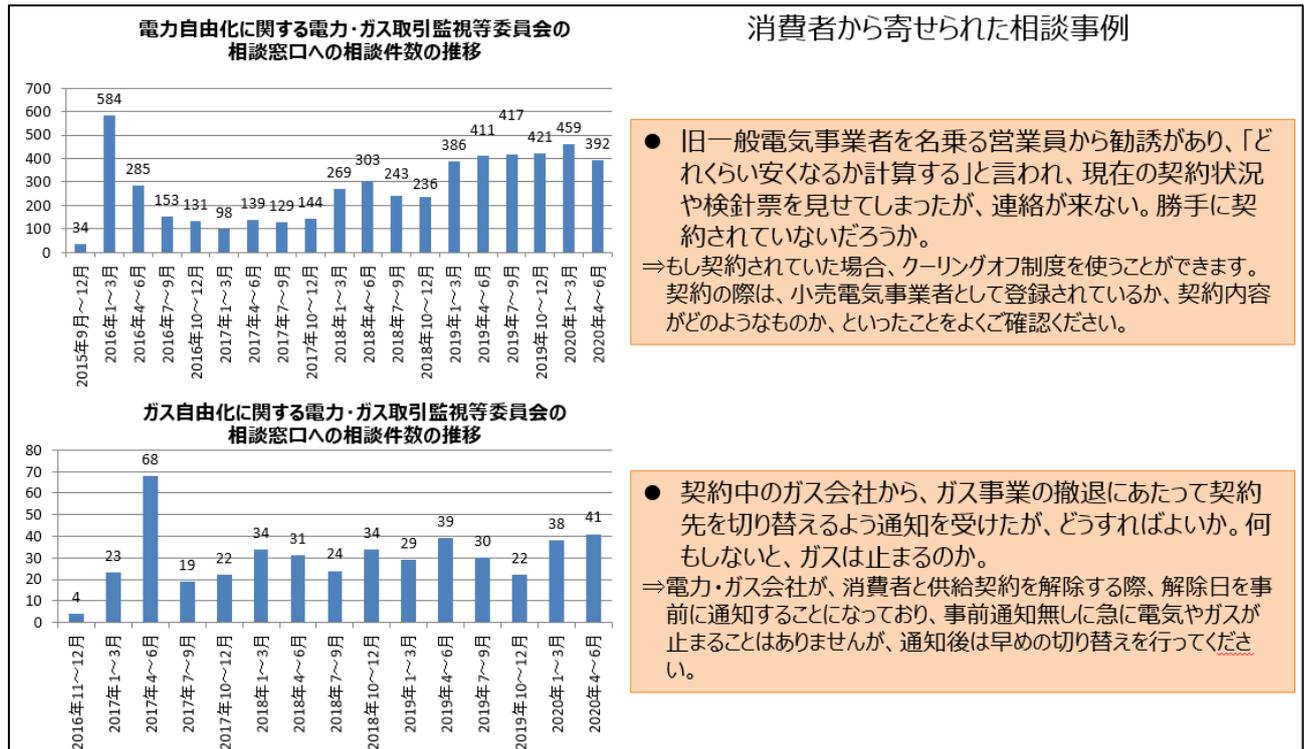
2. 各種の相談への対応

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和元年9月～令和2年8月における相談件数は1,575件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

○相談窓口への相談件数（電気及びガス）の推移と相談事例



○プレスリリースの実施状況

第14回（令和元年12月20日）、第15回（令和2年7月8日）

3. 小売電気事業者に対する指導

委員会は、相談対応等を端緒として電気事業法上問題となる行為等を把握した場合には、勧告、文書指導や口頭指導により、それを是正するよう指導した。本期間において行った指導の例は以下のとおり。

(1) 勧告

①あくびコミュニケーションズ株式会社に対する勧告（令和元年12月25日）

あくびコミュニケーションズ株式会社は、令和元年8月以降、少なくとも9,159件の需要家について電気料金の支払方法の変更を決定し、9月以降、同決定に基づき電気料金の請求をしたが、当該変更について、電気事業法第2条の13第1項の供給条件の説明並びに第2条の13第2項の書面（契約

締結前交付書面)及び第2条の14第1項の書面(契約締結後交付書面)の交付を行わなかった。また、同社は、令和元年10月下旬、同月までの電気料金が請求済みであったにもかかわらず、一部の需要家について口座引落しのための決済処理を行い、7,862件の需要家から合計6,598万2,225円を過大に徴収した。

このため、委員会は、電気事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

- (ア)令和元年8月以降に決定した電気の小売供給に係る料金の支払方法の変更について、供給条件の説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付をしなかった需要家に対し、適切な措置を講ずること
- (イ)令和元年10月下旬に電気の小売供給に係る料金を過大に徴収した需要家に対し、適切な措置を講じ、また、同様の事案の有無を調査し、調査結果を踏まえ需要家保護の観点から適切な措置を講ずること
- (ウ)電気事業法第2条の13第1項、第2条の13第2項及び第2条の14第1項の規定に違反する事案並びに電気の小売供給に係る料金を過大に徴収する事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること
- (エ)前記(ア)から(ウ)までに基づいて講じた措置について、委員会に対し、文書で報告すること

②中部電力ミライズ株式会社に対する勧告(令和2年7月8日)

中部電力株式会社及びその小売電気事業者の地位を承継した中部電力ミライズ株式会社は、令和元年12月から令和2年5月までの間に締結した電気の小売供給契約のうち、28,962件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち20,313件について契約締結前交付書面を交付しなかった。

このため、委員会は、電気事業法に基づき、当該社に対し、以下を求める業務改善勧告を行った。

- (ア)契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含む必要な措置を講ずること
- (イ)前記(ア)に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知し、法令遵守を徹底すること
- (ウ)前記(ア)に基づいて講じた措置並びに前記②に基づいて実施した周知の内容及び日時について、委員会に対し、文書で報告すること

(2) 指導

①小売電気事業者A社に対する指導(令和元年11月)

A社は、平成30年3月から令和元年8月までの間に、電気の小売供給契約の締結をした際、198件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち183件について契約締結前交付書面を交付しなかった。また、電気の小売供給契約7,263件、ガスの小売供給契約1,986件について、法定の事項の一部が記載されていない書面を交付した。当該行為は、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、A社に対し、電力及びガス

の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

②小売電気事業者B社に対する指導（令和2年8月）

B社は、令和2年3月頃、40,339件の電気の小売供給契約を更新（料金等の契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみを実施）した際に、契約締結後交付書面を交付しなかった。当該行為は、書面交付義務という電気事業法上の重要な義務の違反に該当し、需要家の利益を害するものであることから、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

4. 小売市場重点モニタリング

委員会は、一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告や公共入札の状況を踏まえ、取引条件等を含む実態を重点的に把握する小売市場モニタリングを令和元年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表することとした。

（1）背景

平成29年～平成30年頃、複数の新規参入事業者より、一部地域の旧一般電気事業者が、電気購入先の新規参入事業者への切替え（以下「スイッチング」という。）をしようとしている顧客や公共入札を行う顧客など特定の顧客に対してのみ、対価が非常に低い小売供給を提案している（当該対価は、水力や原子力等の可変費が非常に安い電源を利用しつつ、固定費は限定的に上乗せすることで可能となっている）という具体的な営業事例について、当委員会への相談があった。旧一般電気事業者によるこのような行為は、一般的に、新規参入事業者の事業を困難とし、市場からの退出に至らせる等、将来の競争を減殺し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれがあるため、第28回、第32回制度設計専門会合（平成30年3月、7月）において対応方針を検討した。その結果、「電力の小売営業に関する指針」を改定し、スイッチングの期間中における取戻し営業行為を問題となる行為に位置づけた。また、スイッチングプロセス以外における差別的な対価提供に関する規制の在り方については、競争状況を引き続きモニタリングし、必要に応じてさらなる検討を行うこととされた。

その後、電気の経過措置料金に関する専門会合（以下、「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（平成31年4月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するにあたっては、廉売などの行為によって小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第 38 回、第 40 回制度設計専門会合（令和元年 5 月、7 月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、令和元年 9 月から本取組を開始した。

○小売市場重点モニタリングの概要

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小売市場における公正な競争を確保するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する（※）。 ※差別的廉売について価格面に着目した一律の規制上の運用や措置等を行うことが趣旨ではないが、独占禁止法の不当廉売に該当する場合等には必要に応じて個別事案のエンフォースメントもありうる。
対象事業者の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・供給区域における、旧一般電気事業者及びその関係会社（出資比率20%以上） ・特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、各供給区域内のシェア（契約口数ベース又は販売電力量ベース）が5%以上に該当する小売電気事業者
対象となる価格水準等	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング対象事業者の締結する小売契約のうち、小売価格が卸市場価格（※）を下回るもの。 ・モニタリングの対象は、申告時点において有効な（契約期間中の）小売供給契約。 ※卸市場価格は、当該小売契約開始月の前月から直近12か月間の取引所エリアプライス平均値（なお沖縄については便宜上システムプライスを参照することとした）
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供された案件等について、内容を精査した上で、対象事業者に対してヒアリングを実施する。（※） ・ヒアリングでは、卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認する。 ※第40回制度設計専門会合の議論を踏まえ、公共入札のうちエリアプライス以下の落札案件についてもヒアリング対象とする。
結果の分析・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングにより得られた情報に基づき、小売市場の競争状況等を整理。 ・加えて、半期に1回程度の頻度で、エリア・電圧区分ごとの申告件数・情報提供内容の要約等の情報を、HPで公表。

(2) 調査結果

平成31年1月～令和元年12月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、個々の案件において法令上問題となるような事例（可変費を下回るような価格設定）は認められなかった旨を第46回制度設計専門会合（令和2年3月）において報告し、その調査結果を公表した。

他方、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。これらの点は、旧一般電気事業者の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断することなく、電力の卸売を行っている可能性があることを示唆するものであり、この調査結果も踏まえて不当な内部補助防止策（本章第3参照）の検討がなされることとなった。

5. 電力取引報の公表

委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を行い、電気の小売取引の監視に必要な情報を電気事業者及び卸電力取引所から定期的に収集しており、これらの収集した情報のうち販売電力量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

6. みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査

委員会は、第2弾改正法附則第21条の規定に基づき、みなし小売電気事業者10者の平成30事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

みなし小売電気事業者

北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査若しくは書面監査の方法により実施した。

令和元年度において実施した監査の結果、3事業者において3件の指摘事項があった。これについては、第2弾改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告及び第2弾改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料4を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査	1
③ 部門別収支に関する監査	2
合 計	3

7. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則の経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、令和2年1月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社（北海道電力、東北電力、東京電力EP、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）の平成30年度分の状況について電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号。以下「審査基準」という。）第2（7）④に基づく評価及び確認を行い、令和2年1月、以下のとおりとりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第2（7）④に照らし、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨回答した。

○料金審査専門会合とりまとめ（審査基準の適用結果）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者8社（関西電力・九州電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

（単位：億円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※1	中部	北陸	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準									
	3か年度平均① ※2	1.4%	3.2%	1.7%	1.8%	▲0.8%	1.1%	0.3%	3.7%	-
	10社10か年度平均②									2.1%
	10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	No	No	No	No	No	Yes	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2017年度末超過利潤累積額③ ※3	-	△76	-	-	-	-	-	△138	-
	2018年度末超過利潤④	-	△209	-	-	-	-	-	△50	-
	2018年度末超過利潤累積額⑤=③+④	-	△285	-	-	-	-	-	△188	-
	一定水準額（事業報酬額）⑥ ※4	-	342	-	-	-	-	-	59	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	-	-	-	-	-	No	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準									
	2017年度⑦	-	+532	-	-	-	-	-	+17	-
	2018年度⑧	-	+366	-	-	-	-	-	+20	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	-	-	-	-	-	No	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※1:2015年度以前は旧東京電力の数値、2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2:各年度の規制部門の電気事業利益率(%)の単純平均

※3:2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択的数部分を除いた金額

※4:一定水準額:規制部門(特定小売供給約款に係る分に限り)に相当する事業報酬額

※5:自由化部門の収支:自由化部門の電気事業損益

(出典:各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成)

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1「電気事業利益率による基準」では、個社の直近3か年度平均の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、東北電力及び沖縄電力の2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2「超過利潤累積額による基準」では、2018年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬額を下回っており、ステップ2「自由化部門の収支による基準」では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 以上より、原価算定期間を終了しているみなし小売事業者8社（関西電力・九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

第2 電気の卸取引の監視

【本項目の概要】

- 電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間については、電力卸取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ベースロード市場における取引について、一部の事業者に対して供出上限価格の計算の適切性について指摘した。

1. 卸電力取引の監視

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間について、卸電力取引において、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。

ベースロード市場における取引については、各事業者の供出状況を詳細に分析するとともに、供出上限価格の設定方法等を事業者から聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかの確認を行った。監視の結果、各社の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める電力量を満たしており、そのうち、ほとんどの事業者は、供出価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていた。他方、一部の事業者において供出上限価格の計算の適切性が確かめられなかったため、次回オークションに向けて供出上限価格の設定方法を修正するように事業者に対し指摘を行った。委員会は、次回オークションにおいて指摘した事業者が供出上限価格の設定方法を修正したことを確認した。

また委員会は、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表している。第48回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で23回にわたりモニタリングレポートを作成・公表した。

○2020年1月～3月の報告における主要指標

			今回の御報告内容 2020年1月～3月	参考		
				前年同時期 (2019年1月～3月)	2018年度 (2018年4月～2019年3月)	2017年度 (2017年4月～2018年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札				
		売り入札量前年同時期対比	1.1倍	2.5倍	2.0倍	1.4倍
		買い入札量前年同時期対比	1.1倍	2.2倍	2.4倍	1.9倍
		約定量	768億kWh	697億kWh	2086億kWh	586億kWh
		約定量前年同時期対比	1.1倍	3.3倍	3.6倍	2.6倍
		平均約定価格 (システムプライス)	6.8円/kWh	8.9円/kWh	9.8円/kWh	9.7円/kWh
	東西市場分断発生率		74.8%	99.0%	77.6%	70.5%
	市場前	約定				
		約定量	7.3億kWh	2.9億kWh	17.5億kWh	22.3億kWh
	平均約定価格		7.0円/kWh	9.0円/kWh	9.7円/kWh	10.0円/kWh
販売電力量に対するシェア		35.5%	30.8%	24.8%	7.1%	
(参考) 小売市場 ※	電力販売	電力量	2,206億kWh	2,275億kWh	8,497億kWh	8,603億kWh
		新電力	355億kWh	334億kWh	1226億kWh	1020億kWh

※出所：電力調査統計、電力取引報

第3 発電・小売間の不当な内部補助防止策

【本項目の概要】

- 旧一般電気事業者に対して、社内外・グループ内外で無差別に卸売を行うこと等のコミットメントを要請し、各社からはコミットメントを行うことの表明があった。今後、小売市場重点モニタリングによる定期的な調査の中で、旧一般電気事業者及びその関連会社による一定価格以下での小売販売等が確認された場合には、コミットメントの実施状況について確認することとした。

経過措置料金専門会合の取りまとめにおいて、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。

また、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会の第2次中間とりまとめ（令和元年7月24日）に係る議論では、非F I T非化石価値取引市場に関し、旧一般電気事業者がその非化石証書収入分について発電部門から小売部門に不当に内部補助を行うことによって、小売市場における競争が歪曲する懸念があると指摘された。

さらに、容量市場導入に当たっては、容量拠出金により収入を得る事業者（旧一般電気事業者以外も含まれる。）の発電部門から小売部門への内部補助について、同様の議論が生じることも想定される。

これらの指摘等を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の不当な内部補助の防止策について、第45～50回制度設計専門会合（令和2年2～9月）において検討を行った。

検討に際しては、経過措置料金専門会合や非F I T非化石価値取引市場の設置に至る経緯を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の発電・小売間の不当な内部補助を防止するための基本的な考え方として、①卸売価格の社内外無差別性の監視、②小売価格の監視、③非F I T非化石証書の取引を踏まえた内部補助の監視、が必要であると整理した。

他方で、発電事業者において、発電から得られる利潤を最大化する行動（支配力を行使した利潤最大化行動は含まない。）、すなわち卸電力取引所での取引、社外への相対卸取引、社内取引等の選択肢のうち、社内外問わず最も有利な条件で取引するという経済合理的な行動がとられていれば、おのずから卸売価格の社内外無差別性が確保され、電源アクセスのイコールフットィングが実現することになると考えられる。こうした発電利潤最大化行動が確実にとられている場合には、社内外の卸売において合理性のない価格差は発生せず、論理的には、内部補助を理由とした小売市場の競争歪曲も生じないと考えられ、内外無差別性の監視は不要とも考えられる。

しかしながら、小売市場重点モニタリングの調査結果では、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。これらの点は、旧一般電気事業者の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断することなく、電力の卸売を行っている可能性があることを示唆するものであった。

このため、委員会は、令和2年7月1日、旧一般電気事業者各者に対して以下のコミットメントを要請し、併せて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、旧一般電気事業者各社から委員会へ報告することも求めた。

○要請したコミットメントの内容

「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、

- ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
- ② 小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。

その後、この要請を受けた旧一般電気事業者各者から以下のとおり委員会に報告があった。

- ・ 今後コミットメントを行うことについて表明した。
- ・ コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、発電部門・販売部門が一体となっている8社は、2021年度の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する。

今後のコミットメントの実施状況については、小売市場重点モニタリングによる小売市場の重点的な監視を定期的に（年2回程度）行うこととし、当該監視において、旧一般電気事業者及びその関係会社によるモニタリング基準価格以下での小売販売や公共入札が確認された場合には、小売価格の合理性に加えて以下についても併せて説明を求め、確認していくこととした。

- ・ 卸売について、社内（グループ内）の取引条件・価格と、社外（グループ外）の取引条件・価格（スポット市場、BL市場、相対卸平均）の比較による、内外無差別の確認
- ・ 小売について、小売平均価格（託送費除く）と社内（グループ内）取引価格及び非化石証書購入費用の比較によるコスト認識の確認、及び社内（グループ内）取引価格等を踏まえたエリアアプライス以下の個々の小売価格の合理性の確認

なお、取組開始当初の小売市場重点モニタリングの対象事業者は、①供給区域の旧一電及びその関連会社（出資比率20%以上）、②各供給区域の市場シェア5%以上の小売事業者、としており、②の要件に合致しない供給区域外の旧一般電気事業者及びその関連会社については、モニタリングの対象となっていなかった。この点、旧一般電気事業者がその大半を保有する電源アクセスのイコールフットィングを図る観点や、非化石証書に係る内部補助を防止する観点からは、供給区域内外のいずれで小売販売を行うにかかわらず、旧一般電気事業者の小売部門や関連会社がグループ外の小売事業者よりも有利な条件で卸売を受けることについて、合理性は認められないと考えられる。したがって、小売市場重点モニタリングの対象となる小売契約について、旧一般電気事業者及びその関係会社のものは、供給区域外も含めた全エリアを対象とするよう、見直しを行った（令和2年7月以降適用）。

第4 「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議

【本項目の概要】

- ①電力先物市場の取引開始を踏まえて市場間相場操縦行為が相場操縦行為として業務改善勧告等の対象となり得ることを明確化すること、及び②発電所の停止に至らない出力低下についても市場価格に影響を及ぼす可能性の観点から適時公表の対象とすることの2点について、「適正な電力取引についての指針」を改定することを経済産業大臣に建議した。

委員会は、令和2年6月、以下の市場間相場操縦及び発電所情報公開の2点について本指針を改定することを経済産業大臣に建議した（詳細は参考資料5を参照）。

①市場間相場操縦

令和元年9月より東京商品取引所（TOCOM）において電力先物の取引が開始され、例えば先物市場での自己のポジションが有利となるように現物の卸電力市場で相場操縦を行うといった取引行動が生ずる可能性があることから、第41回制度設計専門会合（令和元年9月）において検討が行われ、先物市場など他の電力に関係した取引を有利にするために市場相場を変動させるような行為を「適正な電力取引についての指針」（以下、本節において「本指針」という。）の問題となる行為の例に明記し、相場操縦行為として業務改善勧告等の対象になり得ることを明確化することとされた。

②発電所情報公開

従前の本指針では、発電ユニットの停止（計画停止及び計画外停止）のみが、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実としてインサイダー情報とされ適時公表の対象とされていたところ、発電ユニットが停止には至らずに出力を低下する場合についても市場価格に重大な影響を及ぼす可能性があることから、第46～47回制度設計専門会合（令和2年3月～5月）において検討が行われ、一定の出力低下についても適時公表の対象に含めるべく、本指針について改定を行うこととされた。

具体的には、本指針のインサイダー取引の項目において、認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合（但し、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく、単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合は、この限りでないものとする。）、及び上記に該当して開示された見込みに変更が生じた場合の変更後の見込みの2点を適時公表が必要となる「インサイダー情報」の定義に追加するとともに、上記の出力低下の場合の開示内容及び時期の定めを追加することとされた。

第5 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定に関する建議

【本項目の概要】

- 新電力シェアの拡大等を踏まえ、火力電源の調達については、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下、本節において「本指針」という。）に基づかない方法を妨げないが、引き続き、本指針による調達が効率的かつ透明性の高いものであることなどを本指針に追記する等を経済産業大臣に建議した。

1. 火力電源入札の在り方について

近年、小売市場に多くの新電力が参入しそのシェアは年々増加しており、また卸売分野における競争も拡大しており、こうした競争を通じて、旧一般電気事業者においてもできるだけ効率的に電源を調達しようとする圧力は高まっていると考えられる。

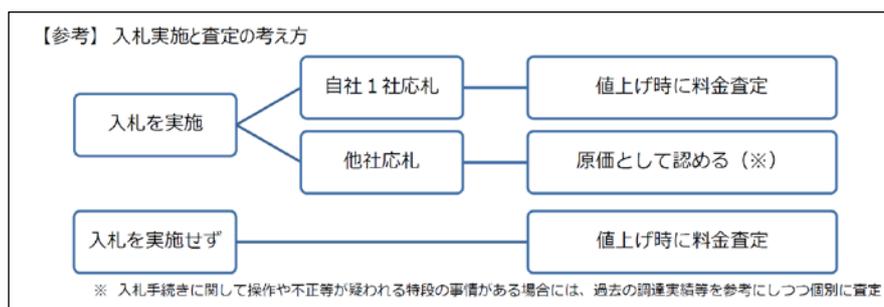
こうした状況変化を踏まえると、小売電気事業における競争が限定的であった制度下において旧一般電気事業者における電源調達を効率化し、ひいては小売電気料金の適正化を促すために制定された本指針は役割を終えたとも考えられるが、競争が十分機能するまでの間の経過的な措置として特定小売供給約款（経過措置料金規制）が維持されている趣旨を踏まえると、引き続き、みなし小売電気事業者が火力電源を調達しようとする場合には入札による調達を促進し、その透明性を高めることは重要であると考えられる。

2. 本指針改定の建議の内容について

みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行うこととされた。また、みなし小売電気事業者が火力電源の調達に際して、効率性を高める観点から、自らの創意工夫により本指針に基づかない方法によって調達することは妨げないこととされた。

電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、入札を実施し他の事業者（当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。）による応札があった場合には、落札価格を適正な原価とみなし、入札を実施し自社応札のみとなった場合及び入札を経ない場合には、入札を実施して他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定することとされた。

上記の内容について、令和元年11月、本指針を改定することを経済産業大臣に対して建議した（詳細は参考資料6を参照）。



第2章 送配電分野に関する取組

第1 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 13 者について、「託送供給等収支」及び「約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認し、このうち4事業者に所要の指導を行った。
- 委員会は、電力の適正な取引を確保するため、電気供給事業者からの情報提供等を端緒に、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

1. 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査

委員会は、電気事業法第105条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下、本項目において「一般送配電事業者等」という。）13者の平成30事業年度の業務及び経理について監査を行った。

○監査対象事業者

①一般送配電事業者

北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

②送電事業者

電源開発、北海道北部風力送電及び福島送電

監査の実施に当たっては、監査対象事業者から事前に報告徴収した監査資料に基づき、実地監査又は書面監査の方法により実施した。

令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、託送料金に係る事後評価に際し、託送収支計算書を基に実施することから、昨年度に引き続き、社内取引に係る収益及び費用計上が適切に行われているか「託送供給等収支」を重点的に確認した。また、工事費負担金の分割払いが認められる基準が整理・明確化されたこと等を踏まえ、工事費負担金の清算が適切に行われているかなど「約款の運用等及び託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

令和元年度において実施した監査の結果、4事業者において7件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料4を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
①約款の運用等に関する監査	—
②財務諸表に関する監査	—
③託送供給等収支に関する監査	5
④託送供給に伴う禁止行為に関する監査	2
合 計	7

2. 送配電事業者の業務実施状況の監視

委員会は、必要に応じて電気事業法に基づく報告徴収を行い、送配電事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合にはその是正や再発防止をはかるよう指導している。

令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間においては、工事費負担金の精算を適正に行うよう指導したといった例があった。なお、送配電事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

第2 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

【本項目の概要】

- ・ 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者10者について、認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

我が国の電力システムを取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、料金審査専門会合（令和2年7月に改組され、現在は「料金制度専門会合」という。以下同じ。）において、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すべく、平成30年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価し（全10者の状況を分析した上で、北海道電力、東京電力PG及び中部電力の3社からヒアリングを実施）、令和2年2月、その結果を取りまとめた（詳細は参考資料7を参照）。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

第3 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者が実施した調整力の公募調達結果、運用した調整力の電力量価格及び電力量について監視を行い、その内容を公表した。
- 令和3年度から開設される需給調整市場における連系線確保量の考え方、及び令和3年度向けの電源Ⅰ'の広域調達における連系線確保量の上限値を提示した。
- 調整力公募において入札対象外となっている逆潮流アグリゲーションについて、調整力公募への入札を認めるよう、調整力公募ガイドラインを見直す方向で検討を行うことを整理した。
- 容量市場の創設に伴い必要となる令和2年度に実施する令和6年度向けブラックスタート機能公募における入札価格の規律等について議論した。
- 令和3年度から開設される需給調整市場について、監視及び価格規律の在り方の検討を行った。

1. 調整力公募の結果及び調整力の運用状況の監視と情報公表

一般送配電事業者による調整力の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、調整力を提供可能な旧一般電気事業者以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難い。このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達が透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要である。

このため、委員会は、調整力公募調達結果を分析し、旧一般電気事業者の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、容量(kW)価格や電力量(kWh)価格に基づき適切に運用されているか監視を行った。

以上の調整力の公募調達結果及び調整力の運用状況(調整力の電力量価格及び電力量)について、制度設計専門会合及び委員会のホームページに公表した。

2. 三次調整力②及び電源Ⅰ'の広域調達における連系線確保量の上限を提示

令和3年度から開設される需給調整市場では、当初は一部商品(三次調整力②)のみの取引が行われ、令和4年度以降、段階的に商品が拡充する。調整力を広域調達するためには、調達した調整力が確実に活用できるよう地域間連系線の容量を確保する必要があり、その上限をどのように設定するか市場開始前に決めておく必要がある。また、上限値の設定に当たっては、卸電力市場への影響とバランスを考慮する必要がある。

このため、制度設計専門会合では、令和元年9月に令和3年度から取引が開始される三次調整力②の連系線確保量の考え方を議論し、広域調達による三次調整力②への影響と卸電力市場(時間前市場)への影響について、両者の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるような三次調整力②の連系線確保量の最適値導出の考え方を整理した。

同様に、令和2年6月の制度設計専門会合において、令和2年度から隣接エリアからに限定した広域調達、広域運用が実施されている電源Ⅰ'に対し、令和3年度向けに確保すべき連系線確保量について

議論し、その確保すべき上限値を提示した。

3. 調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いの検討

調整力公募に関する基本的な考え方を整理した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「調整力公募ガイドライン」という。）では、電源は原則としてユニット単位で応札することとしており、複数の発電ユニットを組み合わせで応札することは認められていない。

他方、分散型リソース（蓄電池、コージェネレーション等）の普及や技術進歩を背景に、複数の電源等を組み合わせる逆潮流アグリゲーション¹を調整力として活用するニーズが拡大している。

現状の調整力公募において、旧一般電気事業者以外からの応札が少ないことから、競争促進の観点からも、新たなリソースの参入を可能とすることは重要と考えられる。

以上を踏まえ、令和元年 11 月の制度設計専門会合において、調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いについて議論を行い、調整力に求められる確実性及び透明性及び発電事業者の規模による公平性を確保しつつ、一定の要件を設けたうえで調整力への入札を認めるよう、今後、調整力公募ガイドラインを見直す方向で検討を行うことを整理した。

4. 令和 2 年度に実施する令和 6 年度向けブラックスタート機能公募における価格規律のあり方の検討

ブラックスタートとは、停電状態から、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことを言う。各一般送配電事業者は、万が一の停電に備え、このようなブラックスタート機能を調達する必要があるところ、その調達方法について、電力広域的運営推進機関の第 8 回需給調整市場検討小委員会（平成 31 年 1 月）で議論され、以下の方向性で整理された。

- 容量市場創設前は、電源 I や電源 II 等の調整力公募を通じてブラックスタート機能を調達する。
- 容量市場創設後（令和 6 年度以降）に必要なブラックスタート機能は、容量市場における kW 価値の調達時期（kW 価値を受け渡す 4 年前）と同時期に年間公募（ブラックスタート機能公募）で調達する。

これを受け、令和元年 10 月の制度設計専門会合において、令和 2 年度に実施する令和 6 年度向けブラックスタート機能公募における入札価格の規律等について議論が行われ、以下の点が整理された。

- ブラックスタート機能公募の調達対象はブラックスタート機能を発揮するのに必要な設備とする。
- ブラックスタート機能公募落札電源への支払は、容量市場から支払われる対価に相当する金額を控除する。
- ブラックスタート機能公募の入札価格について規律を設ける。

5. 需給調整市場の監視及び価格規律の在り方の検討

一般送配電事業者が調整力として活用する電源等は、現在は、各一般送配電事業者がエリア毎に公募を実施し調達を行っているが、令和 3 年度以降は、需給調整市場が開設され、調整力は市場を通じ、エ

¹ 逆潮流とは、発電設備等の設置者の構内から電力系統側へ向かう電力の流れのことをいう。逆潮流アグリゲーションとは、複数の逆潮流を集約するもの。

リア間をまたいだ広域での調達が行われることとなる。また、調整力の運用については、令和3年度から、実需給の前に予測されたインバランスに対して、9エリアの広域メリットオーダーに基づく調整力の広域運用が開始される。

このため、調整力の広域調達及び広域運用において、主に旧一般電気事業者9者間での競争が期待される場所、調整力の調達に係る入札価格（調整力 ΔkW 価格）及び運用に係る登録価格（調整力 kWh 価格）について、原則自由ということによいか等を整理する必要がある。

以上を踏まえ、制度設計専門会合において、令和元年12月より、需給調整市場の監視及び価格規律の在り方について検討を行い、大きな市場支配力を有する事業者に対しては、事前的措置として調整力 ΔkW 価格及び調整力 kWh 価格に一定の規律を設けることとし、それ以外の事業者に対しては、原則、価格は自由とした上で、市場の状況を監視し、問題となる行為があれば事後的に是正することを整理した。

引き続き、制度設計専門会合において、詳細検討を進めていく。

第4 インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

【本項目の概要】

- 現行のインバランス料金制度の運用状況について、監視を行い、必要に応じて制度改正等を提言した。
- 令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、詳細設計に関する中間取りまとめを行い、その後、更に詳細の検討を行った。

1. インバランス料金制度の運用状況の監視

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募により調達した電源等（令和3年度からは需給調整市場での調達が開始される）を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

このため、委員会では、インバランス料金の動きを監視し、合理的でないと考えられる価格になった場合には、その原因等を分析し、必要に応じて制度改正等を提案している。令和元年9月～令和2年8月の期間においては、委員会は、以下の対応を行った。

- 令和2年2月23日に系統余剰であったにもかかわらずインバランス料金が高騰するという事象が発生した。委員会では、その原因を分析し、令和2年3月の制度設計専門会合において、インバランス料金の算定方法について速やかな改正を提言した。
- 令和2年6月21日に卸電力市場（スポット市場）のシステムプライスが0.01円/kWhであったにもかかわらず、インバランス料金が高騰する事象が発生した。委員会では、その原因を分析し、令和2年6月の制度設計専門会合において、算定方法に問題はなかったことを確認した。

2. 令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

令和4年度から開始予定の新たなインバランス料金制度について、制度設計専門会合において、平成31年2月より、新たなインバランス料金制度の詳細設計に着手し、令和元年12月までに9回の審議を行い、令和2年3月に中間取りまとめを行った（詳細は参考資料8を参照）。その後、令和2年6月及び7月に更に詳細な議論を要する事項について、検討を行った。

第5 一般送配電事業者がスマートメーターにより計測された発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組みの整備

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者が、スマートメーターにより計測された地点毎の発電電力量（速報値）を発電契約者に提供する仕組み（現在、需要電力量（速報値）を小売電気事業者へ提供しているのと同様な仕組み）を整備するよう決定した。

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」に対するパブリックコメント等において、事業者から、スマートメーターにより計測された地点毎の電力量（速報値）について、需要側だけではなく、発電側についても、一般送配電事業者から提供を受けたいという要望があった。

これを受け、制度設計専門会合において、地点毎の発電電力量（速報値）の発電側への提供を、一般送配電事業者のサービスとして提供すべきかどうかについて議論を行った。

この結果、第40回制度設計専門会合（令和2年7月31日）において、需要電力量（速報値）を小売電気事業者（需要側）へ提供しているのと同様に、一般送配電事業者のサービスとして、地点毎の発電電力量（速報値）を発電契約者（※）へ提供することとし、一般送配電事業者各者は、令和4年度のできるだけ早期のデータ提供開始に向けてシステム設計の検討、システム改修、運用体制等の整備を進めることを決定した。

※一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結している者。

第6 一般送配電事業者等の中立性に係る行為規制の詳細についての建議

【本項目の概要】

- ・ 行為規制に係る「適正な電力取引についての指針」の改定について、経済産業大臣に建議した。

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、送配電部門の中立性を一層確保するため、令和2年度から一般送配電事業者と送電事業者の法的分離を実施し、あわせて、一般送配電事業者とその特定関係事業者（以下、本項目において「一般送電事業者等」という。）及び送電事業者とその特定関係事業者（以下、本項目において「送電事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定された。

その詳細は、当委員会の建議を踏まえて改正された経済産業省令に定められているところであるが、さらにその運用の考え方等を明確化するため、当委員会は、「適正な電力取引についての指針」（以下、本項目において「本指針」という。）の改定案を作成し、令和元年6月28日から7月29日の間、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントにおいては、計10件の意見が寄せられたところ、改定案を修正する必要はないと考えられたため、令和元年9月6日に改定案のとおり本指針を改定することを経済産業大臣に建議した（詳細は参考資料9を参照）。その後、令和元年9月27日に、改定案のとおり本指針が改定された。

○「本指針」に追記された項目（例）

- ・ 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で兼職を行う者がいる場合、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、年1回程度、その業務内容等を一般に公表することが望ましい旨
- ・ 取締役等の兼職禁止の例外となるかどうかを判断する視点の詳細
- ・ 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で人事交流を行う場合には、社内規程等により行動規範を作成することが望ましい旨
- ・ 一般送配電事業者は、電柱に埋め込まれたサイズの小さい表示板等に刻印された商号等（法的分離前に設置されたもの）については、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」として、引き続き用いることができる旨
- ・ 一般送配電事業者からその特定関係事業者への送配電等業務の委託禁止の例外にあたるかどうかの判断基準の詳細

第7 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側基本料金）の詳細設計

【本項目の概要】

- 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）について、詳細設計を行った。
- 発電側基本料金についても、令和5年度に導入することを目指すこととした。

1. 新たな託送料金制度の詳細設計

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定するレベニューキャップ制度）が令和5年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、本年7月に開催された資源エネルギー庁の持続可能な電力システム構築小委員会において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、経過措置が講じられている電気の小売規制料金、託送料金の審査等をする場として設置された料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、令和2年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始した。今後は令和3年6月頃をめどに取りまとめを行い、制度導入に伴い必要となる省令改正等を進めていく。

2. 発電側基本料金等の検討

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、検討を進めてきた。具体的には、平成28年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、①発電事業者の負担の在り方、②小売事業者の負担の在り方、③ネットワーク利用の効率化の推進、と大きく3つに分けて論点整理を行うとともに、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととした。平成28年9月、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、平成29年6月、今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。その後、平成30年6月、全12回にわたる議論の結果を「中間取りまとめ」として公表するとともに、その内容を踏まえた今後の託送料金制度の見直しについて、経済産業大臣に建議した。

中間取りまとめにおいては、人口減少や省エネルギーの進展等による電力需要の伸び悩み、再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大、送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の増大など、電力システムを取り巻く環境変化を踏まえ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保すべく、①送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現、②一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計、といった2点を基本的な視座として、以下の4点を柱とする制度見直しの方向性を示した。

i) 発電側基本料金の導入

- ・ 現行の託送料金原価の総額は変えず、従来、小売電気事業者側（需要側）にのみ負担を求めていた託送料金の一部について、その受益に応じて発電側にも負担を求めること

ii) 送配電関連設備への投資効率化や送電ロス削減に向けたインセンティブ設計

- ・ 需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源について発電側基本料金の負担額を軽減すること

iii) 電力需要の動向に応じた適切な固定費の回収方法

- ・ 送配電関連費用のうち固定費に関する部分については、原則として基本料金で回収する方向で託送料金を見直すこと

iv) 送電ロスの補填に係る効率性と透明性の向上

- ・ 一般送配電事業者に送電ロスに係る情報の公表、送電ロスの削減に向けた取組を促すとともに、送電ロスの調達・補填主体を小売電気事業者から一般送配電事業者へ移行することを基本として検討を深めること

その後、令和元年9月に開催された制度設計専門会合において、発電側基本料金は、令和5年度に導入することを目指すこととした。

さらにその後、令和2年7月に経済産業大臣から、再エネの効率的な導入を促進するため、基幹送電線利用ルールの抜本的な見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、今後、発電側基本料金についても、それと整合的な仕組みとなるよう、見直しを進める方針としている。

第3章 ガスの小売市場・卸市場に関する取組

【本項目の概要】

- ・ ガス小売登録について審査し、これまで1,389件が登録された。
- ・ 令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間におけるガス小売事業者の業務実施状況について、業務改善勧告や文書指導に至るような事案はなかった。
- ・ 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者9者のうち、1事業者に所要の指導を行った。
- ・ 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施し、対象事業者8者について、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ・ ガス小売料金の特別な事後監視の結果、令和元年9月～令和2年8月においては、1者に対して文書指導を行った。

1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。

これらの審査の結果、令和2年8月末時点での登録件数は1,389件となった。

2. 各種の相談への対応

委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和元年9月～令和2年8月における相談件数は129件であった。

本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

3. ガスの小売取引の監視・ガス小売事業者等に対する指導

委員会は、相談対応等を端緒として電気事業法上問題となる行為等を把握した場合には、勧告、文書指導や口頭指導により、それを是正するよう指導している。令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. ガス取引報の公表

委員会は、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法第171条第1項の規定に基づく報告徴収を行い、ガスの小売取引の監視に必要な情報をガス事業者から定期的に収集している。

これらの収集した情報のうちガス販売量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガス製造事業者の業務及び経理の監査

委員会は、改正法附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 45 条の 2 の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者 9 者、及びガス事業法第 170 条の規定に基づき、ガス製造事業者 18 者の平成 30 事業年度の業務及び経理について監査を行った。

令和元年度において実施した監査の結果、旧一般ガスみなしガス小売事業者 1 事業者において 1 件の指摘事項があった。これについては、改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料 10 を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：件)

指摘事項	件数
④ 約款の運用等に関する監査	—
⑤ 財務諸表に関する監査	—
⑥ 部門別収支に関する監査	1
合 計	1

6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の事後評価及び特別な事後監視

ガスの小売料金については平成 29 年 4 月に自由化されたものの、競争が不十分であると認められた地域については、需要家利益の保護の観点から経済産業大臣が指定を行い、ガスの小売規制料金の経過措置を存続している。これらの経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。また、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたみなしガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が 50% を超える事業者を対象として、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行い、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないか確認をする特別な事後監視を行っている。

(1) 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 42 号）附則の経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後の事後評価を毎年度行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金審査専門会合において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者 8 社（東京ガス、東邦ガス、京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガス）について電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号。以下「審査基準」という。）第 2（8）④に基づく評価及び確認を行い、令和元年 11 月、以下のとおりとりまとめた。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第2（8）④に照らし、経過措置が講じられているガスの小売規制料金の値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨回答した。

○料金審査専門会合のとりまとめ（審査基準の適用結果）

● 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス（※1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令の可否の検討対象となる事業者はなかった。

※1：大阪ガスは、原価算定期間（平成30年10月～令和3年9月）が終了していないため事後評価の対象外。（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果	1 2月決算			3月決算				9社	
	京塚	京和	熱海	東京 (東京地 区等)	東邦	日本 (関東・南 平台地区)	河内 長野		南海
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準								
3か年度平均① ※2	1.6%	6.0%	6.1%	2.0%	△1.5%	△6.9%	2.9%	△3.2%	-
9社10か年度平均②									4.2%
9社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	No	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準								
平成29年度末超過利潤累積額③ ※3	-	59	△20	-	-	-	-	-	-
平成30年度超過利潤④	-	32	△28	-	-	-	-	-	-
平成30年度末超過利潤累積額⑤=③+④	-	91	△48	-	-	-	-	-	-
一定水準額（事業報酬または本支管投資額）⑥	-	※4 298	※4 260	-	-	-	-	-	-
一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	No	-	-	-	-	-	-
C 自由化部門の収支（※5）による基準									
平成29年度⑦	-	+76	+146	-	-	-	-	-	-
平成30年度⑧	-	+102	+154	-	-	-	-	-	-
2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	No	-	-	-	-	-	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。)								-
	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均
 ※3：平成29年度までの超過利潤累積額のうち旧選択的款部分を除いた金額
 ※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を使用
 ※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成） 7

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1 [ガス事業利益率による基準] では、個社の直近3か年度平均の利益率が9社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2 [超過利潤累積額による基準] では、平成30年度末超過利潤累積額は一定水準額である指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を下回っており、ステップ2 [自由化部門の収支による基準] では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 以上より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(2) ガス小売料金の特別な事後監視

第29回総合エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（平成28年2月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガス利用率が50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされた。これを受け、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。

この結果、令和元年9月～令和2年8月においては、1者に対し、次の内容の文書指導を行った。

○文書指導の概要

今回の料金改定は、原料費調整制度を導入して以降の原料価格の高騰分を経営合理化により吸収してきたものの、当該供給地点群の収支が近年赤字となっていたことに伴い料金改定を行ったものであるが、赤字の解消額を大幅に超えて相当の利益が発生する改定となっていたことが確認されたため、単年度収支で赤字が発生しない程度に収支が改善する水準とした料金とすること。

第4章 ガス導管分野に関する取組

第1 ガス導管事業の監視

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者218者について、「託送供給収支」及び「財務諸表」を重点的に確認し、このうち119事業者に所要の指導を行った。
- ガスの適正な取引を確保するため、ガス供給事業者からの情報提供等を端緒に、ガス導管事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には、指導等を行っているが、令和元年9月1日～令和2年8月31日の期間においては、業務改善勧告に至るような事案はなかった。
- 平成30年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、8者については、平成30年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準額を超過していることを確認した。当該8者について、期日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われたことを確認した。

1. 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務及び経理の監査

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下、本項目において「一般ガス導管事業者等」という。）218者の平成30事業年度の業務及び経理について監査を行った。

令和元年度監査においては、主な重点監査項目として、昨年度に引き続き、託送収支が適正に計算されているかを重点的に確認した（託送供給収支に関する監査）。また、平成30年度のガス導管事業者の収支状況等の事後評価において、内管工事が適正に管理されていないケースがあることが明らかになったことを踏まえ、から一般ガス導管事業者の内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているかを重点的に確認した（財務諸表に関する監査）。

令和元年度において実施した監査の結果、119事業者において211件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び同法第179条第1の規定に基づく勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った（詳細は参考資料10を参照）。

○指摘事項の内訳

(単位：円)

指摘事項	件数
① 約款の運用等に関する監査	—
② 財務諸表に関する監査	45
③ 託送供給収支に関する監査	166
④ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査	—
合計	211

2. ガス導管事業者の業務実施状況の監視

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、ガス供給事業者からの情報提供等を端緒に、ガス導管事業者の業務実施状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行っている。

令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間について、ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合には、大臣が託送料金の値下げ申請を命令できることとされている。このため、令和元年11月1日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の平成30年度収支状況の確認について、委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、委員会は、料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、託送料金の低廉化を促進するために、追加的な分析・評価を行い、令和2年2月、その結果を取りまとめた（詳細は参考資料11を参照）。

この結果を踏まえ、事後評価の対象事業者143者のうち8者（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、平成30年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したことから、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適切であること及び対象事業者全体の確認結果について、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

第2 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細検討

【本項目の概要】

- 法的分離された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者とその特定関係事業者に係る行為規制の詳細について、検討結果を取りまとめ、当該取りまとめを踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に意見を回答した。

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、令和4年度から、導管規模等が政令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の法的分離を実施し、あわせて、法的分離された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者とその特定関係事業者（以下、本項目において「ガス導管事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定された。その詳細は経済産業省令で定める必要があるところ、令和元年9月27日に経済産業大臣より委員会に対し、行為規制の詳細についての意見の求めがあった。

そこで、委員会は、令和元年9月より、制度設計専門会合において、ガス導管事業者等にかかる行為規制の詳細について検討を行い、第46回制度設計専門会合（令和2年3月）において「2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について」を取りまとめた（詳細は参考資料12を参照）。その後、委員会は、令和2年4月14日に、それらの内容を踏まえ経済産業省令等を改正することに関して経済産業大臣に意見を回答した。

○取りまとめの内容（抜粋）

①社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

- (ア)法的分離の対象となる一般ガス導管事業者（以下「特別一般ガス導管事業者」という。）がその特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号、商標を用いることを原則禁止とする
- (イ)一般ガス導管事業者の託送供給の業務を行う部門が、当該一般ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門の営業活動を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うことを禁止とする（特定ガス導管事業者も同様に規定）

②取締役等及び従業者の兼職に関する規律の詳細

- (ア)取締役等の兼職禁止の例外について具体的に規定
- (イ)兼職禁止の対象となる従業者の範囲を具体的に規定

③グループ内での取引に関する規律の詳細

取引規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」を具体的に規定

④業務の受委託の禁止の例外

- (ア)特別一般ガス導管事業者がその特定関係事業者及びその子会社等に例外的に託送業務等を委託することができる要件
- (イ)特別一般ガス導管事業者がその特定関係事業者から小売・製造業務を例外的に受託することができる要件

⑤情報の適正な管理のための体制整備等（特定ガス導管事業者も同様に規定）

- (ア)一般ガス導管事業者の託送供給の業務を行う部門と当該一般ガス導管者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門とが建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- (イ)一般ガス導管事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を行うこと
- (ウ)内部規程の整備、従業者等の研修・管理などの法令遵守計画を策定し、その計画を実施すること等

※一部の項目においては、一定の条件に該当する一般ガス導管事業者に限る

第5章 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 令和元年9月～令和2年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。(令和2年8月末時点の登録事業者数は75社135地域)

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

令和元年9月～令和2年8月の期間においては、熱供給事業者の新規の申請はなかった。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該熱供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして規制法附則の規定に基づき経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定。これらの事業者は、従前通り供給義務と料金規制が課せられている。

第6章 紛争処理、広報、国際連携等

第1 紛争処理

【本項目の概要】

- ・ 1件の苦情の申出があり、処理を行った。

1. あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのおっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのおっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和2年8月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員候補者は以下のとおりである。

（委員）

- ・ 稲垣 隆一
- ・ 北本 佳永子
- ・ 林 泰弘
- ・ 圓尾 雅則

（特別委員）

- ・ 小宮山 涼一
- ・ 田中 誠
- ・ 堤 あづさ
- ・ 西川 佳代
- ・ 村上 政博

令和元年9月～令和2年8月の期間において、あっせん及び仲裁の申請はなかった。

2. 苦情への対応

電気事業法、ガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、電気、ガス及び熱供給の取引に係る苦情の申出を受け付け、それを処理することとされている。

令和元年9月～令和2年8月の期間において、委員会が受け付け処理した苦情の件数は1件であった。

第2 広報の取組

【本項目の概要】

- ・ 需要家を対象にした電気・ガス料金プランの切替え意向などに関するアンケート調査を行った。
- ・ 消費者庁・国民生活センターと連携し、需要家に対するトラブル事例の注意喚起等を行った。
- ・ 小売電気事業者の撤退に伴い、一般家庭向けに一般的な契約切替えの手続き方法を周知した。

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほか、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、ダブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

消費者保護強化のため、委員会・消費者庁・独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

また、電力・ガス取引監視等委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じている。

○電力・ガス小売全面自由化に伴う広報の取組例

・アンケート調査の実施

令和元年12月に、消費者10,000人を対象に電力会社や都市ガス会社の料金プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施した。また、アンケート回答者のうち電力会社や都市ガス会社又は料金プランを切替えた1,500人に対しては、切替え後の満足度など詳細な調査も実施した。

・消費者庁・独立行政法人国民生活センターとの連携

電力・ガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信した。

・電気の契約切替え手続きを周知

電力小売全面自由化から約5年が経過し、令和2年8月末時点での小売電気事業の登録件数は670件となり、一般家庭向け電気のスイッチング件数は増加している。このような状況の下、委員会の相談窓口で契約切替えに関する相談が寄せられていたこと、また、小売電気事業者の破産や事業撤退に伴い需要家が停電（無契約状態となり、電気の供給が停止されることによるもの）となるおそれがあったことから、一般的に行われる契約切替え手続きを公表した。

第3 国際機関や海外の規制機関との連携

【本項目の概要】

- APER Forum Extraordinary Meeting に参加した。

委員会の知見を高める観点から、諸外国の規制機関などとの連携や情報交換を日頃から推進している。

令和2年8月14日には、Asia Pacific Energy Regulatory Forum (APER Forum) Extraordinary Meeting に参加した。

APER Forum Meeting は、アジア太平洋諸国のエネルギー規制機関が集まる会議体である APER Forum により、エネルギー産業・市場の発展のため、より良い規制や政策に関する意見交換の場として2012年より2年に1度の頻度で開催されている。令和2年の会合においては、新型コロナウイルスの影響によってシンガポールで開催予定の第5回会合が延期となったため、オンラインでのweb会議が開催された。アジア太平洋諸国の10か国の規制機関が出席し、新型コロナウイルス感染拡大下における各国の対応状況や今後のエネルギーシステムの課題等について議論をおこなった。

○Asia Pacific Energy Regulatory Forum Extraordinary Meeting 2018

- 出席者：海外規制機関（10か国）
- 参加国：オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、トンガ、シンガポール、タイ、米国、日本

第4 電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の設置

【本項目の概要】

- ・ 委員会を巡る状況が大きく変化していることを踏まえ、委員会の組織の在り方等を検証する専門会合を委員会の下に設置した。

委員会は、一連のエネルギーシステム改革において、自由化される電力・ガス市場における取引の監視機能を強化し、電力・ガスの適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織として2015年9月に設立された。

委員会の設立から約5年が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たに参入し、2020年4月には発送電分離が実現するなど、委員会を巡る状況は大きく変化している。

また、先の第201回通常国会においては、2019年の台風第十五号等による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、これによって委員会の業務に新たな託送料金制度や配電事業制度に係る業務が追加された。さらに、同法案の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、委員会の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、以下について調査・審議するため、2020年7月20日、「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合」を設置した。

(調査・審議事項)

- ・ 電力・ガスシステムの現状
- ・ これまでの委員会の活動、委員会が果たしてきた役割
- ・ 今後委員会が注力すべき課題
- ・ 課題に取り組むための委員会の組織の在り方等

委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

**すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を**

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く
これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、正確な情報

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、情報収集・発信し、更なる高みを目指す

1. 委員会の審議経過

第224回	令和元年9月6日	「適正な電力取引に着いての指針」の改定の建議について	公開開催
		ガス導管事業者及びそれらの特定関係事業者に係る行為規制について	
		一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について	
		都市ガスの卸取引に関する競争の促進について	非公開開催
		ベースロード市場の監視について	
		小売電気事業の登録について	
		特定供給の許可について	
指定旧供給区域熱供給規程の変更認可について			
第225回	令和元年9月11日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第226回	令和元年9月13日	令和元年台風第15号の影響による停電に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について	書面開催
第227回	令和元年9月13日	電力及びガスの小売取引の監視について	書面開催
第228回	令和元年9月20日	電力のネットワーク事業の監視について	書面開催
第229回	令和元年9月20日	令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係るガスの災害特別措置の認可について	書面開催
第230回	令和元年9月26日	令和元年台風第15号による災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について	書面開催
第231回	令和元年9月27日	託送供給等約款以外の供給条件の認可、最終保障約款以外の供給条件の承認及び離島供給約款以外の供給条件について	書面開催
第232回	令和元年9月30日	「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定について	公開開催
		離島供給約款以外の供給条件の承認について	
		小売電気事業の登録について	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について	
一般送配電事業者のエリアバランス実績量の誤算定について			
第233回	令和元年10月9日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第234回	令和元年10月11日	小売電気事業の登録について	非公開開催
		電気及びガスの小売取引の監視について	
		ベースロード市場の監視について	
		一般送配電事業者からの報告について	
第235回	令和元年10月15日	令和元年台風第19号に伴う災害に係る経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について	書面開催
第236回	令和元年10月17日	令和元年台風第19号に伴う災害に係るガスの災害特別措置の認可について	書面開催
第237回	令和元年10月23日	令和元年台風第19号に伴う災害に係る電気の災害特別措置の承認について	書面開催
第238回	令和元年10月25日	令和元年台風第19号に伴う災害に係るガスの災害特別措置の認可について	書面開催
第239回	令和元年11月5日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第240回	令和元年11月6日	原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について	公開開催
		ガス導管事業者の平成30年度の収支状況の事後評価について	
		小売電気事業の登録について	非公開開催
		ガス小売事業の登録について	
電気及びガスの小売取引の監視について			
第241回	令和元年11月18日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第242回	令和元年11月22日	電力の小売取引の監視について	書面開催
第243回	令和元年11月25日	原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について	公開開催
		ガス導管事業者の2018年度収支状況の事後評価について	
		電力広域推進機関の送配電等業務指針の変更認可について	非公開開催
		「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定の建議について	
小売電気事業の登録について			
ガス小売事業の登録及び変更登録について			
一般送配電事業者からの報告について			
第244回	令和元年12月6日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催
第245回	令和元年12月9日	一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について	公開開催
		小売電気事業の登録について	
		ガスの特別な事後監視について	非公開開催
		ベースロード市場の監視について	
		電気及びガスの小売取引の監視について	
		供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	
一般送配電事業者からの報告について			
第246回	令和元年12月19日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第247回	令和元年12月19日	電気の小売取引の監視について	書面開催
第248回	令和2年1月15日	原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について	公開開催
		一般送配電事業者の平成30年度収支状況の事後評価について	
		一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について	非公開開催
		電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(平成30年9月～令和元年8月)について	
小売電気事業の登録について			
電気の小売取引の監視について			
第249回	令和2年1月27日	供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	書面開催
第250回	令和2年1月30日	電力のネットワーク事業の監視について	書面開催
第251回	令和2年2月3日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催

第252回	令和2年2月6日	原価算定期間終了後の経過措置料金の事後評価について	公開開催	
		一般送配電事業者の2018年度収支状況の事後評価について		
		ガス導管事業者の2018年度収支状況の事後評価について		
		小売電気事業及び小売供給の登録について		非公開開催
		ガス小売事業の登録について		
		電気の小売取引の監視について		
ガスの特別な事後監視について（第二四半期）				
一般送配電事業者からの報告について				
第253回	令和2年2月18日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催	
第254回	令和2年2月21日	一般送配電事業者の2018年度収支状況等の事後評価について	公開開催	
		小売電気事業の登録について	非公開開催	
第255回	令和2年3月2日	一般送配電事業者からの報告について	非公開開催	
第255回	令和2年3月2日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催	
第256回	令和2年3月5日	小売電気事業の登録について	非公開開催	
		一般送配電事業者及び送電事業者たる法人の分割の認可について		
		みなし小売電気事業者たる法人の分割の認可について		
		電気の小売取引の監視について		
第257回	令和2年3月16日	業務改善命令について	書面開催	
第258回	令和2年3月19日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済産業大臣の電気及びガスの特別措置の認可等について	書面開催	
第259回	令和2年3月23日	託送供給約款以外の供給条件の認可及び離島供給約款以外の供給条件の承認について	公開開催	
		電力広域推進機関の2020年度予算及び事業計画の認可について		
		電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について		
		卸電力取引所の業務規程変更認可申請について	非公開開催	
		小売電気事業の登録について		
		卸電力取引所の令和2年度予算・事業計画の認可について		
第260回	令和2年3月24日	一般担保付社債の発行会社認定について	書面開催	
第261回	令和2年3月24日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催	
第261回	令和2年3月30日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済産業大臣のガスの特例措置の認可について	書面開催	
第262回	令和2年3月29日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催	
第262回	令和2年3月29日	業務改善命令について	書面開催	
第263回	令和2年4月7日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催	
第264回	令和2年4月14日	ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について	公開開催	
		一般送配電事業者からの報告について	非公開開催	
第265回	令和2年4月17日	書面により開催した委員会の議事録の作成方法について	書面開催	
第266回	令和2年4月20日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催	
第267回	令和2年4月24日	「適正な電力取引についての指針」の改定について	公開開催	
		平成28年熊本県熊本地方の地震に係る特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について		
		新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款等以外の供給条件の認可等について	非公開開催	
		小売電気事業の登録について		
		一般送配電事業者からの報告について		
経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告				
第268回	令和2年5月13日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について	公開開催	
		小売電気事業及び小売供給の登録について	非公開開催	
		一般送配電事業者からの報告について	非公開開催	
第269回	令和2年5月21日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催	
第270回	令和2年5月27日	小売電気事業の登録について	非公開開催	
		ガスの特別な事後監視について（令和元年度第3四半期）		
		熱供給事業の変更登録について		
第271回	令和2年6月3日	令和2年度ガス事業監査計画等について	非公開開催	
第271回	令和2年6月3日	電力及びガスの小売取引の監視について	書面開催	
第272回	令和2年6月4日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催	
第273回	令和2年6月10日	小売電気事業の登録について	非公開開催	
		一般送配電事業者からの報告について		
第274回	令和2年6月22日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催	
第275回	令和2年6月24日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について	公開開催	
		電力広域的運営推進機関の2019年度財務諸表等の承認について		
		卸電力取引所の業務規程の変更について（市場停止・再開時のルール）		
		「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について	非公開開催	
		一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について		
		小売電気事業の登録について		
電気の小売取引の監視について	非公開開催			
令和元年度監査結果について				
一般送配電事業者からの報告について				
第276回	令和2年7月3日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催	
第277回	令和2年7月6日	電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について	公開開催	
		一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について	公開開催	
		小売電気事業の登録について	非公開開催	
第278回	令和2年7月7日	電気の小売取引の監視について	非公開開催	
第278回	令和2年7月7日	令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催	
第279回	令和2年7月10日	令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催	
第280回	令和2年7月14日	電力及びガスの小売取引の監視について	書面開催	

第281回	令和2年7月17日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	書面開催
第282回	令和2年7月20日	電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の設置について	公開開催
		新たな託送料金制度の詳細設計の検討について	
		新型コロナウイルス感染症の影響にかかわる特定小売供給約款の特例認可等について	
		小売電気事業の登録について	非公開開催
		ガス小売事業の変更登録について	
一般送配電事業者からの報告について			
第283回	令和2年7月20日	電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の設置について	公開開催
		新たな託送料金制度の詳細設計の検討について	
		新型コロナウイルス感染症の影響にかかわる特定小売供給約款の特例認可等について	
		小売電気事業の登録について	非公開開催
		ガス小売事業の変更登録について	
一般送配電事業者からの報告について			
第284回	令和2年7月30日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催
第285回	令和2年7月30日	令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
第286回	令和2年8月6日	新型コロナウイルス感染症の影響にかかわる特定小売供給約款の特例認可等について	公開開催
		一般送配電事業者の託送供給約款の変更の認可等について	
		電気事業監査規程の改正について	
		令和2年度電気事業監査計画等について	非公開開催
		小売電気事業の登録について	
電気の小売取引の監視について			
第287回	令和2年8月26日	ガス小売事業の変更登録について	書面開催

2. 料金制度専門会合（令和2年7月20日に料金審査専門会合を改組）の審議経過

（1）料金審査専門会合

第38回	令和元年11月20日	原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について
		ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価について
第39回	令和2年1月21日	ガス導管事業者の2018年度収支状況等の事後評価について
		原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について
		一般送配電事業者の2018年度収支状況等の事後評価について

（2）料金制度専門会合

第1回	令和2年7月30日	託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について
-----	-----------	------------------------------

3. 制度設計専門会合の審議経過

第41回	令和元年9月13日	ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について
		2021年度以降のインバランス料金制度について
		需給調整市場における情報公表及び三次調整力②の連系線容量確保について
		発電側基本料金の詳細設計について
第42回	令和元年10月18日	自主的取組・競争状態のモニタリング報告（平成31年4月～令和元年6月期）
		電力卸市場に関する市場間相場操縦規制について
		ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について
		2021年度以降のインバランス料金制度について
第43回	令和元年11月15日	2020年度に実施する2024年度向けブラックスタート機能公募について
		発電側基本料金の詳細設計について
		ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について
		発電側基本料金の詳細設計について
第44回	令和元年12月17日	2022年度以降のインバランス料金制度について
		調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱いについて
		電力卸市場における相場操縦規制等の在り方について
		公営電気事業における売電契約の実態調査について
第45回	令和2年2月10日	2022年度以降のインバランス料金の詳細設計について
		電力卸市場における相場操縦規制等の在り方について
		需給調整市場の監視と価格規律の在り方について
		発電側基本料金の詳細設計について
第46回	令和2年3月31日	一般送配電事業者による2020年度向け調整力の公募調達結果等について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告（2019年7～9月期）
		約款上の送電ロス率の変更について
		ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について
第47回	令和2年5月18日	需給調整市場の監視と価格規律の在り方について
		発電側基本料金の詳細設計について
		発電・小売間の不当な内部補助防止策について
		ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について
第48回	令和2年6月30日	2020年2月23日のインバランス料金の動き及びそれを踏まえた対応について
		2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）に対するパブリックコメント実施結果について
		新たなインバランス料金制度を踏まえた収支管理のあり方等について
		需給調整市場における一次調整力～三次調整力①向けの連系線容量の確保量について
第49回	令和2年7月31日	小売市場重点モニタリング調査結果及び発電・小売間の不当な内部補助防止策について
		卸電力市場のモニタリングについて
		発電側基本料金の詳細設計について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告（2019年10月～12月）
第47回	令和2年5月18日	需給調整市場の監視及び価格規律のあり方
		今年度実施する調整力の公募調達について
		卸電力市場のモニタリングについて（発電所の情報公開関係）
		発電・小売間の不当な内部補助防止策について③
第48回	令和2年6月30日	スマートメーターにより計測された発電電力量データ（速報値）の発電事業者等への提供について
		2022年度以降のインバランス料金の詳細設計等について
		2021年度向け電源I'の連系線確保量について
		需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について
第49回	令和2年7月31日	モニタリングレポート（令和2年1月～3月期）
		新たなインバランス料金制度を踏まえた収支管理のあり方等について
		スマートメーターにより計測された発電電力量データ（速報値）の発電事業者等への提供について
		2020年6月21日のインバランス料金の動きについて（報告）

4. 火力電源入札専門会合の審議経過

第6回	令和元年9月2日	火力電源入札制度の在り方について
-----	----------	------------------

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など (令和元年9月～令和2年8月)

<勧告・建議>

	令和元年9月 ～令和2年8月	
	件数	内訳
事業者勧告 【第66条の12第1項】	2	<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力ミライズ株式会社に対する契約締結後交付書面の不交付等に関する業務改善勧告 ・あくびコミュニケーションズ株式会社に対する法に規定する説明義務及び書面交付義務の不履行に関する業務改善勧告
建議 【第66条の14第1項】	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「適正な電力取引についての指針」の改正に関する建議 ・「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定に関する建議 ・「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和元年9月 ～令和2年8月
小売電気事業登録 【第2条の2】	83
小売供給登録 【第27条の15】	3
特定供給の認可 【第27条の30第1項】	2
卸電力取引所業務規程変更認可 【第99条第1項】	2
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第99条の6】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第21条第2項ただし書】	49

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	3
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	2
電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】	1
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	1
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	3
特定小売供給等約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	75
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	6
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	86
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※1)
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項ただし書】	10 (※1)
一般送配電事業者たる法人の分割の認可 【第 10 条 2 項】	8
送電事業者たる法人の分割の認可 【第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 2 項】	1
託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】	15
託送供給等約款の変更の届出 【第 18 条 5 項】	4 (※1)

(2) ガス

	令和元年9月 ～令和2年8月
ガス小売事業登録 【第3条】	3
ガス小売事業変更登録 【第7条第1項】	33
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【3弾法附則第22条第4項によりなおその効力を有する 旧法第20条但し書】	20
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第40条第1項】	28
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第2弾改正法附則第23条第1項】	17
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【3弾法附則第22条第4項により なおその効力を有する旧法第18条第1項】	1 (※1)
託送供給約款の認可 (託送供給約款の変更認可を含む) 【第58条】	3
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第49条第3項及び第50条第1項】	4 (※1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第49条第3項、第50条第1項、第76条第4項及び第 77条第3項】	7 (※1)
託送供給約款以外の供給条件の認可 【第48条第3項ただし書】	35
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者並びにそれ らの特定関係事業者に係る行為規制の詳細	1 (※1)

(3) 熱

	令和元年9月 ～令和2年8月
熱事業変更登録 【第7条第1項】	1
指定旧供給区域熱供給規程変更認可 【附則第52条第1項】	9

<地方経済産業局長からの意見聴取への回答(※2)>

(1) 電気

	令和元年7月 ～令和2年3月
特定供給の許可 【第27条の30第1項】	18

(2) ガス

	平成元年7月 ～令和2年3月
ガス小売事業者の登録 【第3条】	4
ガス小売事業の変更登録 【第7条第1項】	23
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【3 弾法附則第22条第4項】	6
指定旧供給区域等の変更の許可 【3 弾法附則第23条第1項】	3
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第24条第1項】	1
指定旧供給地点の指定解除 【3 弾法附則第28条第2項】	60
指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可 【3 弾法附則第28条第4項】	120
指定旧供給地点の変更の許可 【3 弾法附則第29条第1項】	58

指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第 30 条第 1 項】	22
託送供給約款の制定不要承認 【法第 48 条第 1 項ただし書】	74
託送供給約款の変更認可 【法第 48 条第 2 項】	160
託送供給約款の特例認可 【法第 48 条第 3 項ただし書】	72
最終保障供給の特例承認 【法第 51 条第 2 項ただし書】	2
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【法第 76 条第 1 項ただし書】	4
旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】	5
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】	3
指定旧供給地点小売供給の廃止の許可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する 第 13 条第 1 項】	1
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【法第 40 条第 1 項】	76
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【法第 42 条第 1 項】	3
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【法第 42 条第 2 項】	2
原価算定期間又は原資参入期間終了後に経済産業省が毎年 度行う定期的な評価について	6 (※ 1)

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 電気事業法に基づく電気の特定期間の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許

認可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が令和2年4月に事務局から報告を受けた内容（令和元年7月～令和2年3月までの実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。

(参考資料4) 令和元年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、精算完了まで最長14ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調査件数490件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は45件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
2	禁止行為	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。工事完成後、精算完了まで最長17ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務輻輳によるもの等、合理的な理由があったとは認め難いものがあった。 *調査件数248件、精算完了まで8ヶ月以上を要した案件は8件で、いずれも事務工程管理等の不足。	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項 (約款遵守) ②託送供給等約款 (工事費負担金の申受けおよび精算)
3	財務諸表	委託費の損益計算書上の計上区分(販売費と一般管理費)誤り	カスタマーセンターのサーバー「開発機」用のソフトウェア使用許諾料が販売費に計上され、カスタマーセンターのサーバー「本番機」用のソフトウェア使用許諾料が一般管理費に計上されていた。	両者はいずれもカスタマーセンターのサーバーに関するソフトウェアの使用許諾料であり、同一の計上科目(一般管理費)を用いることが適当と考えられる。なお、この誤りにより、託送収支・部門別収支について修正を要する。	電気事業会計規則 別表第一
4	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の算定に当たり、基準接続供給費用比の算定誤りにより、適正な算定方法となっていなかった。なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第18.
5	託送収支	社内取引明細表の算定誤り	社内取引明細表における基準託送供給料金相当額等取引収益について、適正な算定方法となっていなかった。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1第1表
6,7	託送収支・部門別収支	退職給与金の配賦方法誤り	退職給与金の8部門への直課方法について、適正な算定方法(配分比率)となっていなかった。なお、平成28年度及び平成29年度計算書においても同様の算定方法となっていることが確認された。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6. (3)
8,9	託送収支・部門別収支	一般管理費(委託費)の配賦比率の算定誤り	一般管理費の8部門整理の際、直課により難い「その他委託費」の配賦比率の算定において、振替前※の電気事業営業費用の値を用いて当該比率を算定していた。 ※電気事業営業費用について、費用の発生の主な原因を勘案し、一部の部門間で費用の振替を行っている	諸元の確認を入念に行い、一般管理費の配賦比率を算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第12. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第2 6. (2)②
10	託送収支	託送収支計算書の公表誤り	令和元年7月末に事業者HPで公表済の平成30年度託送収支計算書の一部について、誤って古いバージョンのものを公表していた。	公表用資料の内容確認を入念に行い、公表を行うべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則第4条第2項

(参考資料5)「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表 (令和2年6月建議分)

改定案	現行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて</p>

改 定 案	現 行
<p>取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(f) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。但し、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない。(注)</u></p> <p><u>(g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）</u></p> <p>(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うもの</p>	<p>取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(f) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うもの</p>

改 定 案	現 行
<p>をいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用）、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。また、<u>上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。他方で、出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。</u></p> <p><u>（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記の但書に該当せず、出力低下の24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。</u></p> <p>（略）</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (g)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止、並びに10万キロワット以上の出力低下に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、<u>停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</u></p> <p>（略）</p>	<p>をいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用）、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。</p> <p>（略）</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (e)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止又は計画停止に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>（略）</p>

改 定 案

i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止を予定する期間 	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

現 行

i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

(略)

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止を予定する期間 	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

《出力低下の場合》

公表内容	公表時期
<u>出力低下の見込み</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>発電事業者名</u> ● <u>出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量、当該発電ユニットが所在するエリア</u> ● <u>出力低下を見込む期間（期間中に出力低下量の変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値）</u> 	<u>24時間以上の出力低下が見込まれた後速やかに</u>
<u>出力低下の見込みの変更</u>	<u>見込みの変更後速やかに</u>
<u>出力低下解消時期の公表（公表済みの出力低下の見込みどおりに出力低下が解消される場合は不要）</u>	<u>出力低下の解消時期の決定後速やかに</u>

(略)

ii 公表方法

(略)

(新設)

(略)

ii 公表方法

(略)

改 定 案	現 行
<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（偽装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと ○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等） <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引 ○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為 ○ <u>他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為</u> ○ 市場相場を上げる又は下げることを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場を上げる場合等） ○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行っ 	<p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（偽装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと ○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと ○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等） <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引 ○ 取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為 ○ <u>（新設）</u> ○ 市場相場を上げる又は下げることを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場を上げる場合等） ○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行っ

改 定 案	現 行
<p>て市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>	<p>て市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p>
<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>
<p>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p>

(参考資料4)「新しい火力電源入札の運用に係る指針」改定案 新旧対照表

改定後	現 行
<p>I. はじめに</p> <p>(略)</p> <p>火力全面入札制度の廃止以降も、電気事業法上は一般電気事業者が自主的に入札を行うことは可能であったが、卸供給事業者（以下「I P P事業者」という。）をはじめとする新規参入者による卸供給は活発とは<u>言い難かった。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、平成24年3月に電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）が取りまとめた報告書においては、一般電気事業者の設備関係費用一般について複数の調達先があるものについては入札等を行うことが原則とされ、とりわけ、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則としてI P P入札 を実施すべきである旨の方針が<u>示された。</u></p> <p>(略)</p> <p>その後、平成28年4月の制度改正により小売電気事業が全面自由化され、<u>小売料金に関する規制も原則として撤廃されることとなった。(競争が十分機能するまでの間は、経過的な措置として、旧一般電気事業者の小売部門であった事業者(みなし小売電気事業者)には一部規制料金規制(特定小売供給約款)を残すこととされた。)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>これにより、<u>小売市場に多くの新電力が参入しそのシェアは年々増加しており、また卸売分野における競争も拡大しており、こうした競争を通じて、旧一般電気事業者においてもできるだけ効率的に電源を調達しようとする圧力は高まっていると考えられる。</u></p>	<p>I. はじめに</p> <p>(略)</p> <p>火力全面入札制度の廃止以降も、電気事業法上は一般電気事業者が自主的に入札を行うことは可能であったが、<u>平成14年度を最後に入札は実施されておらず、卸供給事業者(以下「I P P事業者」という。)をはじめとする新規参入者による卸供給は活発とは言い難い。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、平成24年3月に電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）が取りまとめた報告書においては、一般電気事業者の設備関係費用一般について複数の調達先があるものについては入札等を行うことが原則とされ、とりわけ、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則としてI P P入札 を実施すべきである旨の方針が<u>示されている。</u></p> <p>(略)</p> <p>その後、平成28年4月からの小売全面自由化などの制度改正が行われ、<u>電気事業法に基づく小売料金規制は、旧一般電気事業者の小売部門であった事業者(みなし小売電気事業者)に対し、競争が十分機能するまでの間の経過的な小売料金規制(特定小売供給約款に係る規制)として講じられることとなった(離島供給及び最終保障供給を除く)。</u></p> <p><u>これに伴い、小売料金規制を前提とした本指針は従前と位置付けを大きく変え、競争が十分機能するまでの間の経過的な特定小売供給約款の料金の適正性を確保することを目的に、みなし小売電気事業者が入札により火力電源を調達しようとする場合の基本的な事項を定めるものとして、抜本的に見直されている。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改定後	現行
<p><u>こうした状況変化を踏まえると小売電気事業者における競争が限定的であった制度下において旧一般電気事業者における電源調達を効率化し、ひいては小売電気料金の適正化を促すために制定された本指針は役割を終えたとも考えられるが、競争が十分機能するまでの間の経過的な措置として特定小売供給約款（経過措置料金規制）が維持されている趣旨を踏まえると、引き続き、みなし小売電気事業者が火力電源を調達しようとする場合には、入札による調達を促進し、その透明性を高めることは重要であると考えられる。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行うこととする。</u></p> <p><u>また、みなし小売電気事業者が火力電源の調達に際して、効率性を高める観点から、自らの創意工夫により本指針に基づかない方法によって調達することは妨げられるものではない。</u></p> <p>II. 新しい火力電源入札の実施に関する基本的事項</p> <p>1. 基本的方針</p> <p>(1) <u>みなし小売電気事業者による火力電源の調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとされているが、本指針に基づく入札により調達する場合には、効率的な方法で調達を行ったとみなすことができる。</u></p> <p>(2) <u>みなし小売電気事業者が本指針に基づいて入札による調達を行う場合、自社で電源を新設・増設・リプレースしようとする場合はみなし小売電気事業者自身も応札することが可能である。また、みなし小売電気事業者が他の小</u></p>	<p><u>ただし、みなし小売電気事業者が入札の実施に際して、本指針に基づくものの他、自発的に公平性や競争性を高めるための追加的な措置を講じることは、入札の公正性や競争性を高める観点から有用であり、妨げられるものではない。</u></p> <p>II. 新しい火力電源入札の実施に関する基本的事項</p> <p>1. 基本的方針</p> <p>(1) <u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>火力入札の実施主体はみなし小売電気事業者^(注)とし、自社で電源を新設・増設・リプレースしようとする場合はみなし小売電気事業者自身も応札することが可能な制度とする。また、みなし小売電気事業者が他の小売電気事業</u></p>

改 定 後	現 行
<p>売電気事業者と共同で入札を実施することも可能である。電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、<u>入札を実施し他の事業者（当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。）による応札があった場合には、落札価格を適正な原価とみなし、入札を実施し自社応札のみとなった場合及び入札を経ない場合には、入札を実施して他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。</u></p> <p><u>(注) (削る)</u></p> <p>(3) <u>みなし小売電気事業者（以下「入札実施会社」という。）が本指針に基づき火力入札を実施する場合には、本指針に基づいて入札要綱を策定し、これを実施する。</u></p> <p>(4) <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>者と共同で入札を実施することも可能な制度とする。電気料金算定に当たっては、料金認可プロセスにおいて、<u>みなし小売電気事業者の自社の発電部門及び子会社等が設置した電源のうち入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ないものは、入札された場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。</u></p> <p><u>(注) 火力入札実施時におけるみなし小売電気事業者の子会社等（子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいい、当該みなし小売電気事業者が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社等を含む。以下同じ。））、同条第4号に定める親会社及び当該親会社の子会社をいう。以下同じ。）が電源を新設・増設・リプレースしようとする場合も、当該みなし小売電気事業者が火力入札を実施するものとする。</u></p> <p>(3) <u>火力入札は、本指針に基づき入札を実施するみなし小売電気事業者（以下「入札実施会社」という。）が策定する入札要綱により、これを実施する。</u></p> <p>(4) <u>みなし小売電気事業者が他の事業者（当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。）が自らの発意で建設する^(注)火力電源から電気の供給を受けようとする場合（自家発余剰購入を含む。）は、必ずしも火力入札を実施することは要しないが、電気料金審査のプロセス等において卸電力取引所からの調達や入札等の効率化努力がなされているか否かが問われることとなる。</u></p> <p><u>(注) どのような場合に他の事業者（みなし小売電気事業者の子会社等を除く。）が自らの発意で建設すると判断するかについては、2. で後述する。</u></p> <p>2. 入札の実施を要する電源</p> <p>(1) <u>みなし小売電気事業者が新設・増設・リプレースされる火力電源から供給を受けようとする場合は、原則全ての火力電源を本指針に基づく入札の対象</u></p>

改 定 後	現 行
<p>(削る)</p>	<p><u>とし、自社及び他の事業者が応札することができることとする(注)。ただし、みなし小売電気事業者が他の事業者(当該みなし小売電気事業者の子会社等を除く。)が建設する火力電源から供給を受けようとするときであって、当該電源の建設が当該他の事業者の発意で行われると認められる条件として定める以下の各条件の全てに適合している場合には、火力入札を不要とする。</u></p> <p><u>(a) 当該みなし小売電気事業者が、設備投資計画や資金計画の方針決定に関する当該電源の建設者への影響力を有していないこと</u></p> <p><u>(b) 当該電源の建設に係る資金調達が、当該電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社等からの資金融通で行われていないこと</u></p> <p><u>(※1) 長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。</u></p> <p><u>(c) 当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていること</u></p> <p><u>(※2) 公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えすることはできない。</u></p> <p><u>(注) 火力入札以外の方法により安価に供給を受けることについて合理的な説明ができる場合には、火力電源入札専門会合において検討・審議を行った上で、火力入札を不要とする。なお、みなし小売電気事業者が火力入札によらず、発電事業者と相対で契約し、電気を調達する場合、みなし小売電気事業者の営業費用のうち購入電力料の査定でみなし小売電気事業者側の効率化努力が問われることとなる。また、本指針に基づく入札を実施することなく、自社で火力電源を新設・増設・リプレースした場合には、電気料金審査のプロセス等において、調達価格その他について評価されることとなる。</u></p> <p>(2) <u>火力以外の大型電源については、発電事業者の参入による競争が実態的に想定できないことから、本指針の対象外とする。また、再生可能エネルギー電源については、固定価格買取制度が導入されたことから、本指針の対象外とする。</u></p>

改定後	現 行
<p>2. 入札実施方法に係る基本的考え方 (1) ~ (7) (略)</p>	<p>(3) <u>自家用発電所運転半期報の対象となっていない1,000kW未満の供給については、火力入札の実施に要するコストや運用段階での業務効率等にかんがみ、上記の例外として必ずしも火力入札の実施を求めない。ただし、有識者会議での議論を踏まえれば、機器入札を実施する等可能な限り競争的手段を活用し、最大限の効率化努力がなされることが前提となる。</u></p> <p>(4) <u>これまで火力入札が実施されてきた1,000kW以上の離島電源については、原則として火力入札の対象外とする。ただし、当該電源については、離島の電力供給主体である一般送配電事業者(一般送配電事業者が電源を保有しない場合は電源を保有する発電事業者)が機器入札を適切に実施していない場合には、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する。</u></p> <p>(5) <u>副生ガス利用が前提となっている電源については、当該地点での電源開発・リプレースが実施されない場合、別途副生ガスの利用方法を検討することとなり、設備の重複投資等で結果的に社会的費用の増大につながるおそれがあるため、必ずしも火力入札の実施は要しない。その場合、機器入札を実施する等可能な限り競争的手段を活用し、最大限の効率化努力がなされることが望ましい。</u></p> <p>(6) <u>上記で火力入札の対象外としたものであっても、事業者の自主的な取組として入札を実施することは、妨げられない。</u></p> <p>(7) <u>なお、上記で火力入札の対象としたものであっても、入札では対応し難い緊急時等の極めて短期の電源開発が必要になった場合は、例外的に火力入札の対象外とする。また、火力発電の高度化のための技術開発に資する設備を建設する場合等、上記の整理により難い特別の事情がある場合において後述する中立的機関が特別に認めたときも、例外的に火力入札の対象外とする。ただし、例外措置の適用は限定的になされるべきである。</u></p> <p>3. 入札実施方法に係る基本的考え方 (1) ~ (7) (略)</p> <p>4. 入札要綱(評価項目・基準・方法を規定)の策定及び公表</p>

改定後	現行
<p>3. 入札要綱（評価項目・基準・方法を規定）の策定及び公表</p> <p>(1) 主体</p> <p>入札要綱については、入札実施会社が作成し、公表するものとする。なお、入札実施会社は入札要綱を公表する前（後述する提案募集の実施後）に、入札要綱案を後述する中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱案を本指針に合致していないと認めるときには、入札実施会社はこれを修正するものとする。</p> <p>(2) ～ (12) (略)</p> <p>4. 実効性・競争性の確保策</p> <p>(略)</p> <p>5. 評価及び落札者の決定の方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 落札者の決定の方法及び容量別の応札価格の設定について</p> <p>(a) 応札の最低条件</p> <p>落札者の決定方法については、電源の入札価格に5. (1)における価格要素及び非価格要素を反映したものを評価額として、評価額の安いものから順位付けをし、募集枠に到達する電源までを落札者とするを原則とする。ただし、当落線上の電源の扱いについては、入札実施会社の中長期の電源計画の状況や募集規模を超過する度合い等により左右され得ることから、例えば、以下の手法①～③のうち、入札実施会社が選択する手法により決定することとする。また、選択する手法は、入札要綱において明確化することが適切である。</p> <p>(b) (略)</p> <p>6. 評価及び落札者の決定の方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>(1) 主体</p> <p>入札要綱については、原則として本指針に従って、入札実施会社が作成し、公表するものとする。なお、入札実施会社は入札要綱を公表する前（後述する提案募集の実施後）に、入札要綱案を後述する中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱案を本指針に合致していないと認めるときには、入札実施会社はこれを修正するものとする。</p> <p>(2) ～ (12) (略)</p> <p>5. 実効性・競争性の確保策</p> <p>(略)</p> <p>6. 評価及び落札者の決定の方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 落札者の決定の方法及び容量別の応札価格の設定について</p> <p>(a) 応札の最低条件</p> <p>落札者の決定方法については、電源の入札価格に6. (1)における価格要素及び非価格要素を反映したものを評価額として、評価額の安いものから順位付けをし、募集枠に到達する電源までを落札者とするを原則とする。ただし、当落線上の電源の扱いについては、入札実施会社の中長期の電源計画の状況や募集規模を超過する度合い等により左右され得ることから、例えば、以下の手法①～③のうち、入札実施会社が選択する手法により決定することとする。また、選択する手法は、入札要綱において明確化することが適切である。</p> <p>(b) (略)</p> <p>7. 評価及び落札者の決定の方法</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>

改 定 後	現 行
<p>Ⅲ. 入札実施フロー (略)</p> <p>落札候補者を内定した入札実施会社は、評価報告書案を中立的機関に提出する。中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施する。<u>また、入札手続きに関して操作等が疑われる事情がないか確認を行い、問題がある場合には本指針に基づいた入札と認めないこととする。</u></p> <p>Ⅳ. 本指針の見直し</p> <p>電力システム改革については、平成28年4月に小売全面自由化が行われたが、今後、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとされており、これ以降は経済産業大臣の指定を受けないみなし小売電気事業者については小売電気料金に関する料金規制が撤廃される制度となる。</p> <p>本指針は、<u>第6次改訂時点(令和元年●月)</u>における電力システムや小売市場における競争の状況を前提に検討されたものであり、本指針については、上記のような電力システム改革の動向や、火力入札の実施状況(入札が実施されているかどうかや、応札がどの程度あるか等)、小売市場における今後の競争の動向等を踏まえ、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である。</p>	<p>Ⅲ. 入札実施フロー (略)</p> <p>落札候補者を内定した入札実施会社は、評価報告書案を中立的機関に提出する。中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施する。</p> <p>Ⅳ. 本指針の見直し</p> <p>電力システム改革については、平成28年4月に小売全面自由化が行われたが、今後、<u>平成32年4月に送配電部門の法的分離が行われることとされており、これ以降は経済産業大臣の指定を受けないみなし小売電気事業者については小売電気料金に関する料金規制が撤廃される制度となる(離島供給及び最終保障供給を除く)。</u></p> <p>本指針は、<u>第5次改訂時点(平成28年4月)</u>における電力システムや小売市場における競争の状況を前提に検討されたものであり、本指針については、上記のような電力システム改革の動向や、火力入札の実施状況(入札が実施されているかどうかや、応札がどの程度あるか等)、小売市場における今後の競争の動向等を踏まえ、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である。</p>

(参考資料7) 一般送配電事業者の2018年度収支状況等の事後評価 とりまとめ

2020年2月21日

電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合

1. はじめに

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すべく、一般送配電事業者の収支状況等の事後評価を実施し、前回に引き続き、以下2点について重点的に議論した。

- ① 効率化に資する他社の取組の導入や仕様の統一化等を通じた調達合理化を進めることで、更なるコスト削減を図ること
 - ② 中長期的な観点から、計画的かつ効率的に設備投資や高経年化対策を進めること
- なお、今回の事後評価に際しては、北海道電力、東京電力 PG、中部電力の3社からヒアリングを実施した。

2. 平成30(2018)年度の収支状況等の事後評価の結果概要

(1) 託送収支の状況¹ (全10社)

① 法令に基づく事後評価

平成30(2018)年度の当期超過利潤累積額について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準を超過した事業者はいなかった(フロー管理)。東京電力 PG については、平成29(2017)年度収支から廃炉等負

¹ 2020年1月21日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、電気事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

担金を踏まえて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった²。

② 収支全体について

収入面については、節電・省エネ等により電力需要が減少したため、北陸電力を除く9社において、実績収入が想定原価を下回った。特に、北海道電力、関西電力は5%以上減少となった。

費用面については、北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力の5社において、主に人件費・委託費等の増加により、実績費用が想定原価を上回った一方で、東京電力 PG、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力の5社においては、主に設備関連費の減少により、実績費用が想定原価を下回った。

この結果、平成30(2018)年度の託送収支においては、東京電力 PG、中部電力を除く8社で当期超過利潤がマイナス（当期欠損）となった。

なお、実績費用が増加した5社中3社(北海道電力、北陸電力、中国電力)においても、設備関連費は想定原価を下回っていた。一般送配電事業者の収支全体としては、収入が減少又は横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費が維持・増加し、設備関連費が減少しているといえる。

③ 人件費・委託費等について（OPEX:運営的費用）

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発に係る委託費等の費目が含まれる。

平成30(2018)年度は、前年度と同様、東京電力 PG を除く9社で実績費用が想定原価を上回り、このうち、東北電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の6社については、主に給料手当の増加により、想定原価から10%以上上回っていた。

人件費や委託費については、昨今の経済情勢も踏まえると単価の大幅な引き下げは難しいと考えられるが、そうした状況においても引き続き効率的な人員配置を追求していくべきである³。

④ 設備関連費について（CAPEX：資本的支出）

設備関連費には、修繕費、減価償却費等の費目が含まれる。

平成30(2018)年度は、前年度と同様、東北電力、沖縄電力を除く8社で実績費用が想定原価を下回り、このうち、東京電力 PG、関西電力については、主に修繕費の減少により想定原価から10%以上下回っていた。

² 委員からは、東京電力 PG の廃炉等負担金は制度として決まったものではあるものの、本来値下げ原資に使えたはずのものが使えなかったということでもあるので、託送料金を負担している需要家に丁寧に説明していくことが必要との意見があった。

³ 委員からは、点検業務等の効率化が人件費削減につながったという姿を見せて欲しいとの意見があった。

修繕費については四国電力、沖縄電力を除く 8 社で、減価償却費については東北電力、沖縄電力を除く 8 社で、想定原価を下回っていた。各社においては、調達合理化や延伸化措置等によるコスト削減に取り組みつつも、再生可能エネルギーの導入拡大や高経年化対応、レジリエンス強化等のために必要となる修繕や投資を適切かつ着実にやっていくべきである。

(2) 経営効率化や高経年化対策に向けた取組状況 (3 社)

① 経営効率化の実施状況

ヒアリング対象事業者 3 社（北海道電力、東京電力 PG 及び中部電力）における経営効率化の取組状況を確認したところ、例えば北海道電力では、抜本的な効率化に向けた意識改革を全社的に進めるべく、2018 年 12 月から東京電力 PG や中部電力でも取り入れている「カイゼン」に取り組んでいた。また、需要家からの設備障害に関する通報の際、インターネット経由で当該設備写真を送付してもらうことにより設備障害の緊急性、現地出向の必要性等を迅速に判断できる Web ツールを開発するといった東京電力 PG の取組など、IoT を活用しながら効率化を進めていることを確認した。こうした各社の費用削減に向けた取組は一定の評価ができる。各社においては、今回紹介された新たな取組事例も参考に、引き続き、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めていくべきである。また、各社間で協力しながら、各社による効率化事例を全社共通の取組へと広げていくことを期待する。

なお、前回の事後評価では、送配電部門全体としての効率化の実績・見通し・目標や個別取組に関する各社の説明が必ずしも具体的・定量的ではないこと等を課題として指摘したが、昨年 3 月に各社が自主的に策定・公表した調達改革ロードマップにおいて、全 10 社で統一した仕様に基づく調達について KPI を設定するなど、一定の進展も見られた。ただし、その取組も限られた範囲のものとなっている。

今後、再生可能エネルギー電源等の系統連系ニーズの増加や高経年化への対応など、送配電設備に関する費用上昇が見込まれる。公共性のある財・サービスの提供を独占的に担う各社においては、東京電力 PG が 2025 年度までに「託送料金原価 2016 年度比 ▲ 1,500 億円」と掲げているように、中長期的なコスト削減目標を掲げて、効率化に向けた自社の対応や取組の全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが求められる⁴。

⁴ 委員からは、欧州に比べて調達コストが 4 倍程度高いと疑われている中、単に効率化では費用を賄えないという理由だけでは託送料金の値上げは通らない、効率化に十分取り組んだという丁寧かつ納得感のある説明が必要との意見があった。

② 調達合理化に向けた取組状況

i) 仕様の統一化

仕様の統一化について、前回の事後評価で各社が掲げた今後の取組の進捗状況を確認したところ、超高圧送電線の付属品や 154kV CV ケーブル、66・77kV 変圧器の付帯品の仕様統一化に向けた検討が継続されていること等が報告された。また、架空送電線

(ASCR/AC)、66・77kV ガス遮断器、6.6kV 地中ケーブルについて、仕様統一化や調達改革に向けた自主的ロードマップを各社が策定し、全 10 社による仕様統一化に向けた調整が完了したこと等も報告された。

付属品や個別の要求仕様(オプション)など、基本仕様に上乗せした各社独自の仕様の存在が調達市場の規模を小さくし、調達コストの上昇につながっている可能性もある。また、設備仕様の共通化は災害時等の復旧作業の円滑化等に資するとも指摘されている。各社においては、調達改革ロードマップの品目拡大や国際調達を可能にすることも含め、調達コストの削減に向けて、更なる仕様の標準化・共通化に取り組むべきである。将来的には、原則各社共通仕様とし、自社仕様を用いる場合はその合理性について説明が求められるといった方向に考え方を転換していくことが期待される⁵。

ii) 競争発注比率、発注方法の工夫・改善

東京電力 PG は競争発注比率が 70%を超える一方、北海道電力及び中部電力は競争発注比率が 40%台となっていた。北海道電力、中部電力においては、特に配電工事にかかる比率が 7%程度と低くなっていたが、両社ともに、発注の競争化に向けて取り組んでいることを確認した。

また、今回の事後評価では、競争発注比率の向上は透明性を高めていく観点から進めていくべきであるものの、新規取引先の拡大など、実質的な競争を働かせる取組を推進していくことが非常に重要との認識が改めて共有された。地元の中小・中堅企業などに取引先を拡大していくことは、競争を通じた調達コストの低減のみならず、災害時等に備えた体制整備などレジリエンス強化の観点からも重要である。その観点から、配電工事に係る机上管理業務と施工を分離発注することで、申請書作成等の事務負担が原因で入札できないという制約を取り除き、地元工事会社などの参入促進を図っているという中部電力の取組は評価に値する。

各社においては、競争発注比率を可能な限り高めていくとともに、今回紹介された中部電力の取組事例や、前回の事後評価で東京電力 PG から紹介された取引先との協働（コスト削減及びそれにより生まれた利益の共有）による Win-Win の関係構築といった取組なども参考に、発注方法の更なる工夫・改善に向けて継続的に取り組んでいくべきである。

⁵ 委員からは、共同調達にあたっては、調達市場における公正競争の確保に十分留意しつつ取り組んでほしいとの意見があった。また、物品調達だけでなく、工事費も含めてトータルでコストを抑制していくことが重要であり、物品仕様の標準化だけで終わりにしないでほしいとの意見があった。

③ 計画的かつ効率的な高経年化対策の推進

高経年化対策の状況を確認したところ、北海道電力及び東京電力 PG からは中長期的にみた更新工事量の見通しが提示されるとともに、東京電力 PG や中部電力からは 10 年程度、北海道電力からは 5 年程度の工事量ベースでの更新計画が提示された。一方で、中部電力が 1 年あたりの更新投資想定額を提示した以外は、中長期的にみた更新投資額の見通しや計画は提示されなかった。このため、安定供給のために必要となる投資金額が十分確保できているか定量的に確認できるよう、投資額に関する計画についても提示してほしいとの意見が多く見られた。

高度成長期に整備された設備が今後更新の時期を迎える。こうした中で、安定供給を確保しつつ、託送料金を抑制するには、設備ごとに、劣化状況等を踏まえて故障確率及び故障した場合の影響の大きさを評価し、修繕・更新等の対策に要する費用を見積もり、これらを踏まえて最適なタイミング・方法で対策を講じるなど、できるだけ効率的に高経年化対策を進めていくことが重要である。またその際、施工力の観点から、工事量をできるだけ平準化して対策を進めることが望ましく、中長期的に計画的に進めることが有効であると考えられる。

東京電力 PG 及び中部電力からは、IoT や AI 等を活用したアセットマネジメントシステムの導入により、点検・故障等のデータをデータベース化して分析・活用し、設備投資・更新の最適化や平準化を進めていく方向で取り組んでいるとの表明があったが、これを各社共通の取組として進めていくことが求められる。このシステムが適切に機能すれば、設備投資や高経年化対策の計画を効率的なものへと深化させていくことが可能になるとともに、系統利用者や最終的な費用負担者である需要家が高経年化に係る工事量や投資額が適切であると判断しやすくなると考えられる⁶。

各社においては、再生可能エネルギーの導入拡大や人口減少といった事業環境の変化も踏まえ、将来の系統がどうあるべきか検討しつつ、アセットマネジメントシステムの導入を通じて、中長期的視点で計画的かつ効率的に設備投資や高経年化対策を進めるべきである。また、設備投資や高経年化対策に係る中長期計画や進捗について、工事量のみならず投資金額も提示するなど、その取組状況を適切に説明していくことが求められる。

④ 安定供給に向けた取組

一需要家当たりの停電回数、停電時間を確認したところ、2018 年度は、地震や台風といった大規模災害の影響によって、北海道電力及び中部電力の一需要家当たりの停電回数・停電時間が大きく増加した。東京電力 PG においても先般の台風の影響による停電等があったが、各社はそれらの経験を踏まえ、アクションプランをとりまとめ、自治体を含む関係者による

⁶ 委員からは、高経年化等に係る中長期的な工事量を開示していくことは、工事業者が事業見通しを立てる上でも有益であり、工事の競争性を高めていくことにもなるとの意見があった。また、施工力についても、各社で協力しながら計画的に確保していくことが重要との意見があった。

訓練に加え、関係機関等との連携強化、災害復旧対応に資するシステム整備(ドローン活用、活動状況のリアルタイム共有等)、需要家への情報発信の強化(他電力とのコンタクトセンターの共同運営、スマホアプリの機能拡充等)など、災害時等に備えた様々な取組を進めていた。

大規模災害時を含め、一般送配電事業者が安定供給面で果たす役割は大きい。効率化等によるコスト削減に取り組みつつも、安定供給に必要となる投資等についてはしっかり確保していくことが重要である。

3. 更なるコスト削減と質の高い電力供給の両立に向けて

再生可能エネルギーの導入拡大や送配電設備の高経年化への対応が増大する一方で、人口減少や省エネ等により電力需要が伸び悩むなど、我が国の電力系統を取り巻く事業環境が大きく変化していく中においては、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかりと確保すると同時に、更なるコスト削減を促していくことが重要となる。一般送配電事業者の収支状況を見ると、収入が減少又は横ばいとなる中で、総じて設備関連費が減少しているが、この費用削減が効率化によるものであれば良いものの、本来であれば再生可能エネルギーの拡大や安定供給のために必要であった投資が先送りされたり、実施されなかったりといった結果によるものであってはならない。

現在、資源エネルギー庁において、必要な投資促進と効率化の徹底を両立させる託送料金制度の在り方について検討が進められているが、本専門会合における事後評価で得られた経営効率化や高経年化対策等に関する知見・情報・分析結果等を活かしつつ、電力・ガス取引監視等委員会においても、収支を中心として一般送配電事業者の実態の把握・分析をさらに進め、今後の料金審査や事後評価の在り方など、託送料金制度の詳細検討を進めていくべきである。

以上

(参考)

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
開催実績

第 39 回料金審査専門会合 (2020 年 1 月 21 日)

・事務局説明

- ✓ 法令に基づく事後評価
- ✓ 収支状況の分析
- ✓ 全体とりまとめ (素案)

・事業者説明

北海道電力、東京電力 PG、中部電力

(参考) 経緯

2020 年 1 月 10 日

経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取

2020 年 1 月 15 日

第 248 回電力・ガス取引監視等委員会
(事後評価の進め方の審議)

2020 年 1 月 21 日

第 39 回料金審査専門会合 (上記)

2020 年 2 月 6 日

- ・第 252 回電力・ガス取引監視等委員会
(法令に基づく事後評価について経済産業大臣への回答の審議)
- ・電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣へ回答

2020 年 2 月 21 日

- ・全体とりまとめ
- ・第 254 回電力ガス取引監視等委員会
(全体とりまとめ結果について報告)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
委員等名簿**

(座長)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

(委員)

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー
梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問
東條 吉純 立教大学法学部 教授
華表 良介 ポストコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(オブザーバー)

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長
大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役
太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長
下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長

(以上敬称略)

1 (参考資料9) 2022年度以降のインバランス料金制度について

2 (中間とりまとめ)

3
4 令和元年12月17日

5 電力・ガス取引監視等委員会事務局

6
7 資源エネルギー庁の審議会（電力・ガス基本政策小委員会）において、需給調整市場
8 の創設にあわせて2021年度からインバランス料金制度を改正する方針が示され、その
9 詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広
10 域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされた。

11 これを受け、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、本年2月より、
12 資源エネルギー庁の審議会で示された考え方をベースに、新たなインバランス料金制度
13 の詳細について議論を積み重ねてきた。今般、これまでの議論の結果を踏まえ、2022年
14 度以降のインバランス料金制度の詳細設計の中間とりまとめを行うに至った。

15 なお、今後更に詳細な議論を要する事項については、引き続き、電力・ガス取引監視
16 等委員会制度設計専門会合において、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関等の
17 協力を得つつ、検討を進めていく。

18 ※2019年11月に開催された電力・ガス基本政策小委員会において、電力・ガス取引監
19 視等委員会における検討結果も踏まえ、新たなインバランス料金制度の開始時期が
20 2022年度からに延期された。

21
22
23 **1. 新たなインバランス料金の基本的考え方**

24 インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナル
25 のベースとなるもの。したがって、2022年度以降のインバランス料金制度は、インバ
26 ランスを発生させた者に合理的な負担を求める（発生させたインバランスが合理的な
27 価格で精算される）とともに、系統利用者に適切なインセンティブを与えるものとな
28 るよう、①インバランス料金が実需給の電気の価値を反映するようにし、②関連情報
29 をタイムリーに公表することが重要。

30 こうした考え方にに基づき、インバランス料金は、その時間における電気の価値を反
31 映するよう、以下により算定する。

32 ア) インバランス料金はエリアごとに算定する。（調整力の広域運用は考慮）

33 イ) コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的な kWh 価格

34 を引用する。(卸電力市場価格に基づく補正の仕組みも導入)
35 ウ) 需給ひっ迫時における不足インバランスは、系統全体のリスクを増大させ、緊急
36 的な供給力の追加確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、そうした影響
37 がインバランス料金に反映されるよう、需給ひっ迫時にはインバランス料金が上
38 昇する仕組みを導入する。

39

40 2. インバランス料金の算定方法の詳細

41 (1) インバランス料金の算定方法

42 以下のア) 及びイ) の高い方をインバランス料金とする。(ただし、太陽光等の出力
43 抑制が行われているコマの扱いは(4)のとおりとする。)

44 ア) インバランス対応のために用いられた調整力の限界的な kWh 価格 :

45 以下の(2)により算定。必要な場合、(3)により補正。

46 イ) 需給ひっ迫時補正インバランス料金 :

47 以下の(5)により算定。

48

49 (2) インバランス料金の算定に用いる調整力の限界的な kWh 価格

50 ①広域運用された調整力の kWh 価格を引用

51 2021 年度以降の調整力の運用においては、インバランス対応は主に広域運用調整
52 力によって対応されることから、広域運用調整力の限界的な kWh 価格¹をインバラン
53 ス料金に引用することとする。この場合、広域運用されたエリアすべてが同一のイン
54 バランス料金となる。(エリア分断時の取扱いについては、以下④に記載。)

55

56 ②各コマの限界的な kWh 価格の決定方法

57 調整力の広域運用は、2021 年度からは 15 分ごとの指令、2023 年度からは 5 分ご
58 との指令によって運用される予定。したがって、30 分コマ内に、前半 15 分と後半 15
59 分の二つの限界的な kWh 価格が存在することになる。(2023 年度以降は 5 分ごと 6
60 つの限界的な kWh 価格が存在することとなる。)

61 30 分コマのインバランス料金は、そのコマでさらに 1 kWh のインバランスが増え
62 た場合に生じる費用の増減(30 分全体の限界的な費用)を反映させることが適当と考
63 えられることから、各 15 分の限界的な kWh 価格を各 15 分におけるインバランス量
64 によって加重平均して得られる値をインバランス料金に引用することとする。

¹ 限界的な kWh 価格 = 上げ調整においては最も高い kWh 価格、下げ調整においては最も低い kWh 価格

65 30分コマ内で上げ指令と下げ指令が両者存在したケースでは、上げ指令の価格が高
66 い方と下げ指令の価格が低い方とから同量を相殺し、残ったものの限界的な kWh 価
67 格を加重平均することとする。

68

69 ③広域運用調整力への指令がゼロであった場合の扱い

70 広域エリア合計でのインバランスが小さく、広域運用調整力の指令量がゼロの場合、
71 当該エリアのインバランス料金は、指令されなかった上げ調整力の最も安い kWh 価
72 格と、指令されなかった下げ調整の最も高い kWh 価格の平均を引用する。

73

74 ④エリア分断時の扱い

75 調整力の広域運用において、連系線に空き容量がなく分断があった場合²は、分断さ
76 れたエリアごとに広域運用された調整力の限界的な kWh 価格を引用する。

77

78 (3) 卸市場価格による補正

79 電源 I など、登録された調整力 kWh 価格が必ずしもその時点の需給状況を考慮さ
80 れたものとなっていない場合があり、そのため、稼働した調整力の限界的な kWh 価
81 格が電気の価値を適切に反映しない場合があり得る。こうしたことから、卸市場価格
82 との関係が逆転する場合においては、以下の補正を行う。

	系統余剰のとき	系統不足のとき
余剰インバランス料金	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (低い方)	限界的な調整力 kWh価格
不足インバランス料金	限界的な調整力 kWh価格	調整力kWh価格 又は卸市場価格 P (高い方)

83

- 84 ● 上表において P は、当分の間、時間前市場における取引の実需給に近い取引から
85 異なる 5 事業者・5 取引の単純平均価格を用いる。
- 86 ● 調整力の広域運用が分断した場合は、分断したエリア毎に算定する。
- 87 ● 当該エリアの異なる事業者による取引件数が 5 件未満である場合には、残りの件
88 数はエリアプライスを引用する。
- 89 ● 系統余剰／系統不足の判断は、広域運用調整力の指令量に基づいて判断する。

² 分断の判断は、あるエリアで予測されたインバランスの全量が広域運用調整力によって対応できなかった場合、そのエリアは分断されたものと見なすこととする。

90

91 (4) 太陽光等の出力抑制のケースの扱い

92 太陽光・風力の出力抑制が行われているコマにおける系統余剰の発生は、実質的に
93 限界費用0円/kWhの太陽光等を下げていると見なすことが適当であると考えられる。
94 したがって、太陽光等の出力抑制が行われているコマで系統余剰となった場合につい
95 ては、実際に稼働した調整力の kWh 価格を引用するのではなく、インバランス料金
96 の算定に用いる調整力の限界的な kWh 価格 = 0円/kWh とする。

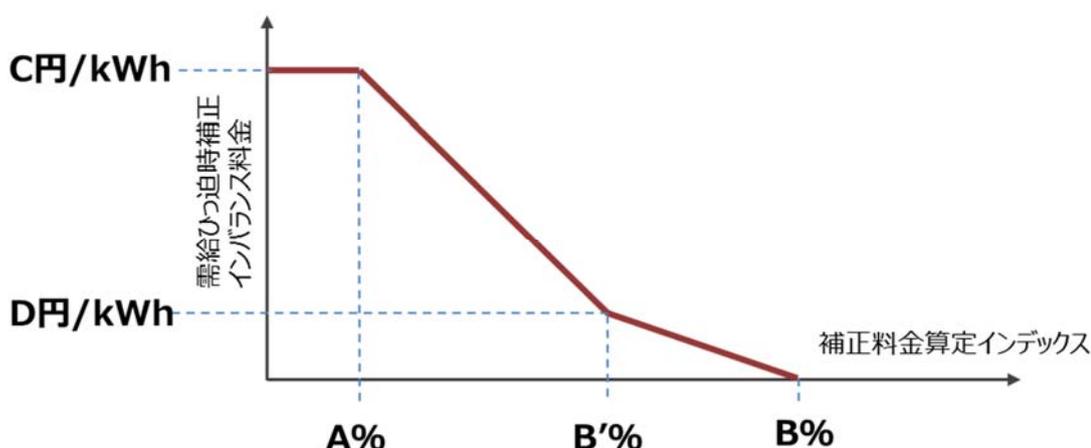
97 なお、系統余剰/系統不足の判断は、広域運用調整力の指令量に基づいて判断する。

98

99 (5) 需給ひっ迫時補正インバランス料金

100 需給ひっ迫時、すなわち一般送配電事業者が用いることができる「上げ余力」が少
101 ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、緊
102 急的な供給力の追加確保や、将来の調整力確保量の増大といったコスト増につながる
103 もの。したがって、需給ひっ迫時、すなわち「上げ余力」が一定値以下になった場合
104 には、そうした影響（コスト増）をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対す
105 る適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促して
106 いくことが適当である。

107 このため、以下のような直線的な式に基づき、そのコマの「上げ余力」（以下、「補
108 正料金算定インデックス」という。）に対応する需給ひっ迫時補正インバランス料金を
109 決定し、これが、上述（1）のア）調整力の限界的な kWh 価格よりも高い場合は、こ
110 の価格を当該コマのインバランス料金とする。



111

112 上図におけるA～Dの具体的な数値の設定については、必要に応じて見直しを行う
113 ことを前提に、当面は以下の設定とする。

114 A: これ以上「補正料金算定インデックス」を低下させることは許されない水準として、

115 需要家に痛みのある協力を求める対策のタイミングを参考に、政府が需給ひっ迫警
116 報を発令する予備率（3%）を参考に3%とする。

117 B：「補正料金算定インデックス」が低下するリスクに備えて対策を講じ始める水準とし
118 て、通常時には用いない供給力である電源 I' を発動し始めるタイミングを参考に、
119 これまで電源 I' が発動されたケースにおける広域エリアでの概ねの予備率(10%)
120 を参考に10%とする。

121 B'：B～B'までは、確保済みの電源 I' で対応すると考えられる水準。したがって、
122 B'は、これ以上「補正料金算定インデックス」が低下すると電源 I' 以外の新たな
123 供給力を追加的に確保することが必要になり始める水準として、確保済みの電源 I'
124 の発動が確実となる水準を参考に、電力広域的運営推進機関における需給ひっ迫の
125 基準となる広域エリアでの予備率（8%）を参考に8%とする。

126 C：緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新
127 たに1kWh確保するために十分な価格ということから、新たにDRを追加的に確保
128 するのに必要となる価格として、電源 I' の公募結果から電源 I' として確保した
129 DRを一般送配電事業者が想定する回数発動した場合の価格を参考に、原則として
130 600円/kWhとする。ただし、2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的な
131 措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最
132 高価格を参考に200円/kWhを適用する。

133 暫定措置期間終了後は、600円/kWhに変更することを原則とする。ただし、暫定措
134 置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状況などを確認した上で、
135 必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討する。

136 D：確保済みの電源 I' のコストとして、電源 I' 応札時に応札者が設定する kWh 価格
137 の上限金額の各エリア最高価格の全国平均を参考に45円/kWhとする。ただし、C
138 の設定における暫定措置期間中のインバランスの発生状況やインバランス料金の状
139 況などを確認した上で、必要に応じ、見直しを検討する。

140
141 上図における「補正料金算定インデックス」は、調整力の広域運用が行われるエリ
142 ア毎に、以下の式により算出する。

143

$$\text{補正料金算定インデックス} = \frac{\text{当該コマの広域エリア内の供給力} - \text{当該コマの広域エリア需要}}{\text{当該コマの広域エリア需要}}$$

144

145

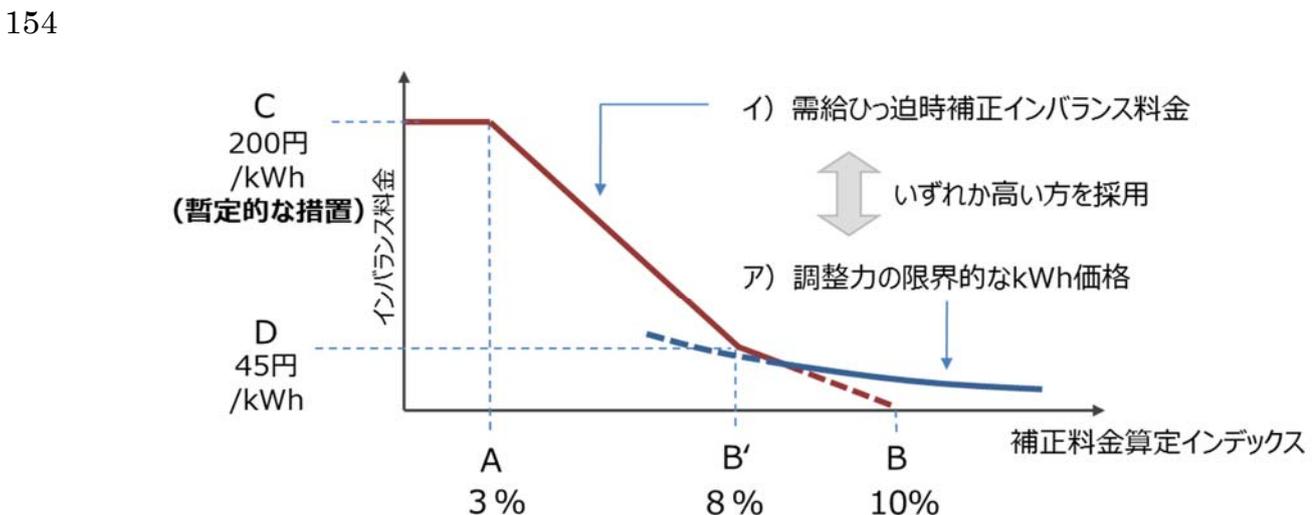
	電源種別	「補正料金算定インデックス」における各電源の供給力の算定方法
調整電源 (電源Ⅰ・Ⅱ)	火力等	起動並列している電源の最大出力を計上
	一般水力 貯水式、 調整池式	以下の2つの値のうち小さいものを各コマごとに算定(※) 設備の最大出力 or そのコマで調整力として活用できる貯水量 / 3時間 + 発電計画値 (BGと共用の場合)
	揚発 純揚水・ 混合揚水	以下の2つの値のうち小さいものを各コマごとに算定(※) 設備の最大出力 or そのコマで調整力として活用できる貯水量 / 3時間 + 発電計画値 (BGと共用の場合)
非調整電源 (電源Ⅲ)	火力・原子力・ 一般水力・揚発等	発電計画値を計上 (一般送配電事業者の緊急確保自家発は含めない)
	太陽光・風力	気象予測に基づく出力想定値

※ 3時間は、点灯ピーク等のピーク時間に合わせ貯水量を全て使い切ることを想定。そのコマにおいて下池の制約等がある場合にはそれも考慮する。
 ※ 貯水式・調整池式は、最大出力に比べ上池が十分に大きい設備が多いことから、下池制約等を考慮した上で最大出力のみを用いることも一案。

146
 147
 148 各コマの「補正料金算定インデックス」の諸元となる広域エリア内の供給力及びエ
 149 リア需要は、ゲートクローズ時点における予測値を用いる。

150 なお、将来的(2024年度)には補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等
 151 の予備率(広域予備率)と一本化することを目指す。

152
 153 以上、インバランス料金の算定方法の詳細をまとめると下図のとおりとなる。



155
 156
 157 **(6) 需給ひっ迫時に講じられる各種の対策の取扱いについて**

158 需給ひっ迫時において一般送配電事業者は、通常の調整力に加えて、電源Ⅰ'や緊
 159 急的に追加確保した自家発からの逆潮も供給力として活用する。更に、需給ひっ迫時
 160 には、国によって、電気事業法に基づく電力使用制限や計画停電といった対策が講じ
 161 られることがある。

162 そのコマにおける電気の価値を適切にインバランス料金に反映させるためには、こ
 163 れらの対策が講じられた際には、そのコストがインバランス料金に反映されることが
 164 適当であることから、以下のような方法でインバランス料金に反映する。

需給ひっ迫時に講じられる対策	インバランス料金の計算方法
一般送配電事業者が電源 I' を稼働させた場合	稼働した電源 I' についても広域運用された調整力の一部とみなして、上述（２）の計算を行う。
一般送配電事業者が緊急的に追加確保した自家発からの逆潮を利用した場合	その自家発がなければどの程度補正料金算定インデックスが低下していたかを算定し、その値に基づいて上述（５）の計算を行う。
電力使用制限	電力使用制限を調整力とみなし、kWh 価格 = 100 円/kWh の調整力が稼働したとみなして、上述（２）の計算を行う。
計画停電	計画停電を調整力とみなし、kWh 価格 = C 円/kWh の調整力が稼働したとみなして、上述（２）の計算を行う。

166 ※節電要請については、その発動をインバランス料金に反映させる特別なルールを導入しない。

167 ※一般送配電事業者のインバランス対応に係る調整力の kWh コストについては、収支均衡を原則と
168 し、今後の収支状況を踏まえ、その管理方法等について検討を行う。

169
170 なお、需給ひっ迫時に、価格メカニズムを通じて新たな供給源の参入や需要側の取
171 組を促すとともに、電気の最適配分を実現していくためには、こうしたケースにおい
172 てもスポット市場や時間前市場を開場し、取引が可能となることが重要。したがって、
173 電力使用制限や計画停電が実施されるケースも含めて、原則として卸電力取引市場
174 （スポット市場、時間前市場）は閉じないこととする。

175

176 (7) ブラックアウトが発生した場合のインバランス料金及び卸電力市場のあり方

177 複数の事故が同時に発生する等によって、ごく短時間でも需給が大きく崩れた場合
178 には、いわゆるブラックアウト（全域停電）が発生する可能性がある。また、ブラッ
179 クアウトからの復旧は、複数の発電機を段階的に並列していくことが必要といった技
180 術的な理由によって時間がかかることがある。

181 ブラックアウトとなった場合には様々な混乱が生じる可能性が高く、関連する情報
182 を全ての関係者がタイムリーかつ偏りなく得られない状況になる可能性がある。

183 以上を踏まえ、ブラックアウトの発生からネットワーク機能が復旧するまでの間に
184 ついては、無用な混乱を回避するとともに、市場参加者の公平性を確保するため、卸
185 電力取引市場を一旦停止し、この期間中のインバランス料金については、ブラックア

186 ウト発生前の卸電力取引市場価格（スポット市場価格）を適用する。

187

状況	インバランス料金の扱い	卸電力取引市場の扱い
ブラックアウトが発生した場合 - ブラックアウト～ネットワーク機能が復旧するまで - ネットワーク機能の復旧には、設備損壊など当面物理的に通電しえない地域を除く。	ブラックアウト発生当日： ブラックアウト発生直前のスポット市場価格（各 48 コマ） ブラックアウト発生翌日以降： ブラックアウト発生直前一週間のスポット市場価格の平均値（各 48 コマ）	卸電力取引市場を停止

188 ※ブラックアウト以外に、何らかのトラブルにより卸電力市場システムが停止した場合等、市場の運営が

189 困難となった場合にもブラックアウト時と同様のインバランス料金を適用する。

190

191

192 (8) 沖縄エリアにおけるインバランス料金

193 沖縄エリアにおける上述（2）の算定においては、広域運用が導入されないことから、
194 エリア内で稼働した調整力の限界的な kWh 価格を引用してインバランス料金を
195 算定する。

196 エリア内調整力は、インバランス対応と時間内変動対応の両方のために稼働すること
197 ことから、以下のように算定することとする。

198 ● エリア内で稼働した調整力のうち、kWh 価格の高いものから順に 20MWh 分の加
199 重平均価格を引用することとする。

200 ● 30 分コマにおいて上げ調整と下げ調整が同時に行われた場合は、上げ調整の高い
201 方から、下げ調整の低い方から、どちらかの調整量がゼロになるまでそれぞれ相
202 殺し、残った方の kWh 価格の高いものから順に 20MWh 分の加重平均価格を引
203 用することとする。

204 なお、沖縄エリアでは、上述（3）の補正は行わない。また、上述（4）、（6）及
205 び（7）については、沖縄エリアにも同様のルールを適用する。需給ひっ迫時補正イ
206 ンバランス料金については、基本的には上述（5）の考え方にに基づき、今後、検討を
207 行う。

208

209 **3. タイムリーな情報公表の詳細**

210 **(1) 情報公表の意義**

211 インバランス料金が、その時間における電気の価値を反映することを踏まえ、以下
212 の意義に基づき、関連情報がタイムリーに公表されるべきである。

213 **① 需給バランス確保の円滑化を通じた安定供給の確保**

214 系統の需給状況やインバランスの発生状況、インバランス料金に関する情報をタイ
215 ムリーに提供することにより、系統利用者が最新の状況を踏まえて自らの需要予測を
216 精査し、市場取引などを通じて調達量を調整することを促進。

217 **② 電気の有効利用の促進・新たなビジネスモデルの育成**

218 インバランス料金 (=リアルタイムの電気の価格) に関する情報をタイムリーに公
219 表することで、状況変化があった場合にそれが速やかに時間前市場価格等に反映され
220 ることを促進。今後、需給の状況変化に応じて電気の消費・供給・充放電を変化させ
221 るといった分散型の取り組みが拡大するための環境を整備。

222 **③ 適正な競争の確保 (情報格差の防止)**

223 電力市場における適正な競争を確保する観点から、一部の者 (調整力提供者) のみ
224 がインバランス料金の予測に資する情報を持つことがないようにする。

225 **④ インバランス精算の透明性の確保**

226 インバランス料金が適正に算定されているか検証できるようにする。

227

228 **(2) 公表されるべき情報の項目及びタイミング**

229 **系統の需給に関する情報**

230 系統の需給状況は、系統利用者が最新の状況を踏まえてインバランス料金を予測し、
231 市場取引などを通じて自らの計画をより合理的なものとする上で重要な情報となる。

232

233 ● エリアの需要に関する情報

項目名	公表のタイミング
エリア総需要量 (実績値)	コマ終了後速やかに公表 (遅くとも 30 分後まで)
エリア総需要量 (予測値)	一週間前、前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総需要量 (需要 BG 計画値の総計)	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

234

235 ● エリアの発電に関する情報

項目名	公表のタイミング
-----	----------

エリア総発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア総発電量（予測値）	前日夕方、当日午前中などに公表
エリア総発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表
エリア風力・太陽光発電量（実績値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
エリア風力・太陽光発電量（予測値）	前日夕方、当日午前中などに公表
エリア太陽光・風力発電量（発電 BG 計画値の総計）	翌日計画・当日計画確定後に速やかに公表

236 ※風力発電量については、エリア内の導入量等を踏まえ、段階的な対応を検討。

237

238 ● エリアの需給状況に関する情報

項目名	公表のタイミング
連系線の空き容量	状況変化に基づき随時公表
発電ユニット等の停止情報	状況変化に基づき随時公表
広域エリア供給力/広域予備率（GC 時点での最終計画値）	GC 後速やかに公表（実需給前まで）
広域エリア供給力/広域予備率（予測値）	一週間前、前日夕方、前日 23 時から 30 分ごとに当日 0 時から 24 時までの各コマの GC 時点の予測値を公表
補正料金算定インデックス（GC 時点での最終計画値）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

239

240 インバランス料金に関する情報

241 インバランス料金の情報は、系統利用者が最新の状況を把握する上で不可欠な情報で
 242 あるとともに、その算定根拠を公表することでインバランス料金の透明性を確保するこ
 243 とに資する。

項目名	公表のタイミング
インバランス料金	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用調整力の指令量（≒インバランス量）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
インバランス料金の算定根拠（指令した調整力の限界的な kWh 価格）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
インバランス料金の算定根拠（卸市場）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）

価格による補正インバランス料金)	
インバランス料金の算定根拠（需給ひっ迫時補正インバランス料金）	GC 後速やかに公表（実需給前まで）

- 244
- 245 **調整力に関する情報**
- 246 調整力の稼働情報は、系統利用者がインバランス料金を予測する上で重要な情報であるとともに、一部の者（調整力提供者）のみがその情報を持つことがないよう、公表を行うことが適正な競争の確保に資する。

項目名	公表のタイミング
広域運用調整力の指令量	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
指令した調整力の限界的な kWh 価格 （＝インバランス料金の算定根拠）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで）
広域運用システムに登録された調整力の詳細（メリットオーダー）	コマ終了後速やかに公表（遅くとも 30 分後まで） ※公表の方法は、当分の間、9 エリア全体、東日本 3 エリア、西日本 6 エリアそれぞれについて、広域メリットオーダーを近似した直線を公表

- 249
- 250
- 251 **（参考）これまでの審議経過**
- 252 平成 31 年 2 月 15 日 第 36 回制度設計専門会合
- 253 平成 31 年 4 月 25 日 第 37 回制度設計専門会合
- 254 令和元年 5 月 31 日 第 38 回制度設計専門会合
- 255 令和元年 6 月 25 日 第 39 回制度設計専門会合
- 256 令和元年 7 月 31 日 第 40 回制度設計専門会合
- 257 令和元年 9 月 13 日 第 41 回制度設計専門会合
- 258 令和元年 10 月 18 日 第 42 回制度設計専門会合
- 259 令和元年 11 月 15 日 第 43 回制度設計専門会合
- 260 令和元年 12 月 17 日 第 44 回制度設計専門会合

(参考資料7)「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表 (令和元年9月建議分)

改定案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1 本指針の必要性</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(削る)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令(同法第2条の17)や業務改善勧告(同法第66条の12の勧告をいう。以下同じ。)が発動される可能性がある(業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1 本指針の必要性</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>なお、今回の本指針の改定は、令和元年7月に創設されるベースロード市場における取引の在り方等を示すものである。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令(同法第2条の17)や業務改善勧告(同法第66条の11の勧告をいう。以下同じ。)が発動される可能性がある(業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上</p>

改 定 案	現 行
<p>で発動されるもの)。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。</p>	<p>で発動されるもの)。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>
<p>(1) 小売供給</p>	<p>(1) 小売供給</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② その他の行為</p>	<p>② その他の行為</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>
<p>i スイッチングにおける不当な取扱い</p>	<p>i スイッチングにおける不当な取扱い</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の5 1並びに第23条、第27条及び第66条の1 2）。</p>	<p>また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の5 1並びに第23条、第27条及び第66条の1 1）。</p>
<p>ii 需要家への不当な情報提供</p>	<p>ii 需要家への不当な情報提供</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>また、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある（電気</p>	<p>また、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある（電気</p>

改 定 案	現 行
<p>事業法第2条の17又は第66条の<u>12</u>。 (略)</p>	<p>事業法第2条の17又は第66条の<u>11</u>。 (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p>	<p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p>
<p>1 考え方</p>	<p>1 考え方</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p>	<p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注1）が支配的な卸供給シェア（注2）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注）が支配的な卸供給シェア（注）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>③ 大規模発電事業者（注1）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電</p>	<p>③ 大規模発電事業者（注）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電</p>

改 定 案	現 行
<p>事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその関連会社(注2)については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲(注3)において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるものではない。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその関連会社(注)については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲(注)において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるものではない。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① (略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>(略)</p> <p>上記のような適時の公表を行わないことは、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告(電気事業法第27条の29、第27条第1項、第66条の12第1項)の対象となり得る。</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① (略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>(略)</p> <p>上記のような適時の公表を行わないことは、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告(電気事業法第27条の29、第27条第1項、第66条の11第1項)の対象となり得る。</p>

改 定 案	現 行
(略)	(略)
③ (略)	③ (略)
<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p>	<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p>
<p>1 考え方</p>	<p>1 考え方</p>
<p>従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるディマンドリスポンス <u>(注1)</u> が重要視されるようになった。</p>	<p>従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるディマンドリスポンスが重要視されるようになった。</p>
(略)	(略)
<p>一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、ディマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（以下「ネガワット事業者」という。）を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。<u>(注2)</u>）の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするディマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。</p>	<p>一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、ディマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（以下「ネガワット事業者」という。）を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。）の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするディマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。</p>
(略)	(略)
(注1) (略)	(注) (略)
(注2) (略)	(注) (略)
(略)	(略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 関係当事者間での協議に関する事項	(2) 関係当事者間での協議に関する事項
<p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「<u>エネルギー・リソ</u></p>	<p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「<u>ネガワット取引に</u></p>

改 定 案	現 行
<p>ース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>関するガイドライン」(平成27年3月30日策定、平成28年9月1日改定)が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p>	<p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p>
<p>1 考え方</p>	<p>1 考え方</p>
<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、<u>一般送配電事業者とその特定関係事業者(電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。)</u>(<u>認可一般送配電事業者(電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。)</u>)においては、<u>自己の小売部門又は発電部門を含む。</u>との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>そこで、<u>送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</u></p>	<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、<u>一般送配電事業者自身の内部取引</u>と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p><u>具体的には、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</u></p>
<p>① (略)</p> <p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、<u>平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった。</u>法的分離に伴い、<u>一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者及びその特定関係事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務(以下「託送供給等業務」という。)において知り得た</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務(以下「託送供給等業務」という。)において知り得た情報の目的外利用及び提供(以下単に「情報の目的外利用」という。)並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下「送配電等業務」という。)における<u>差別的取扱いを禁止しており(電気事業法第23条)、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている(送電事業者の振替供給業務)においても上記行為</u></p>

改 定 案	現 行
<p>情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における<u>差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており</u>、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</p>	<p>規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>③ （略）</p>	<p>③ （略）</p>
<p>（2） （略）</p>	<p>（2） （略）</p>
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>
<p>（1）託送供給料金等についての公平性の確保</p>	<p>（1）託送供給料金等についての公平性の確保</p>
<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>
<p>① 託送供給料金</p>	<p>① 託送供給料金</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門を含む。）</u>以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>	<p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、<u>自己又はグループ内の小売部門以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u>なお、<u>こうした問合せに対して一般送配電事業者は、託送供給等業務を行う部門と、自己又はグループ内の小売部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p><u>電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、あらかじめ、例えば以下のような事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p><u>i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性</u></p> <p><u>ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠</u></p> <p><u>iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p><u>一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取</u></p>	<p>② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 一般送配電事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合</u></p> <p><u>(a) 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置</u></p> <p><u>(b) 兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置</u></p> <p><u>ii 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合</u></p> <p><u>ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</u></p> <p><u>○ 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>● 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模</u> <u>● 個別電源毎の想定休廃止時期</u> <u>● 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等</u> <p><u>○ 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>● 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等）</u> <u>● 発電機出力配分、発電機運転状態</u> <u>● 電源作業条件、制約条件</u> <u>● 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）</u> 	

改 定 案	現 行
<p>○ <u>他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）</u> ● <u>需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）</u> ● <u>託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）</u> <p>○ <u>当該一般送配電事業者の送配電設備に関する設備計画等</u></p> <p><u>上記 i のうち、(a)「兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が非公開情報を入手することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一般送配電事業者のシステム上、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手できないようにすること</u> ○ <u>一般送配電事業者の社内規程等により、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手すること及び兼職者に非公開情報を提供することを禁止すること</u> <p><u>上記 i のうち、(b)「兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が送配電等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一般送配電事業者の社内規程等で、兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること</u> <p><u>なお、上記 i (a)、(b)いずれの措置についても、一般送配電事業者は、(2) - 2のとおり、その法令遵守責任者をして、業務執行の状況の監視を行わせるとともに、その監視部門をして、一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させなければならない。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>また、上記 ii 「<u>兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置</u>」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>特定関係事業者の社内規程等で、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む）</u> ○ <u>兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること</u> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p><u>一般送配電事業者が、以下 i から iii までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させたと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 2 2 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>i <u>小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>ii <u>発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>iii <u>特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。</p> <p>i <u>非公開情報を入手することができる業務</u></p> <p>ii <u>託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの</u></p> <p>ここで、ii「<u>託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの</u>」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> <u>系統運用に関する業務（給電指令等）</u> <input type="radio"/> <u>送配電設備の停止計画、設備計画等に関する業務</u> <input type="radio"/> <u>託送供給契約に関する業務（契約期間等の調整、代表契約者制度の取扱いに関する調整等）</u> <input type="radio"/> <u>発電事業者、小売事業者からの申請・問合せ対応業務</u> <input type="radio"/> <u>電気の利用者からの申請・問合せ対応業務</u> <p>③ <u>一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流</u></p> <p><input type="radio"/> <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</u></p> <p>④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>i <u>託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</u></p> <p>ii <u>一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiにおいて同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>iii <u>上記iiに掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下このiiiにおいて同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直</u></p>	<p>(2) - 1 - 1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① <u>託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。</u></p> <p>② <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者は、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合には、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の従業者が一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者が自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の業務を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>③ <u>上記②に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門と連携して行われている一般送配電事業者の送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。</u></p>

改 定 案	現 行
<p>化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、<u>電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>iv <u>送電サービスセンター又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このivにおいて同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>④ <u>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳格に保管し、託送供給等業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門は、自己又はグループ内の発電部門・小売部門・その他の情報の目的外利用のおそれのある部門とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。</u></p> <p>⑤ <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と自己又はグループ内の発電部門・小売部門・その他の情報の目的外利用のおそれのある部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。</u></p> <p>⑥ <u>送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。</u></p> <p>⑦ <u>一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と他部門との関連</u></p>

改 定 案	現 行
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況</p> <p>(略)</p> <p>ii・iii (略)</p> <p>「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に</p>	<p><u>情報の遮断に関して、社内規程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。</u></p> <p>⑧ <u>卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の一部と位置付け、当該一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と関連情報の遮断を確保する。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。</p> <p>① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況</p> <p>(略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。</p>

改 定 案	現 行
<p>供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。</p> <p><u>i ~ iii</u> (略)</p> <p><u>iv</u> 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門を含む。）に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p><u>v</u> 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p><u>⑤</u> 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p><u>i</u> 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「系統情報の公表の考え方」（以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。</p>	<p><u>①~③</u> (略)</p> <p><u>④</u> 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること</p> <p><u>⑤</u> 電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p><u>(2) - 1 - 2</u> 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p><u>①</u> 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（平成28年7月28日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「系統情報の公表の考え方」（平成24年12月策定、平成28年4月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。</p>

改 定 案	現 行
<p>ii (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、<u>当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p> <p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、当該一般送配電事</u></p>	<p>② (略)</p> <p>③ <u>一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門が、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門と連携して、当該発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門の業務（顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を行う場合には、当該業務に相当する他の発電事業者、小売電気事業者又はその他の事業を営む者の業務について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。</u></p> <p>④ <u>一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門がその業務を、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門に実施してもらう場合には、他の発電事業者、小売電気事業者又はその他の事業を営む者に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、<u>一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される</u>（電気事業法第23条）。</p> <p>(略)</p> <p>① 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p> <p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、自己又はグループ</u></p>

改 定 案	現 行
<p>業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この i において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討の内容、条件を変更した場合の対応、回答の内容、適用する判断基準や技術基準、費用負担又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。</p> <p>(b) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電指令をかける等、システム運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。</p> <p>（略）</p> <p>(c) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(d) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。</p> <p>（略）</p> <p>(e) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p><u>ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</u></p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。以下この ii において同じ。）</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注）。ただし、</p>	<p>内の発電部門又は小売部門（卸電力取引所において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門を含む。以下同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討の内容、条件を変更した場合の対応、回答の内容、適用する判断基準や技術基準、費用負担又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。</p> <p>(b) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電指令をかける等、システム運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。</p> <p>（略）</p> <p>(c) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(d) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。</p> <p>（略）</p> <p>(e) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p><u>② 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</u></p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、<u>一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、システムアクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注）。</p>

改 定 案	現 行
<p>立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。</p> <p>(b) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ<u>適確</u>な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の51）。</p> <p>（略）</p> <p>(c) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の特定関係事業者が新料金メニューを公表する場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。</p> <p>(d) <u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の利用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。</p>	<p>ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。</p> <p>(b) <u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、<u>自己又はグループ内の発電部門又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ<u>的確</u>な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の51）。</p> <p>（略）</p> <p>(c) <u>自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の<u>自己又はグループ内の小売部門</u>が新料金メニューによる営業活動を行う場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。</p> <p>(d) <u>自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の利用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。</p>
<p><u>iii 需要家への差別的な対応</u></p> <p>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、<u>計量器の交換、需給調整契約の締結等</u>において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、<u>需要家に対する情報提供</u>において、一般送配電事業者が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）に関して、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>の需要家であるか他の電</p>	<p><u>③ 需要家への差別的な対応</u></p> <p>一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、<u>メーターの交換、需給調整契約の締結等</u>において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合、<u>需要家に対する情報提供</u>において、一般送配電事業者が、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）に関して、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業</u></p>

改 定 案	現 行
<p>気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。</p> <p>(b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、<u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、<u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、<u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p>	<p><u>が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。</p> <p>(b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p>
<p>iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門及び発電部門を含む。以下このivにおいて同じ。）</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、<u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>が、自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(b) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、<u>一般送配電事業者の特定関係事業者</u>が自らの需要家に提</p>	<p>④ 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、<u>自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、<u>自己又はグループ内の小売部門が需要家ごとに選択可能なサービスとして</u>自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(b) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、<u>自己又はグループ内の小売部門</u>が自らの需要家に提供し</p>

改 定 案	現 行
<p>供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者</u>であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。</p> <p>v 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）</u>と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者においては、自己の小売部門を含む。以下このvにおいて同じ。）</u>に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、</p>	<p>ている臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。</p> <p>(d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、<u>自己又はグループ内の小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。</p> <p>⑤ 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように<u>自己又はグループ内の発電部門や小売部門</u>と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要となる機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、<u>自己又はグループ内の小売部門</u>に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、</p>

改 定 案	現 行
<p>一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者</u>に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。</p> <p>(略)</p> <p>○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家</u>に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が<u>当該小売電気事業者</u>と取引せざるを得なくさせること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、<u>当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者</u>が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。</p> <p>⑥ <u>一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p>下記イに記載のとおり、<u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。</u></p> <p>同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、<u>一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以</u></p>	<p>一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、<u>自己又はグループ内の小売部門</u>に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。</p> <p>(略)</p> <p>○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、<u>自己又はグループ内の小売部門</u>の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が<u>当該一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門</u>と取引せざるを得なくさせること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、<u>自己又はグループ内の小売部門</u>が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>下「独自商標」という。)のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下iからiiiまでにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</u></p> <p><u>ii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</u></p> <p><u>iii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</u></p> <p><u>iv 認可一般送配電事業者の託送供給等業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可一般送配電事業者の小売電気事業若しくは発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</u></p> <p><u>ここで、上記i及びiiの「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>上記のうち i については、一般送配電事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号において一般送配電事業者であることを示す文言（「送配電」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。</u></p> <p><u>上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。</u></p> <p><u>また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。</u></p> <p><u>⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制</u></p> <p><u>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。）が、通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（電気事業法第 2 3 条第 2 項）と取引を行ったと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 2 3 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>なお、「通常取引の条件」とは、当該一般送配電事業者が自己のグループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件をい</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p>う。</p> <p>⑧ <u>一般送配電事業者の委託規制</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合</u></p> <p><u>なお、「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断するものとする。</u></p> <p><u>ii 受託者が、委託をしようとする一般送配電事業者の子会社（当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該一般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合</u></p> <p><u>iii 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合</u></p> <p><u>(a) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合</u></p> <p><u>(b) 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</u></p> <p><u>(c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p>ここで、(b)「<u>小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</u>」とは、<u>受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。</u></p> <p>また、(c)「<u>合理的な理由</u>」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、<u>必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、その地域において、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と一般送配電事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合が考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実態を踏まえて、個別に判断される。</u></p> <p>⑨ <u>一般送配電事業者の最終保障供給又は離島供給の業務の委託における公募の例外</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。）が、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合において、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p data-bbox="212 167 571 199">⑩ 一般送配電事業者の受託規制</p> <p data-bbox="235 247 772 279">ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p data-bbox="235 327 1108 678">一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑩において同じ。）が、その特定関係事業者から小売電気事業又は発電事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を公表し、一般送配電事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。</p> <p data-bbox="235 726 795 758">イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p data-bbox="235 805 1108 997">一般送配電事業者が、以下の i、ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p data-bbox="268 1045 1108 1125">i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託としてする場合</p> <p data-bbox="268 1133 1108 1244">ii 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合</p> <p data-bbox="268 1292 1108 1436">なお、「業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができる」業務の受託とは、一般送配電事業者のみが知り得る情報や一般送配電事業者の人的・物的資源を</p>	<p data-bbox="1220 167 1310 199">(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p><u>不当に活用し、若しくは当該受託業務に関連する送配電等業務の実施を変更・調整するなどして、業務の成果を高めることができるものの受託、又は合理的な理由なくグループ内の小売電気事業者若しくは発電事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託をいう。</u></p> <p>(2) - 2 <u>電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第27条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p>i <u>当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。</u></p> <p><u>「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。</u></p> <p><u>なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。</u></p> <p>ii <u>託送供給等業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、以下の（i）、（ii）の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして（i）、（ii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</u></p> <p><u>（i）当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>(a) <u>託送供給等業務及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</u></p> <p>(b) <u>必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</u></p> <p>(c) <u>当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</u></p> <p><u>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを開覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要さずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</u></p> <p><u>(ii) 当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合</u> <u>上記 (i) (c) に定める要件。</u></p> <p><u>iii 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。viiにおいて同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。</u></p> <p><u>iv iiiにより作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>v <u>託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置くものであること。</u></p> <p>vi <u>情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。</u></p> <p>vii <u>情報管理責任者をして、iiiにより作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業員によって遵守されるよう、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。</u></p> <p>viii <u>託送供給等部門をして、託送供給等業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。</u> <u>ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。</u></p> <p>ix <u>法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。</u> <u>なお、「法令等」とは、電気事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、一般送配電事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。</u></p> <p>x <u>法令遵守責任者をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行わせるものであること。</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>xi 当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。</u></p> <p><u>xii 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。</u> <u>ここで、「独立した」とは、その特定関係事業者からの影響を受けないこと（例えば、兼職をしないこと等）をいう。</u></p> <p><u>xiii 監視部門をして、託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</u></p> <p><u>xiv 監視部門をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。</u></p> <p><u>xv 監視部門をして、x iii及びx ivにより行われた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。</u></p>	
<p><u>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</u></p> <p><u>① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制</u></p> <p><u>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間にお</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>いて取締役、又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う取締役等がある場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年１回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者が上記（２）－１①イの i に該当し、かつ、その特定関係事業者が同 ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役等若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第２２条の３）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制</u></p> <p><u>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第２２条の２第３項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間において、特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年１回程度、一般に公表することが望ましい。</u></p> <p><u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、下記 i から iii までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 23 条の 2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p><u>iii 特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>③ <u>一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者の特定関係事業者は、一般送配電事業者との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。</u></p> <p>④ <u>特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第 22 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この④において同じ。）の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者</u></p>	

改 定 案	現 行
<p>に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電投資計画に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。</p> <p>⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑤において同じ。）の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>例えば、一般送配電事業者の特定関係事業者である小売電気事業者が、営業活動を目的に作成した自由化料金メニューやサービスのパンフレット・CM等に、当該一般送配電事業者の災害復旧への取組を併記する等、一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。</p> <p>なお、一般送配電事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として一般送配電事業者の情報を掲載するととどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。</p> <p>（2）－4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他</p>	<p>（2）－2 送電事業者の振替供給</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者に対して行うその一般送配電事業の用に供する振</p>

改 定 案	現 行
<p data-bbox="181 165 1106 316"> <u>の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、小売電気事業者及び発電事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</u> </p> <p data-bbox="181 528 271 555"> <u>(削る)</u> </p> <p data-bbox="237 608 768 635"> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 </p> <p data-bbox="237 687 1106 1439"> <u>送電事業者について、上記（２）－１の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記（２）－３の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第２２条の２第３項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又はネガワット事業」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者」とあり、及び「発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者」とあるのは「一般送配電事業者又は発電事業者」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第２２条の３」とあるのは「電</u> </p>	<p data-bbox="1160 165 2085 316"> <u>替供給の業務に際しては、他の電気供給事業者に関わる情報を知り得ることから、これらの情報を活用して意図的に差別的な取扱いをすることも可能であること、送電事業者が一般送配電事業者を公平に取り扱うことが求められることから、送電事業者に対して、情報の取扱いや差別的取扱いに係る一定の行為規制を課すことが適切である。</u> </p> <p data-bbox="1160 328 2085 477"> <u>このため、電気事業法第２７条の１２において「一般送配電事業者の託送供給等に伴う禁止行為」（同法第２３条）を準用し、送電事業者に対して、振替供給の業務に関する情報の目的外利用や差別的取扱いの禁止に係る行為規制を課すこととしたものである。</u> </p> <p data-bbox="1144 528 1921 555"> <u>(２)－２－１ 送電事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止</u> </p> <p data-bbox="1211 608 1742 635"> ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 </p> <p data-bbox="1211 687 2085 995"> <u>上記（２）－１－１における一般送配電事業者の託送供給等に関する「ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「小売電気事業、発電事業又はネガワット事業」とあるのは「一般送配電事業」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と読み替えることとする。なお、一般送配電事業者の送配電等業務に関するア③については、送電事業者の振替供給においては配電業務が存在しないことから対象外となる。</u> </p>

改 定 案	現 行
<p><u>電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の5」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p><u>送電事業者について、(2)－1及び(2)－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、(2)－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。</u></p> <p><u>なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</u></p> <p>○ <u>送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。</u></p> <p>○ <u>送電事業者は、小売電気事業者又は発電事業者から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。</u></p> <p>○ <u>送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。</u></p> <p><u>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。</u></p>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。</u> ・ <u>送電事業者は、小売電気事業者又は発電事業者から、託送供給等の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。</u> ・ <u>送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。</u> <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。</p> <p><u>しかしながら、送電事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自己の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、一般送配電事業者に対する「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を準用すれば、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>当該送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等</u> ② <u>当該送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等）</u> ③ <u>当該送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等）</u> <p><u>の情報について、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提</u></p>

改 定 案	現 行
<p>(削る)</p>	<p>供する行為があると認められる場合は、一般送配電事業者と同様に、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第27条の12における一般送配電事業者の託送供給等に関する禁止行為の規定の準用）。</p> <p>(2) - 2 - 2 送電事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>上記(2) - 1 - 2 における一般送配電事業者の託送供給等に関する「ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送変電等業務」と、「電気供給事業者全てに適用」とあるのは「一般送配電事業者に適用」と読み替えることとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ・ 送電事業者は、小売電気事業者又は発電事業者から、託送供給等の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。 ・ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。</p> <p>しかしながら、送電事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自己の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、自己の発電・小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、自己の発電・小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと

改 定 案	現 行
<p>V (略)</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和元年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、IVに関する改定については、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p><u>が認められる場合には、一般送配電事業者の託送供給等業務の場合と同様、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第27条の12における一般送配電事業者の託送供給等に関する禁止行為の準用）。</u></p> <p>V (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	部門別収支	営業外費用の配賦方法誤り	営業外費用について、機能別原価項目の金額比で、「自由・規制・その他」部門に配賦すべきところ、算定方法の誤りにより、あるべき配賦計算になっていなかった。当該誤りにより、「その他」部門に営業外費用が過大に配賦され、「自由・規制」部門に営業外費用が過少な配賦されていた。 なお、平成29年度部門別収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、適切に配賦するべきである。	みなしガス小売事業者部門別収支計算規則別表第1 4.
2	託送収支	供給販売費の地域別配賦計算の誤り	供給販売費、「委託作業費」を各地域へ配賦するに当たり、基礎データの入力誤りにより配賦比率を誤って計算していた。	適切な配賦率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
3	託送収支	託送資産明細書の運転資本の算定誤り	一般管理費のコストプールの集計において、託送資産明細書の運転資本の算定に用いる「減価償却費」及び「固定資産除却損」の集計誤りにより、託送資産明細書の運転資本の金額が誤って計上されていた。	適切なコストプール集計を行い算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
4	託送収支	特別損失の配賦方法	特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦。ただし、これにより難しい場合には、機能別原価項目の金額比とすべきところ、ガス事業以外の関係会社への投資に係る関係会社投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額、関係会社投資損失引当金繰入額を機能別原価項目の金額比で配賦している。	当該特別損失については、発生の主たる要因に応じてガス事業以外のその他部門へ直接配賦するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
5	託送収支	補償料収入の算定誤り	社内取引項目に係る補償料収入のうち、契約最大払出ガス量超過補償料の超過量の積み上げ誤りがあった。 また、過年度の託送収支計算書についても確認したところ、平成29年度において契約最大払出ガス量超過補償料が発生しているにもかかわらず、この計上が漏れていた。	根拠資料を入念に確認の上、適正に社内取引に係る補償料収入の算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
6	託送収支	供給販売費(修繕費)の機能別原価項目への配賦誤り	供給販売費を機能別原価項目に整理する際、建物修繕費の金額にはNW部門と非NW部門の両方の機能別原価項目に係る金額を含んでいるにもかかわらず、NW部門のみの機能別原価項目に配賦していた。 また、平成29年度託送収支計算書においても同様の誤りが確認された。	省令に基づき、内容に応じて直接配賦又は配賦比率により適切に託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)及び(2)①
7	託送収支	需給調整費の計上漏れ	必要調整力の確保先が自社製造部門のみであり、必要調整力に係る社内合意書が無い場合には、料金改定による原価洗い替えが行われない限りにおいて、原価に織り込んだ需給調整費単価及び必要調整力を使用するものとする必要があるところ、需給調整費の計上が漏れていた。	省令に基づき、適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
8	託送収支	資金調達金額(支払利息及び社債発行費)の算定誤り	機能別配賦を行い導管部門の資金調達金額を算定しているが、その配賦先に誤りがあった。「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備、基地共通、発電所共通」の期首原価比率を用いて資金調達を配賦し、そのうち「基地共通、発電所共通」に配賦されたものを「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」の期首原価比率を用いて再配賦するべきであるところ、「導管設備」を含めずに再配賦をしていた。	「導管設備」も含めた「受入設備、貯蔵設備、気化設備、導管設備」に、「基地共通、発電所共通」の金額を再配賦するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (5)
9	託送収支	補償料等収入の計上区分誤り	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、それぞれ「自社託送収益」及び「事業者間精算収益」に含めて計上されている。	「年次契約中途減少更改補償料」及び「契約最大払出量超過補償料」については、「その他託送供給関連収益」の「補償料等収入」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)(6)
10	託送収支	検討料収入の計上漏れ	検討料収入が発生しているにもかかわらず、その他託送供給関連収益に計上されていなかった。	検討料収入はその他託送供給関連収益に適切に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
11	託送収支	特別利益の配賦率の算定誤り	旧事業所の土地・建物等の売却に伴う売却益に、託送に係る配賦率を乗じて特別利益を算定する際、昨年度の配賦率を用いて算定していた。	省令に基づき、適正な配賦率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (4)
12	託送収支	資金運用に係る営業外収益、資金調達に係る営業外費用の未計上	資金運用収益、資金調達費用については料金原価に算入されていないことを理由に未計上であった。	省令に基づき、適正に算定された比率により、それぞれ収益、費用を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)及び(5)
13	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	「想定原価と実績費用の乖離額」の算定にあたり、託送供給関連部門原価から調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の額を控除すべきところ、託送収支計算書上の法人税等の額を控除する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、超過利潤計算書上の「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」の額を計上して算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (6)
14	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
15	託送収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(事業税算出方法の変更)に伴い、地方税の定めにより算出した収入課税(一般ガス導管事業分)の額を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
16	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」欄に「託送供給関連部門当期純利益」の額を計上する誤りがあった。	託送収支計算規則の改正(超過利潤計算書の様式変更)に伴い、託送収支計算書上の「税引前託送供給関連部門当期純利益」の額を計上して算定を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.
17	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書作成において、自社託送収益に誤って受注工事収益が合算して入力されていた。	自社託送収益には、受注工事収益を除いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
18	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
19	託送収支	営業外収益の計上誤り	託送収支計算書作成において、営業外収益(雑収入・その他)が誤って入力されていた。	直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」に整理し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
20	託送収支	自社託送収益の算定誤り	託送収支計算書の作成に当たって、自社託送収益、事業税、営業外収益等の算定に誤りがあったため、適切な配分基準が算定されておらず、託送収支計算書が誤って作成されていた。	適切な配分基準により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1 1.(2)
21	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
22	託送収支	託送費用の整理誤り	供給販売費の機能別展開において検針作業に係る委託作業費用は直接配賦するべきところ、総人員費により配賦していた。	委託内容から、検針と集金項目に直課するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
23	託送収支	託送費用の整理誤り	一般管理費に事業税を含め算定していた。	事業税を除き算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
24	託送収支	事業税の算定誤り	平成29年度の課税標準となる額を使用し事業税を算出していた。	平成30年の課税標準となる額を使用し事業税を算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2.(4)
25	託送収支	託送収支計算書作成誤り	託送収支計算書作成において、営業費用の委託作業費に入札等を行わず、また、実施の確認がとれないコンサルティング費用が合算されていた。	託送供給関連業務に該当する費用に基づき作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
26	託送収支	配賦係数の算定方法誤り	供給販売費の機能別原価への配分に使用する導管延長比の算定を、平成28,29,30年度の「新設」導管長により算定していた。	導管延長によるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-2. (2)①
27	託送収支	機能別原価への配分方法の間違い	一般管理費のうち「宣伝広告関連」「システム関連」の機能別原価への配分を人員比で行っていた。	直課もしくは機能別原価金額比で実施するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
28	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない ・導管延長数に間違いがあった ・電力使用量、水道使用量の年度集計が誤っていた	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
29	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
30	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
31	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・導管延長数に間違いがあった	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
32	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・社員比、嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
33	託送収支	供給販売費・製造費の機能別配賦係数の算定誤り	機能別配賦係数の算定間違い。 ・嘱託人員比が該当年の実態どおりでない	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
34	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費のコストプールへの区分において、一般管理費の運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料を記入すべきところ供給販売費の値が記入されていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
35	託送収支	ガス事業に係る営業外収益の整理誤り	営業外収益の「その他」に、営業雑収益に整理すべきガス内管撤去工事収益が算入されていた。	ガス撤去工事収益は、料金収入比の算定には関係しない。また、当該収益は営業雑収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
36	託送収支	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外収益・費用に係る機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益項目には「雑収入」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。また、営業外費用項目には「資金調達」+「雑支出等」の直接配賦分+「その他」の直接配賦分を整理すべきところ、直接配賦以外の値が算入されていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
37	託送収支	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	特別利益・損失に係る機能別原価項目金額比の算定において、一般管理費及び特別損失に算入すべき項目を誤っていた。	正確に記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1-3.
38	託送収支	機能別配賦係数の整理誤り	一般管理費の機能別配賦係数の整理について、総人員比、固定資産金額比の一部に記載誤りがあった。	実態どおりの比率により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
39	託送収支	料金収入比の算定誤り	料金収入比の算定において、損益計算書に記載している額と異なる額により計算していた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
40	託送収支	託送収支計算書作成誤り	雑収入・その他の営業外収益の機能別展開において、営業外収益その他の直接配賦と機能別原価配賦の按分計算が誤っていた。	実態どおり算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
41	託送収支	一般管理費のコストプールへの区分入力誤り	一般管理費に直課できない費用のコストプールへ区分の土地建物関連について固定資産金額比により配賦していた。	機能別原価項目の金額比により機能別原価に配賦するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
42	託送収支	営業外費用に係る機能別原価項目金額比の算定誤り	営業外費用を機能別展開し、託送供給関連部門の金額を合算するところ、合算すべき項目が誤っていた。	託送供給関連部門の費用である項目を集計するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表1-3(2)(3)
43	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	第1表超過利潤計算書が旧様式で作成されていた。	定められた計算書を作成するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条
44	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤って算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
45	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤って算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
46	託送収支	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定に係る配分係数の算出を誤り、減価償却費を誤って算出していた。	正確に算出し記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
47	託送収支	託送資産明細書の記載誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、減価償却費の算定で機能別に託送供給関連部門特定が存在するにもかかわらず、託送供給関連部門特定の算出を行っていなかった。	全ての機能別展開を逆算により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
48	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
49	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
50	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
51	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、固定資産除却費の控除が漏れていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条
52	託送収支	控除項目の計上誤り	託送資産の算定において、運転資本から控除する減価償却費の算定が誤っていた。	正確に計算するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
53	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、諸経費に労務費を算入していた。また控除項目の算定において減価償却費の逆算の機能別展開表で従量項目を記載していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
54	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	一般管理費のコストプール毎の控除項目の算定(逆算)に当たって、機能別原価項目に誤算定値を使用していた。	諸経費には労務費を合算せず、また、従量項目は記載するべきではない。正確に記載し算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第2-1.及び2.
55	託送収支	料金収入比の算定誤り	損益計算書と異なる誤った額により料金収入比を算定していた。	正確に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条
56	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額及び当期内部留保相当額を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして前期超過利潤累積額等に記載していた。当期超過利潤累積額等もその数値を使用して算出していた	前年度分の「当期超過利潤累積額」等を転記して、算出するべきである。	託送収支計算規則 別表第3、2.(1) 託送収支計算規則 別表第3、4.(1)
57	託送収支	前期超過利潤累積額の記載誤り	平成30年度に行ったガス導管事業者の収支状況の事後評価において、新制度になった4~12月分の当期超過利潤累積額等を事業者に報告を求めたが、通年となっていないその数値を勘違いして記載していた。	前年度分の「当期超過利潤累積額」を転記するべきである。	託送収支計算規則 別表第3、2.(1)
58	託送収支	託送収支計算書の整理誤り	託送収支を計算する際に、エクセルシートの入力時に段ずれし、託送供給関連部門当期純利益ほかの数値に誤りがあった。また、託送資産明細書の運転資本ほかにも誤りがあった。	誤入力が無いか十分に確認して算出するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第2条及び第4条
59	託送収支	託送収益明細書の誤計算	託送収益明細書の合計単価を計算する際、誤って「その他託送供給関連収益(自社検計料収入)」を含めて算定していた。	託送収益明細書の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
60	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別合計金額比の算定において、コストプールに区分した一般管理費(直接配賦+配賦)を合計に含めていなかったため、一般管理費が正しく算定されていなかった。	一般管理費の機能別合計金額比を算定する際は、コストプール区分した一般管理費(直接配賦+配賦)も合計に含めて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
61	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものが雑収入に計上されていなかった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
62	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
63	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
64	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
65	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
66	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
67	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
68	託送収支	託送収益明細書の誤計算	託送収益明細書の合計単価を計算する際、誤って「その他託送供給関連収益」を含めて算定していた。	託送収益明細書の合計単価を計算する際は、託送供給収益、自社託送収益及び事業者間精算収益の合計とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則様式第1
69	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、誤って供給管を含めた投資額を記載していた。	本支管投資額実績表には、供給管を除いた投資額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
70	託送収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、本支管投資額にガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績見込が計上していた。	本支管投資額実績表において、本支管投資額にはガス事業法施行規則様式第60第6表(供給計画 第6表)の実績を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本支管投資額の算定方法
71	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
72	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
73	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理するべきところ事業税を含めて算定していた。	一般管理費を算定する際は、計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
74	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値(帳簿価額)をもとに算定するべきところ、設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際、取得原価の期首期末平均値を用いて算定していた。	設備勘定(有形)の直課・直課不能分を整理する際は、取得原価ではなく帳簿価額の期首期末平均値を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
75	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
76	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたもの以外も雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
77	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
78	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
79	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
80	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上し、それ以外は「資金運用」もしくは「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
81	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
82	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものの内、一部の項目について雑収入に計上するべきところ、誤って資金運用に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
83	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
84	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
85	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
86	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上していた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれたものは「雑支出等」として計上し、それ以外は「資金調達」及び「その他」に整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)
87	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、「自己託送(自家消費分)」に係る収益の計上を失念していた。	自社託送収益の算定において、自家消費分を導管部門、非導管部門(小売部門等)に按分し、この内、非導管部門の自家消費分に係る託送収益を自己託送として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
88	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上していた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは「雑収入」として計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)
89	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を機能別配賦する際に用いる固定資産金額比の算定において、本来、計上すべきではない固定資産を誤って計上していた。	供給販売費を機能別配賦する際は、固定資産を適正に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
90	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の算定に当たり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)に基づき行った資金運用に係る営業外収益の算定に誤りがあった。資金運用に係る営業外収益は料金収入比により整理すべきであり、売上高比により整理したのちに料金収入比で整理する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)
91	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に当たり、ガス事業に係る貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき行った託送供給関連部門のその他の営業外収益の整理に不適切な部分があった。ガス事業に係る貸倒引当金戻入額の整理において、洗替法による託送供給関連部門の貸倒引当金戻入額を売上高比を用いて整理する方法は不適切であり、先期に計上した貸倒引当金繰入額により整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)
92	託送収支	その他の営業外収益およびその他の営業外損益の算定誤り	営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)(3)に基づき行った営業外収益及び費用の整理において、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2)(3)
93	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)に基づき行った特別損失の算定において、機能別原価項目金額比の算定に用いるその他の営業外収益に誤りがあるため算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適正に算出された機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
94	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
95	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにもかかわらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき行った事業税の算定に誤りがあった。地方税法に基づく法人事業税の申告の際に購入ガス費及び事業者精算費を控除して課税標準となる収入金額を算定しているにもかかわらず、事業税の託送収支分を算定する際に託送収益から事業者間精算費を控除せずに託送収支分の事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
96	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されておらず、適正に算定された託送収支計算書を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3
97	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、以下の不適切な処理を行ったことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されていなかった。 ・その他経費に委託作業費の一部が算入されていなかった。 ・その他経費のうち委託販売費について、直接配賦することが適当な費用についても人員比基準で配賦して整理していた。 ・営業費明細表における供給販売費の労務費(給料、賞与、法定福利費)に誤りがあることから、託送費用における供給販売費についても労務費(給料、賞与、法定福利費)が適正に算定されていなかった。 ・機能別原価項目の算定に用いる供給販売費の減価償却費が、ガス事業にかかる費用として整理した供給販売費の減価償却費と異なっていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)①に基づき行った供給販売費の整理において、不適切な処理を行ったことから供給販売費うち労務費、その他経費、減価償却費が適正に算定されておらず、規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
98	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)に基づき行った事業税の算定において、課税標準となる収入に対する託送収益の比率を用いて算定する際に、地方税法に基づく法人事業税の申告する際には、購入ガス費及び事業者間精算費を控除しているにもかかわらず、託送収益から事業者間精算費を控除せず託送供給に係る事業税を算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
99	託送収支	一般管理費の算定誤り	規則別表第1 2. (2)③に基づき行った一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていなかった。	規則別表第1 2. (2)③に基づき行った一般管理費の整理において、誤った供給販売費を用いて算定された機能別原価項目金額比を算定に用いていることから一般管理費が適正に算定されていない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
100	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もれがあること、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていなかった。また、同表3. (7)に基づき行ったその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき行ったその他の営業外収益の整理において、保険事務手数料の算入もれがあることから、また、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、その他営業外収益が適正に算定されていない。また、同表3. (7)に基づき行ったその他の営業外費用の整理についても、算定に用いる機能別原価項目金額比に誤りがあることから、適正に算定されていない。規則に基づき適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)
101	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあることから、特別損失が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)に基づき行った特別損失の整理において、供給販売費及び一般管理費を用いて算定された機能別原価項目金額比に誤りがあり、適切に算定された機能別原価項目金額比を用いて特別損失を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)
102	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	託送資産明細書のうち運転資本については、供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき算定されているため、正確に算定された託送収支計算書に基づき算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
103	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表および内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適切に作成されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表および内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
104	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の算定において、当該事業者は、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者であるにも係わらず、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき行った事業税の算定において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る)に該当しない事業者は事業税を地方税法の定めるところにより算定した額とすべきであり、課税標準となる収入に対する託送収益の比により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
105	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため法人税等が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9)に基づき行った法人税等の算定において、算定に用いる営業利益に誤りがあるため、適正に算定された営業利益の値を用いて法人税等を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9)
106	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、供給販売費及び一般管理費の金額に誤りがあるため、自社託送収益が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)に基づき行った自社託送収益の整理において、適正に供給販売費及び一般管理費を算定し自社託送費用比率を求め、ガス売上高に乗じて自社託送収益を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
107	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、固定資産税及び道路占用料が適正に計上されていなかった。	規則別表第1 2. (2)①に基づき行ったガス事業に係る供給販売費の整理において、適正に固定資産税及び道路占用料を計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①
108	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、租税課金が適正に計上されていなかった。また、供給販売費で整理すべき貸倒引当金繰入額を一般管理費として整理していた。	規則別表第1 2. (2)②に基づき行ったガス事業に係る一般管理費の整理において、事業税を除いて租税課金を計上するべきである。また、貸倒引当金繰入額は一般管理費ではなく供給販売費で整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②
109	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきところ、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額を計上していた。	規則別表第1 2. (4)に基づき行った事業税の整理において、課税標準となる収入については事業税申告書におけるガス供給業に係る収入金額の課税標準額とすべきであり、製品(ガス)売上、営業雑収益、附帯事業収益の合計額により算定する方法は不適切である。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
110	託送収支	運転資本の算定誤り	託送収支計算書の供給販売費及び一般管理費に誤りがあるため、託送資産明細書のうち運転資本が適正に算定されていなかった。	供給販売費及び一般管理費に誤りがある託送収支計算書に基づき運転資本が算定されているため、正確に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1.
111	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の整理において、補償料が算入されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. に基づき行った託送費用の整理について、補償料を算入し、適正に供給販売費のその他経費を算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.
112	託送収支	事業者が定める算定方法の未届出	事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定しているにもかかわらず、規則第六条に定める届出が行われていなかった。	規則別表第1 2. (4)に基づき行った事業税の算定において、規定と異なる算定方法により算定していることから、規則第六条に定める届出をするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
113	託送収支	法人税等の算定誤り	法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第1 3. (9)に基づき行った法人税等の算定において、算定結果が零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9)
114	託送収支	法人税等の算定誤り	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回る場合については零とすべきところ、零を下回る額を計上していた。	規則別表第3 1. (3)に基づき行った調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等の算定において、零を下回るため、零とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (3)
115	託送収支	超過利潤計算書等の算定誤り	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表及び内部留保相当額管理表については、託送収支計算書の金額に誤りがあるため適正に算定されていなかった。	託送収支計算書を基に作成する超過利潤計算書、超過利潤累積管理表及び内部留保相当額管理表については、適正に算定された託送収支計算書の金額を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.、2.、4.
116	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に当たり、1.5月分/12月で算定するところを1.5月分/9月で算定していた。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
117	託送収支	託送資産(設備勘定(有形))の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形))の算定に当たり、期末の額により算定していた。	期首期末平均又は期央残高の額により算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
118	託送収支	託送費用の算定誤り	本来は営業外費用のその他で算定すべき料金原価に織り込まれていなかった要因のものを雑支出等を含めて算定していた。	営業外費用のうち、雑支出等は、ガス事業託送料金算定規則別表第1第1表(2)により織り込まれたもので整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
119	託送収支	託送資産(無形固定資産)の算定誤り	無形固定資産の一般管理設備に、重複した金額を計上して算定していた。	無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
120	託送収支	託送資産(長期前払費用(及び運転資本))の算定誤り	長期前払費用の一般管理設備の額が「直課分合計」欄に計上されたため、結果として「直課不能分及び一般管理設備合計」欄に計上がなかった。	長期前払費用は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
121	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
122	託送収支	配賦係数の設定誤り	託送供給関連部門に係る営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する際、275/365を乗じて算定していた。	営業外収益、営業外費用及び特別損失を整理する場合は、適正な配賦係数を用いて整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
123	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に当たり、1.5月分/12月で算定するところを1.5月分/9月で算定していた。	運転資本の算定方法としては、営業費等(減価償却費(資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とするべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
124	託送収支	営業外収益・費用の算定誤り	営業外収益・費用に、ガス事業に係るもの以外の数値を含めて算定していた。	営業外収益・費用は、ガス事業に係る収益・費用により、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.
125	託送収支	配賦係数の設定誤り	租税課金の一部について、人員比ではなく、車両比により整理していた。	独自ルールを採用する場合以外は、規則で定められた配賦係数を用いて適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
126	託送収支	託送費用の算定誤り	供給販売費のその他経費を整理する際、需要開発費を計上せずに算定していた。	託送費用を整理する際、供給販売費を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
127	託送収支	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)の算定誤り	託送資産(設備勘定(有形)及び無形固定資産)を算出する際、期首の数値を入力すべきところを誤って期末の数値を入力していたため、結果として期末の数値の額となっていた。	設備勘定(有形)及び無形固定資産は、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
128	託送収支	特別損失の算定誤り	特別利益・損失の機能別原価項目金額比の算定において、営業外収益の減算及び営業外費用の加算がなく、また直接配賦分ではない特別損失を加算して算定していた。	特別損失の整理は、直接発生の主たる要因に応じて直接配賦、または適正な機能別原価項目金額比を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.(8)
129	託送収支	託送資産(建設仮勘定、設備勘定(有形))の算定誤り	従前の供給約款料金算定時のレートベースにより算定していた。	決算確定値をもとに、期首期末平均又は期央残高の額を適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.
130	託送収支	「自社託送収益」のうち自己託送分の計上漏れ	自社が使用するガスについて、自己託送(自社ネットワーク部門以外が使用するガス)と自家消費(自社ネットワーク部門が使用するガス)に区分し、そのうち自己託送に区分したものを「自社託送収益」に計上すべきであるが、この計上が漏れていた。	自己託送分を適正に算定し、自社託送収益に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (1)
131	託送収支	供給販売費の誤記入	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えて算定していた。	「供給販売費」(配賦前)のうち賃借料の算定に当たり、製造費の電算機賃借料を加えるべきではない。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
132	託送収支	営業外収支の誤記入	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達に当たり、ガス事業以外の経費を加えて算定していた。	「営業外収支」のうち資金運用等及び資金調達の算定に当たり、ガス事業とその他事業を按分した数値を用いるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
133	託送収支	本支管投資額の算定誤り	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額を加えて算定していた。	「託送資産明細書の本支管投資額実績表」のうち本支管投資額の算定に当たり、供給管の投資額は除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 (「託送供給収支計算手法の概要」第4章1. (2))
134	託送収支	事業税の算定における課税標準となる額及び固定資産除却損の誤記入	事業税の算定における課税標準となる額を、平成30年度の数値を記載するところ、平成29年度の数値を記載していた。 託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費以外の固定資産除却損を加えて算定していた。	事業税の算定における課税標準となる額は、平成30年度の数値を記載するべきである。 託送資産の配賦において、供給販売費の控除項目を算定するのに、供給販売費のみの固定資産除却損で算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)及び別表第2 1.
135	託送収支	旅費交通費及び教育費の誤記入	旅費交通費及び教育費を全て一般管理費に計上していた。	供給販売費の旅費交通費及び教育費は、供給販売費に計上するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
136	託送収支	託送資産明細書の誤記入	特定導管投資額実績表の直近実績に誤った金額を記入していた。	過年度の実績額を正確に記入するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
137	託送収支	託送収支計算書の自社託送収益算定方法の誤り	自社託送収益について、非承認事業者にもかかわらず、承認事業者の算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
138	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員比、総人員比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
139	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額比率を誤って算定していた。また、需要開発費及び委託作業費の中で、託送費用として特定できない費用を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)(2)
140	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
141	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦する際、直接配賦すべき内容の中でシステム関連等を人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
142	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の租税課金が、財務諸表の営業費明細表(供給販売費)の租税課金と一致していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2
143	託送収支	託送収支計算書の営業外収益算定誤り	営業外収益の資金運用の算定にあたり、料金収入比を誤って算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3(1)
144	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費の賃借料を配賦基準に従い、配賦する際、賃借料の内訳項目である[導管関連]と[その他]の金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
145	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
146	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の託送費用を抽出する際、機能別展開において、コストプール区分した費用の一部が適切に反映されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定できるものは直接配賦し、それ以外は機能別原価項目の金額比によって一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
147	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益については、当該事業者の個別需要家の販売量に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額を算定することになっているが、この方法に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)
148	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる嘱託人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
149	託送収支	託送資産明細書の算定誤り	運転資本について、一般管理費の控除金額が適正に算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、運転資本は、営業費等から減価償却費、固定資産除却損等を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
150	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
151	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用(消耗品)を直接配賦していなかった。また、託送費用として特定できない費用(委託作業費)を託送費用に配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送費用として特定できるものは、直接配賦して、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(1)、(2)
152	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスメーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスメーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
153	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスメーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスメーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
154	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	ガスメーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスメーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
155	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
156	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
157	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
158	託送収支	託送収支計算書の託送収益算定誤り	自社託送収益について、託送供給約款不要承認事業者は、ガス売上高に、ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合を乗じて算定するが、供給販売費のみを自社託送費用とし、一般管理費が合算されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送収益を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1(2)
159	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる人員比、固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
160	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	事業税について、旧一般ガスみなしガス小売事業者(小売経過措置料金規制対象事業者)の算出方法によって算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
161	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に配賦の根拠となる固定資産金額比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
162	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスメーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスメーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)③
163	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる導管延長比を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
164	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	ガスメーター取付数1万個未満の事業者の一般ガス導管事業者で、一般管理費と供給販売費を分けて整理している事業者であるが、一般管理費を機能別原価項目の金額比で配賦されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、前年度末におけるガスメーター取付数が1万個未満の事業者で供給販売費と一般管理費を区分している者は、機能別原価項目の金額比によって、一般管理費を配賦し、託送費用を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)③
165	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定方法の誤り	託送費用に業務区分「小売」に該当する集金業務が含まれていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、託送供給等関連業務に係る費用(託送費用)を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条、別表第1 2(3)
166	託送収支	託送供給関連部門事業報酬額の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定方法を誤っていた。	直近の託送供給料金を設定した際に整理した料金算定規則様式第3第1表の事業報酬額を原価算定期間の年数で除した額に修正するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (4)
167	託送収支	超過利潤計算書の算定誤り	託送供給関連部門事業報酬額の算定において、託送供給約款の料金設定の際の事業報酬額と異なる額により算定したため、事業報酬額が誤っていた。	ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (1)
168	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
169	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
170	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
171	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
172	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
173	財務諸表	勘定科目の分類誤り	「器具販売」「器具取付工事」における費用および収益が、受注工事勘定に計上処理していた。	営業雑収益・費用/その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
174	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
175	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
176	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
177	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
178	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
179	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
180	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(外注した工事)について、気密試験立会料等の自社の労務費を、受注工事費用勘定に振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
181	財務諸表	勘定科目の分類誤り	需要家ガス撤去工事を営業外収益/雑収入に計上していた。	受注工事勘定をもって整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
182	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
183	財務諸表	勘定科目の分類誤り	内管工事(自社員が実施した工事)に要した費用のうち、労務費を振り替え計上していなかった。	受注工事勘定に振り替え計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
184	財務諸表	固定資産の除却もれ	撤去済みの設備に関する舗装が、固定資産台帳に記載されていた。	設備の撤去に伴い、当該舗装は使用が廃止されていることから、該当勘定から減額するべきである。	ガス事業会計規則第6条、第3項

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
185	財務諸表	受注工事勘定の整理について	受注した都市ガス内管工事及び暖房機取り付け工事を一括して受注工事収益に計上していた。	都市ガス内管工事は「営業雑収益／受注工事収益」へ、暖房機取り付けは「営業雑収益／その他雑収益」へ整理するべきである。	ガス事業会計規則第2条、11条別表第1
186	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業であるプロパンガス需要家に対する費用を供給販売費／需要開発費に計上していた。	供給販売費／需要開発費には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第12条、第13条
187	財務諸表	受注工事費用に関係ない工事材料混入	内管工事に使用していない工事材料を受注工事勘定に計上していた。	受注工事勘定には計上するべきではない。	ガス事業会計規則第11条
188	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益に本支管支障移設工事(仮設分)及びその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれており、また、直営の社員による内管工事に係る労務費が含まれていなかった。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
189	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の供給販売費に電力料、水道料及び使用ガス費が配賦されていなかった。	直接配賦できる費用以外は、適当な基準により各部門に配賦するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領 第95
190	財務諸表	受注工事費用及び収益の算出誤り	損益計算書の受注工事費用及び受注工事収益にその他営業雑工事(ボイラー工事等に伴う給排水等)のものが含まれていた。	内管工事に関する費用及び収益のみを計上し、その他はその他営業雑費用及び収益に計上するべきである。	ガス事業会計規則第11条
191	財務諸表	二部門以上に共通する費用の配賦誤り	様式第8「営業費明細表」の製造費及び供給販売費に旅費交通費及び教育費が配賦されていなかった。	関係費用は直接配賦できるものはするべきである。	ガス事業会計規則第2条
192	財務諸表	営業費明細書の算定誤り	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細書の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていなかった。また、これにより損益計算書も適切に作成されていなかった。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号に規定する営業費明細書の作成に当たり、労務費(給料、賞与、法定福利費)について前年度実績額を振替前金額として算定したため、営業費明細表が適切に作成されていない。また、これにより損益計算書も適切に作成されていない。当年度実績額を振替前金額として算定するべきである。	ガス事業会計規則第2条第4項第4号
193	財務諸表	配管工事の労務費単価の処理誤り	配管工事を発注する同社は、工事材料については毎年価格の見直しを行っているものの、労務費については平成7年当時作成の単価表を20年以上使用継続、工事費の積算、契約等を行っていた。	工事費の積算を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
194	財務諸表	労務費振替の算定誤り	請負工事について、施工管理を含めて契約先に工事を任せており、同社は現場管理等を行っていないにもかかわらず一定割合で労務費振替を行っていた。	労務費振替の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第4条
195	財務諸表	固定資産額の算定誤り	請負工事について、一部に修繕費が含まれていたにもかかわらず、工事費全額を固定資産額に計上していた。	固定資産額の算定を適正にするべきである。	ガス事業会計規則第3条
196	財務諸表	建設仮勘定の処理誤り	固定資産の建設工事において、書類上及びシステム上も建設仮勘定が台帳により処理されていなかった。	建設仮勘定を台帳により適正に処理するべきである。	ガス事業会計規則第5条
197	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
198	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。	ガス事業会計規則別表第1
199	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事は受注工事勘定に計上、整理しなければならないところ、損益計算書の「その他営業雑収益」及び「その他営業雑費用－器具販売費用」に整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
200	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

(参考資料10) 令和元年度ガス事業監査結果報告

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
201	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
202	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
203	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
204	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
205	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
206	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
207	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
208	財務諸表	勘定科目の誤り	収入金額を課税標準とする事業税が、一般管理費に整理されていなかった。また、雑収入である補償金を受注工事売掛金で整理し、その他未収入金で整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするもの)は、一般管理費に整理するべきである。また、製品売上代金及び営業雑収益以外の未収額は未収入金で整理するべきである。	ガス事業会計規則第21条 別表第一
209	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
210	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
211	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
212	財務諸表	受注工事勘定の振り替え処理誤り	内管工事に係る費用を適切に受注工事費用勘定に計上、整理していなかった。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条

1 (参考資料 11) ガス導管事業者の 2018 年度収支状況等の事後評価
2 とりまとめ

3
4 2020 年 2 月 6 日

5 電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
6

7 **1. 背景**

8 2017 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス事業にライセンス制が導入
9 され、ガス小売事業が全面自由化され、ガス導管事業は中立的なネットワーク部門として引き続き地
10 域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガ
11 ス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して 2017 年 4 月から実施、その後、事業
12 年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2019 年 11 月 1 日付にて、経済産業
13 大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2018 年度収支状況の確認について本委員
14 会宛てに意見の求めがあった。

15 これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合において、法令に基づく事後評
16 価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、託送料金の低廉化を促進するために、追加的な
17 分析・評価として、大きな超過利潤が発生しているガス導管事業者について、その要因を分析した。さ
18 らに、効率化に向けた取組状況に関して、一般社団法人日本ガス協会（以下「日本ガス協会」とい
19 う。）が実施する中小事業者等への技術的サポート等の状況を聴取した。あわせて、内管工事費用
20 の効率化・低廉化を促進する観点から、各社の内管工事の取組状況等をフォローアップした。
21

22 **2. ガス導管事業者の 2018 年度収支状況等の事後評価の結果**

23 **(1) 法令に基づく事後評価**

24 2018 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（222 社）のうち、託送供給約款を策定し
25 ている等の事業者（143 社）について、2018 年度の収支状況进行评估した。

26 これら 143 社のうち、8 社（苫小牧ガス、仙南ガス、東部液化石油、新発田ガス、松本ガス、長南
27 町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については、2018 年度終了時点での超過利潤累積
28 額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。

29 1 月～12 月の会計年度を採用している 3 社（東部液化石油、新発田ガス、松本ガス）について
30 は 2020 年 1 月 1 日までに、4 月～3 月の会計年度を採用している 5 社（苫小牧ガス、仙南ガス、
31 長南町、妙高市（妙高高原区域）及び魚沼市）については 2020 年 4 月 1 日までに、それぞれ託
32 送供給約款料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更命令の対象となりう
33 る。

34 このうち、1月～12月の会計年度を採用している3社については、2019年12月中旬に託送供給
35 約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、託送供
36 給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

37 4月～3月の会計年度を採用している各事業者に対応方針を聴取したところ、5社とも期日まで
38 に料金改定を実施予定であるとの回答であった。

39

40 (2) 追加的な分析・評価

41 ①超過利潤累積額が一定水準額を超えた事業者の料金値下げ届出について

42 2020年1月1日が期日とされていた、東部液化石油、新発田ガス及び松本ガスの3社につい
43 ては、所管の経済産業局長に対して、2020年1月1日を実施日とする託送供給約款の変更（料
44 金値下げ）の届出が行われたため、その内容を確認した。

45 今般届出のあった3社はいずれも、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、届出
46 上限値方式により変更後の料金が算定された。このため、基本的には、①超過利潤が一定水準を
47 超過したことによる、省令の算定式により算出される超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資及
48 び②届出上限値方式を採用したことによる、同方式に基づく料金引下げ原資の合計が還元されるこ
49 ととなるが、このうち①については、新発田ガス及び松本ガスは、省令上算定が免除される要件¹を満
50 たしているため、還元が行われなかった（次回料金改定には反映される）。

51 前述の②については、ガス託送料金の値下げ届出は、総括原価方式と届出上限値方式の選択
52 制であり、届出上限値方式が選択された場合、料金引下げ原資は、経営効率化等によって生じた
53 費用減の一部を事業者が自らの経営判断で設定することとなる。本制度の趣旨は、託送料金原価
54 の適正性が十分に担保されている状況であれば、総括原価方式に比べ簡易である同方式を通じ、
55 料金値下げの機動性向上が図られることにある。

56 しかしながら、これまで本会合で事後評価を行ってきたとおり、新制度に基づく各社の託送料金
57 （2017年4月実施）については、一部の事業者で、当時の査定に限り認められた原価算定方式
58 が適用された費用項目において、「実績費用と想定原価との大きなずれ」が確認されており、本来制
59 度が前提としていた状況に必ずしも当てはまらないケースがありうる。

60 こうした事業者の超過利潤が一定水準を超過した場合、原価を速やかに実態に合わせる観点から、
61 まずは、「総括原価方式での値下げ」を行う必要性が高いと考えられるため、新制度に基づく託送料
62 金（2017年4月実施）の認可を受けた事業者で、超過利潤が一定水準を超過した者について

¹ ガス事業託送供給約款料金算定規則第10条第1項の規定に基づき、当期内部留保相当額と還元義務額残高の合計が0となる事業者（≒託送供給関連設備（高圧・中圧導管）への累積の投資額が累積の超過利潤を上回っている事業者であって、これまで超過利潤累積額が一定水準を超えていなかった事業者）は、超過利潤等の管理に基づく料金引下げ原資の算定が免除されている。

63 は、次に料金値下げ届出を行おうとする場合、選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならな
64 い旨の制度的措置を速やかに講じるべきである。

66 ②大きな超過利潤が発生している事業者の分析・評価

67 一定水準を超過した事業者以外にも、2018 年度の収支において比較的大きな超過利潤が発
68 生した事業者があったことを踏まえ、当期超過利潤額が営業収益の5%以上であった7社（昨年
69 度の追加的な分析・評価で対象外とした4月～3月以外の会計年度を採用している事業者が対
70 象。ただし、超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者を除く）について、その超過利潤の要因
71 と今後の見通しを分析・評価するとともに、各事業者から今後の対応方針を聴取した。

72 これらの事業者の超過利潤の要因については、想定より収益が増加したことが要因であるもの、想
73 定より費用が減少したことが要因であるもの、そしてその両者が要因となっているもののそれぞれが存在
74 した。

75 収益増の要因については、大口需要家への供給量の増加、新規の需要獲得などがあげられた。費
76 用減の要因については、設備投資が減少した・実施されなかった、簡易な原価算定方式（簡素合
77 理化方式）によって想定原価が大きく見積もられていた、などがあげられた。

78 こうした要因分析を踏まえ、各事業者の超過利潤が一過性のものか継続する可能性が高いものか
79 について分析・評価を行った。その結果、4社については、来年度以降も2018年度と同じ要因での
80 超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。これらの事業者については、来年度の事後評価に
81 おいて重点的にフォローアップを行うことが適当である。また、それ以外の3社については、2018年度
82 の超過利潤の発生は一過性である可能性があると評価された。

83 この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過
84 利潤の継続性が高い4社のうち2社から、2021年1月に自主的に料金改定を実施する予定であ
85 るとの回答があった。

86 また、昨年度の事後評価において大きな超過利潤が発生した事業者について、フォローアップを実
87 施したところ、超過利潤の発生状況が変化し、方針が変更された事業者が一部あったものの、2018
88 年度収支でも大きな超過利潤が継続した事業者については、基本的には2020年4月からの料金
89 改定を自主的に実施する予定であるとの回答があった。

91 ③需要開拓費、二重導管離脱需要の分析

92 ③-1 需要開拓費の分析

93 需要開拓費を原価に計上した事業者について、2017年度～2019年度需要開拓費の想定原
94 価と実績費用（実績見込みを含む）を聴取した。全体としては、想定を上回る実績、概ね想定通り
95 の執行となる事業者が多かったが、一部の事業者では想定外の案件数の減少などの理由により、実

96 績が想定を下回った。

97 また、需要開拓費は、第 26 回ガスシステム改革小委員会において、「ガス導管事業者が得る託
98 送料金収入は増加することとなるため、その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元
99 する（実質的な託送料金の割引）」及び「需要開拓により見込まれる 5 年間の託送料金収入増
100 加額の 1 / 2 に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認める」と整理された。これらの整理を
101 踏まえ、5 年間の託送料金収入増加見込額が、需要開拓費執行額の 2 倍以上であれば当初期
102 待された費用対効果が達成されていると評価できるとし、需要開拓費を執行した 7 社に対し、需要
103 開拓費の原価算入時に期待された費用対効果が達成されているかを分析したところ、各社とも、5
104 年間の託送料金収入増加見込額は、需要開拓費執行額の 2 倍以上となっていた。

105 これらの託送料金収入の増加は、超過利潤、ひいては将来の託送料金値下げの原資となり得る
106 ため、引き続き、制度に基づき、超過利潤の発生状況について事後評価を行っていく。

108 ③ - 2 二重導管離脱需要の分析

109 2016 年に二重導管規制が見直され、ガス導管事業者は、原則として、小売全面自由化後 3 年
110 度間において、各一般ガス導管事業者のネットワーク需要の 4.5% に相当する既存需要を獲得する
111 ことが可能となった。一般ガス導管事業者の中には、需要想定を行うにあたり、自社の状況に応じて、
112 一定程度の需要減少量を織り込んだ事業者もいることから、申請時想定と実績を比較し、その乖離
113 理由を各事業者から聴取した。

114 二重導管離脱需要の実績が申請時の想定を下回った事業者（東京ガス及び東邦ガス）からは、
115 乖離理由について報告があったとともに、今後の申請時の想定については、適切な想定に努める旨が
116 表明された。

118 (3) 効率化に向けた取組状況

119 昨年度の事後評価においては、先進的な取組を行っていると思われる大手 3 社（東京ガス、大
120 阪ガス、東邦ガス）の取組を確認し、特に先進的で効果の高い取組について取りまとめ、中小事業
121 者等への横展開の技術的サポート等を日本ガス協会に依頼したため、今年度は、日本ガス協会の取
122 組状況のフォローアップを行った。

123 日本ガス協会からは、昨年度の要請を受けた新たな取組として、一般ガス導管事業者の経営者や
124 実務の責任者等に対し、直接、昨年度の事後評価のとりまとめ内容を情報発信したこと等が報告さ
125 れた。引き続き、こうした取組を通じ、ガス業界全体の効率化意識の更なる醸成と、より一層の取組
126 促進に繋がることが期待される。

127 また、昨年度の事後評価で取り上げられた先進的な効率化取組を経済産業省がとりまとめ、発
128 した効率化事例集について、一般ガス導管事業者各社が当該事例集の内容に関する疑問点を解

129 決し、スムーズに導入検討を進められるよう、「効率化事例集に関連する問合せ窓口」を設置し、導
130 入済みの事業者（大手3社）とのマッチングを迅速かつ確実に行う仕組みが設けられた。2020年
131 1月20日現在12件の問い合わせがあり、うち6件は実際に導入が決定された。

132 今後、日本ガス協会を中核とした一般ガス導管事業者への情報発信や課題解決のためのサポー
133 トが、より一層深化していくことにより、一般ガス導管事業者全体の自主的な業務効率化が加速化し
134 ていくことを期待する。

135

136 **（４）内管工事の取組状況**

137 **①内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析**

138 昨年度実施した事後評価を踏まえ、内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定
139 が行われていない事業者16社に対して、その利益率の妥当性または利益率を踏まえた見積単価表
140 の改定の見通しを聴取したところ、8社からは見積単価表の見直しをする、または見直しを検討すると
141 の回答があった。

142 内管工事の利益率が大きくなる主な原因については、複数の事業者から、見積単価表に基づかな
143 い特殊な工事が発生したためとの回答があった。他方、各一般ガス導管事業者の託送供給約款等
144 には見積単価表に基づかない特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する材料費、
145 労務費等の費用に基づき算出した個別の設計見積金額にするものと記載されている。これを踏まえ、
146 当該特殊な工事であっても、その工事金額は、その工事に要する費用に基づき算出した個別の設計
147 見積金額となるよう、各一般ガス導管事業者に対し、2019年10月に当委員会事務局から日本ガ
148 ス協会を經由して周知徹底を行った。

149

150 **②内管工事の標準モデルに基づく参考見積額の公表状況の確認**

151 昨年度実施した事後評価を踏まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができる
152 よう、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額を自社のHP等において公表するよう事業者に依
153 頼したところ。全一般ガス導管事業者196社において、内管工事の標準モデルに基づく参考見積額
154 を自社のHP等において公表していることを確認した。

155

(参考1)

156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
開催実績**

第1回 (2019/11/20)

・事務局説明 (法令に基づく事後評価のとりまとめ、その他項目)

・一般社団法人日本ガス協会説明 (効率化取組)

第2回 (2020/1/21)

・事務局説明 (その他項目とりまとめ)

168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
委員等名簿**

＜座長＞

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

＜委員＞

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

＜専門委員＞

男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

＜オブザーバー＞

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

下堀 友数 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 ガス市場整備室長

(以上敬称略)

(参考資料 12) 2022 年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について (とりまとめ)

2020 年 3 月
電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法上、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）において、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015 年 1 月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報告がされた。これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（2015 年 6 月 17 日成立）（以下「改正ガス事業法」という。）において、2022 年度から導管規模等、政令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）及び特定ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の法的分離を行う（ガス導管事業とガス小売・ガス製造事業の兼業を禁止する。）とともに、あわせて、法的分離後のガス導管事業者とその特定関係事業者¹（以下「グループ内の小売・製造事業者等」という。）の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細その他必要と考えられる事項についての意見が求められた（2019 年 8 月 27 日付）。電力・ガス取引監視等委員会は、その省令及びその他必要と考えられる事項について、法改正時の議論も踏まえて検討を進め、以下の通り結論を得た²。

I. ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

1. 情報の適正な管理のための体制整備等

改正ガス事業法においては、ガス導管事業者が以下の体制整備等を行うこととされている。

- (1) 情報を適正に管理するための体制の整備
- (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

その措置の具体的な内容について省令で規定することとされているところ、以下のようになっていることが適当である。

¹ 「特定関係事業者」の改正ガス事業法上の定義

① 特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の子会社、親会社又は当該特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者又はガス製造事業者

② 当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

² 現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外

(1) 情報を適正に管理するための体制の整備

ガス導管事業者は、導管業務に関する情報が小売・製造事業者（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門を含む。本項目において同じ。）等に流出することを適確に防止するため、以下①～⑤の措置を講じることとする。

- ①建物を小売・製造事業者等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ②情報システムを小売・製造事業者等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- ③情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④情報管理責任者を設置すること
- ⑤取締役等及び従業員の研修を実施すること

(2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

ガス導管事業者は、自らの託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制整備として、以下①及び②の措置を講じることとする。

- ①託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く。）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ②託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に³置くこと

(3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

ガス導管事業者は、(1)・(2)に加えて、適正な競争関係を確保するため、以下①～③の措置を講じることとする。

- ①法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ②託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ③法令遵守責任者により監視を実施すること

※(1) ①執務室の物理的隔絶及び②システムの論理的分割並びに(2) ②監視部門の設置については、ガスメーター取付数30万個以上の、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対しては、法令に基づき義務付け、それ以外のガス導管事業者に対しては、ガイドライン上の望ましい行為と位置付ける。

³「別に」とは、託送供給の業務の執行部門と別の指揮系統の下にあること及びグループ内の小売・製造事業者からの影響を受けないこと（兼職をしない等）をいう。

2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

改正ガス事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止に加えて、その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの）を禁止することとされている。

グループ内の小売・製造事業者等がガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用してグループ内の小売・製造事業者の営業活動を有利にすることは、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものであり、本規定により、社名、商標、広告・宣伝等について一定の規制を行うべきと考えられる。具体的には、以下の規制を行うことが適当である。

(1) 社名

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

なお、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名等）を使用している場合、その社名の中に導管事業者であることを示す文言を含む場合には、禁止される社名には該当しない。

(2) 商標

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

グループ内の小売・製造事業者がグループ商標を使用している場合において、特別一般ガス導管事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが同一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止される。

ただし、以下の場合については、適正な競争関係を阻害しないと考えられることから、許容されることとする。

- ◇ 特別一般ガス導管事業者が、特別一般ガス導管事業者の独自商標と併せてグループ商標を用いる場合
- ◇ 例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられない場合（なお、法的分離以降、特別一般ガス導管事業者がこうしたものを新たに設置する場合には、グループ商標のみを用いないことを事業者に求めることとする。）

(3) 広告・宣伝等

ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門をいう。本項目において同じ。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

また、グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業を有利にする広告・宣伝等を行うことについても、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

3. 業務の受委託等に関する規律

(1) 例外として許容される業務委託の内容（導管 → 小売・製造等）

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者等及びその子会社等⁴に導管業務を委託することを原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下の①～③については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外とする。

① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る非公開情報（小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの）を取扱う業務の委託

イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募をせずに実施する委託

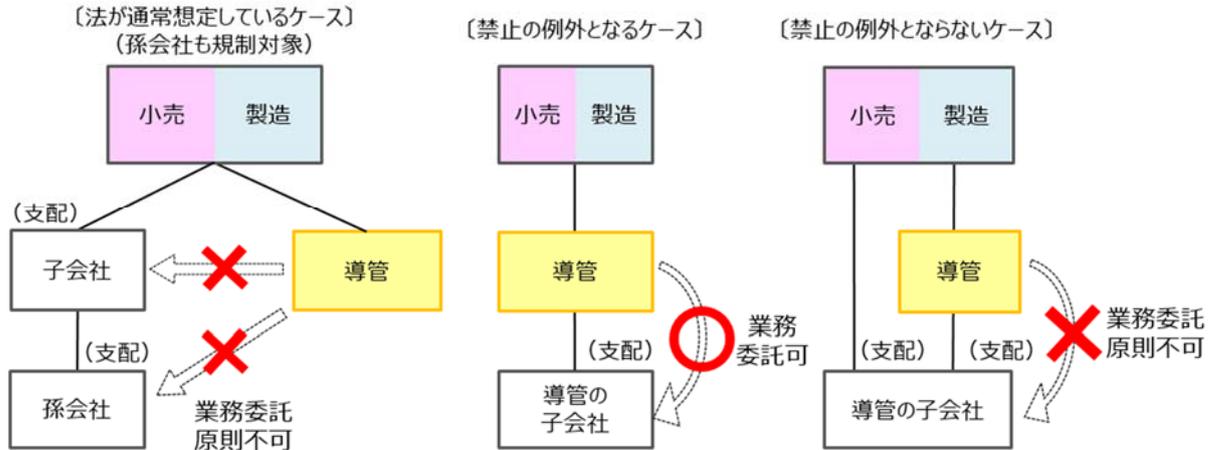
② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる業務委託

③ 特別一般ガス導管事業者の子会社等（特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る。）への業務委託

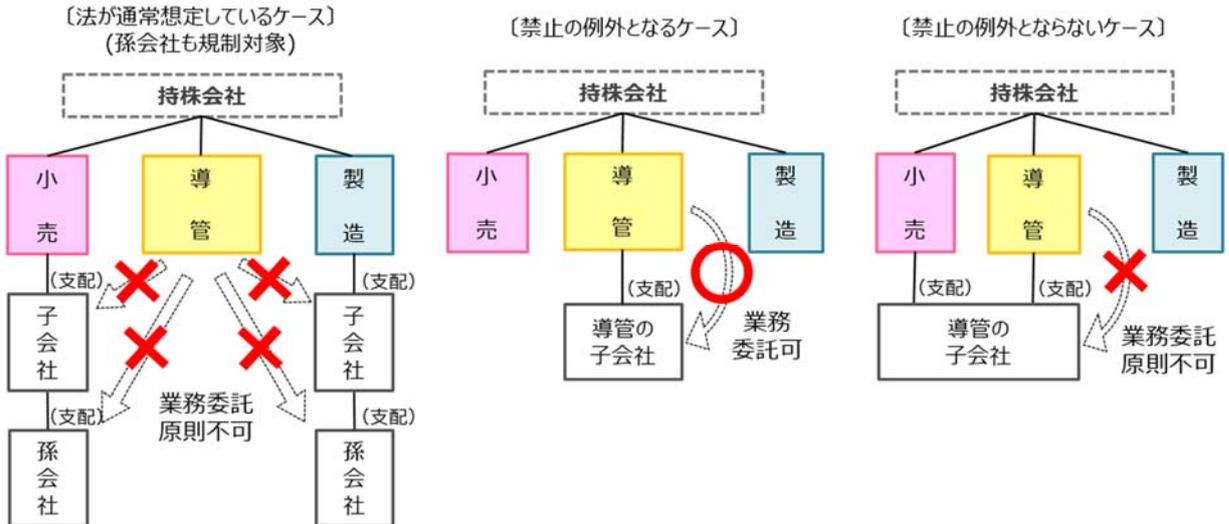
⁴「子会社等」の改正ガス事業法の定義は、会社法第二条第三号の二に規定する子会社等と同様。

【小売・製造事業者の子会社・孫会社への業務委託の取扱い】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



(2) 例外として許容される業務受託の内容（小売・製造 → 導管）

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者から小売・製造業務を受託することを原則として禁止している。

それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようになすることが適当である。

以下①及び②については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外とする。

① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

- ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報や特別一般ガス導管事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務

イ 合理的な理由なくグループ内の小売・製造事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に不当に差を設けた業務

② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる場合

(3) 公募せずに委託できる最終保障供給の業務

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売・製造事業者に委託することを、原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

緊急の必要があり、かつ、公募実施までの間のみなど極めて短期な期間に限定した業務委託については、例外として公募しなくてもよいこととする。

4. グループ内での取引に関する規律

(1) 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準

改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等（特殊の関係のある者を含む。）との間の取引は「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行ってはならないこととされている。その具体的な判断基準は、以下とすることが適当である。

「通常の取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

なお、より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様であり、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際に、あらためて議論することとする。

(2) 規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等（迂回取引）も防止する観点から、グループ内の小売・製造事業者等に加えて、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることとされている。その具体的な範囲については省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下①及び②の者については、不適正な利益移転等に資する取引（迂回取引）に関与するおそれがあることから、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」として、本規制の対象とする。

- ① グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社⁵
- ② グループ内の小売・製造事業者等の主要株主⁶

5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

改正ガス事業法においては、以下の表のように特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、以下のようになすことが適当である。

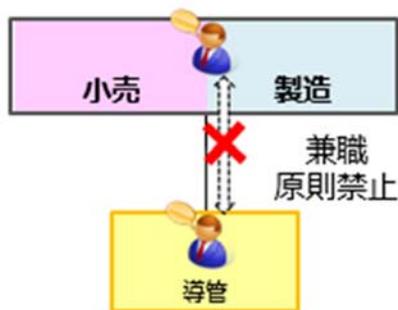
改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の小売・製造等）		
		取締役等 ^{※2}	重要な役割を担う従業者 ^③	その他の従業者
特別一般ガス導管事業者	取締役等 ^{※1}	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	特別一般ガス導管等業務に従事する従業者 ^②			
	その他の従業者			

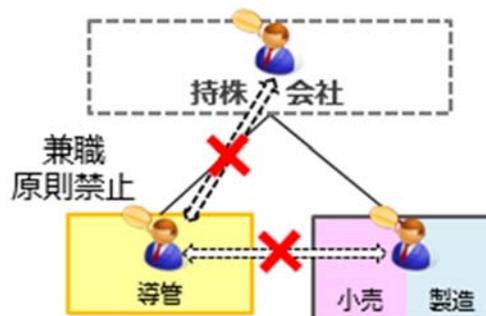
- ①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
 - ② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
 - ③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など
- ※1 特別一般ガス導管事業者側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）
 ※2 グループ内の小売・製造等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

【取締役等の兼職規制】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



⁵ 「関連会社」の定義は、会社法、会社計算規則による。

⁶ 「主要株主」の定義は、銀行法及び銀行法施行規則並びに金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令と同様。

(1) 取締役等の兼職禁止の例外（表①）

取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とし、具体的には以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

- Ⅰ) 特別一般ガス導管事業者のポストにおいて、小売・製造事業に影響を及ぼし得る、導管が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得ず、かつ、小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与できないことが確保されている場合
- Ⅱ) 小売・製造事業者等のポストにおいて、小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

特別一般ガス導管事業者のポスト（Ⅰ）の場合	小売・製造等のポスト（Ⅱ）の場合
<ul style="list-style-type: none">・社内規程等で、兼職者が非公開情報入手すること、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）等	<ul style="list-style-type: none">・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）等

(2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、③）

特別一般ガス導管事業者の従業者とグループ内の小売・製造事業者等との従業者の兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を規定することが適当である。

こうしたことから、法で規定される特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）及び小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）については、それぞれ以下のとおりとする。

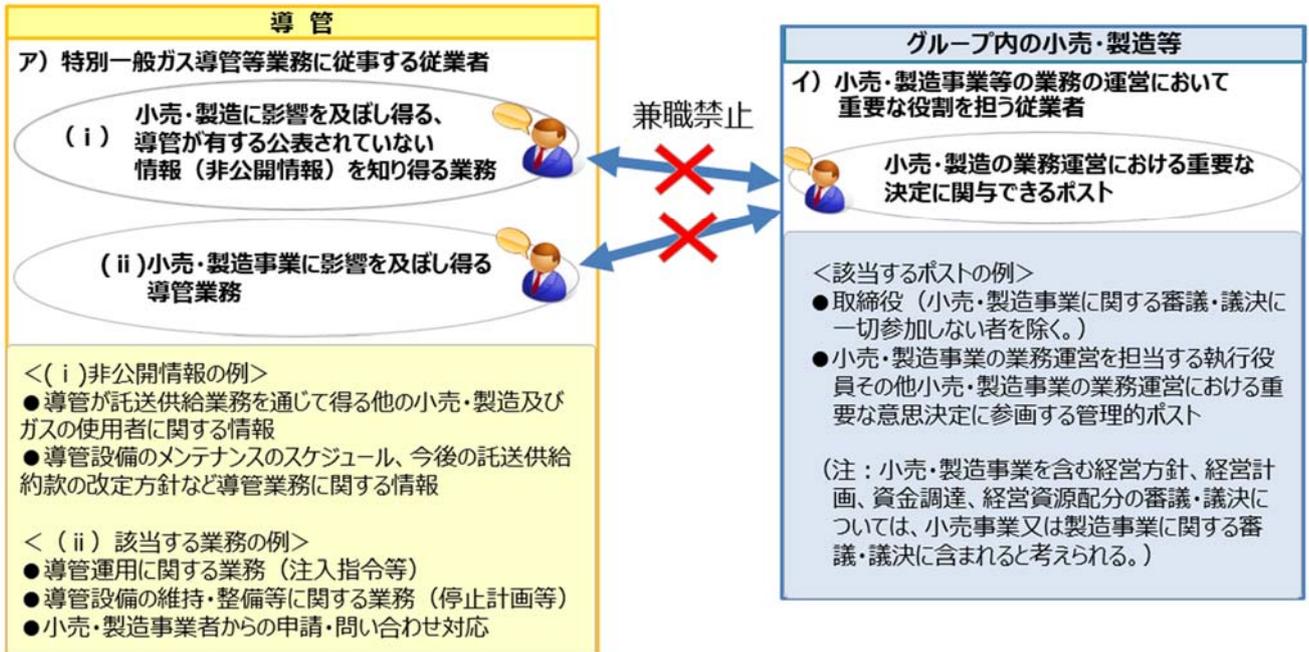
ア) 特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）

特別一般ガス導管事業者において、小売・製造に影響を及ぼし得る、ガス導管事業者が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得る業務に従事する従業者（i）及び小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事する従業者（ii）

イ) 小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

小売・製造事業者等において、小売・製造の事業運営における重要な決定に関与できるポストにある従業者

【従業者の兼職規制の範囲】



（３）事業者の説明責任について

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

<特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が行う説明の内容の例>

- ・ 全ての兼職者の業務内容、ポスト、必要性
- ・ 中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・ 中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度） 等

Ⅱ. その他必要と考えられる事項について

1. 人事交流について

改正ガス事業法は、2022年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間の人事交流（出向、転籍等）を規制する規定を設けていないものの、特別一般ガス導管事業者の実質的な中立性を確保するため、以下のようにすることが適当である。

(1) 「適正なガス取引についての指針」に規定する事項

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、各社が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要であることから、「適正なガス取引についての指針」を改定し、以下の事項を望ましい行為として規定する。

- ◇ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
- ◇ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

※ガス導管事業者の社内における部門間の人事交流に係る行動規範の作成については、既に「適正なガス取引についての指針」において規定されている。

(2) 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が策定する行動規範に含むことが望ましい事項

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離までに、法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定することが望ましい。

①従業者の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小売・製造事業に参考になり得る非公開情報を知り得るポストに従事している者が、グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活用できるポスト（小売の営業部門等）に直接異動する人事交流は行わないこと。

②取締役等の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等に異動（一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む。）する人事交流は行わないこと。

※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役については、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

③透明性の確保のための措置（例）

特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。

2. ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組について

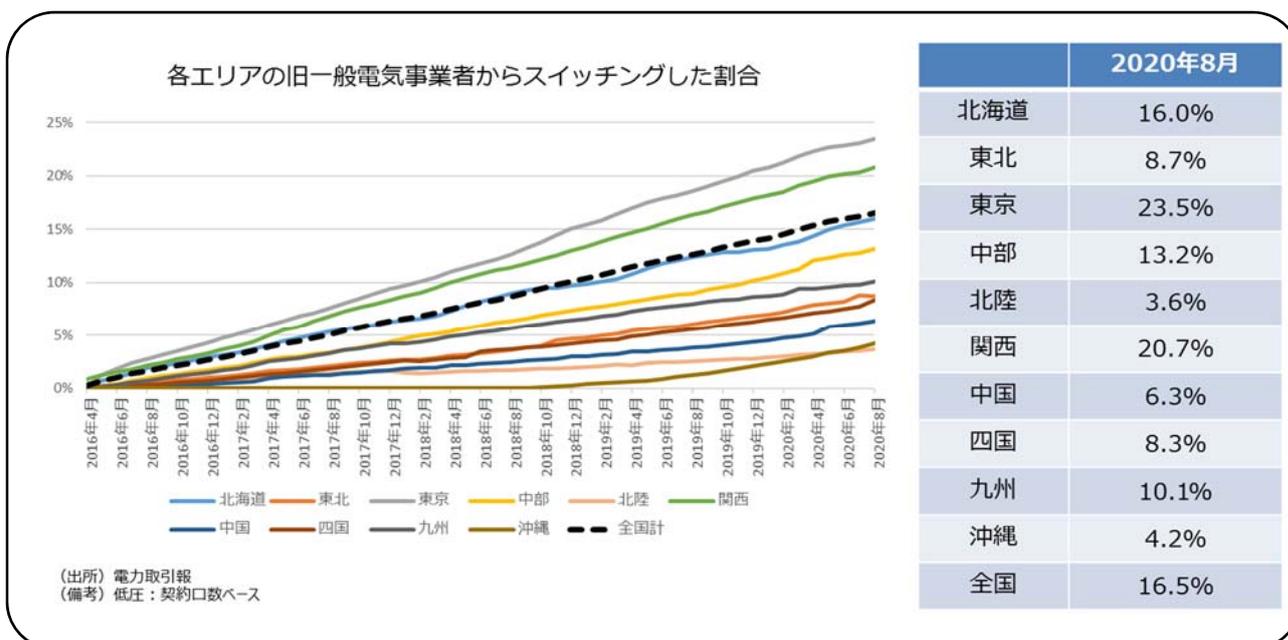
改正ガス事業法上、2022年の法的分離後においては、特別一般ガス導管事業者のグループ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されること、ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするため、法的分離の対象となることが想定されるガス事業者については、以下の事項に取り組むことが適当である。

2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管事業会社の設立に向けた準備を段階的に進める。

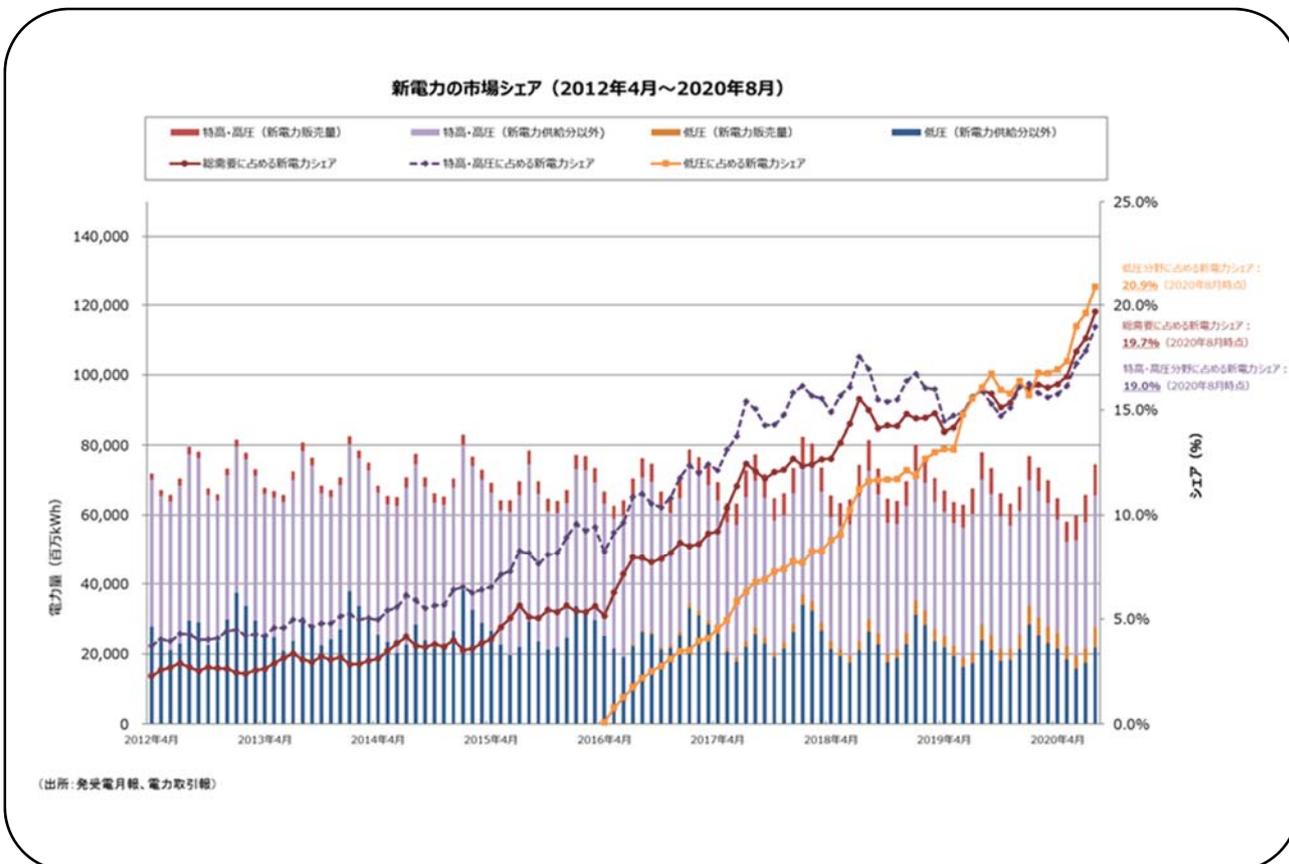
(参考資料 13) 電力市場における競争状況

(1) 新電力へのスイッチング実績

令和2年8月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された低圧部門の市場において、各エリアの旧一般電気事業者から新電力等（域外に供給している旧一般電気事業者を含む）への契約切替えを選択した需要家は契約口数ベースで全国約16.5%となった。



また、小売全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、総需要に占める新電力のシェアは販売電力量ベースで全国約 19.7% となった。



(2) メニューの多様化

小売電気事業者の提供する料金メニューを見ると、基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。

他方、一部では、完全従量料金、定額料金制、スポット市場価格をもとに料金を計算する市場連動型など、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギーなどの電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況などの情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供されている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスも提供されている。

多様化する料金メニューの一部

再生エネ特化型

・再生可能エネルギーを100%提供する料金メニュー。FIT電気での提供や、非化石証書を活用したものもある。トック電力やネクストエナジー・アンド・リソースなどが提供。

発電所(者)特定型

・ブロックチェーンにより発電所と需要家をマッチングさせて提供するもの。みんな電力が提供。
・需要家自らが小売事業者の取次店となり、発電者と取引するものもある。デジタルグリッドが提供。

市場連動型

・実際にスポット市場価格(コマごと)をもとに電気料金を計算するメニュー。自然電力が提供。

確定数量型

・一定の使用量までは、定額制の電気料金メニュー。F-Powerや日本瓦斯・Loopなどが提供

EV向け割引

・EV用充電設備を設置しており、かつEVを所有している者に対して通常のプランから割引引くもの。Loopなどが提供。

完全従量料金

・基本料金を0円とし、完全従量制の電気料金メニュー。LoopやSBパワー、TRENDEなどが提供。

一段階料金

・消費者にとっての分かりやすさを重視し、一段階料金のメニューを提供。オブテージやF-Powerなどが提供。

時間帯別料金

・家庭で電気をよく使用する夜間の時間帯（例えば、夜8時から翌朝7時まで）で割安な料金を設定。出光興産やシン・エナジー、みやまスマートエネルギーなどが提供。

特定時間帯無料

・特定の時間帯（例えば朝6時～8時）の電気料金（従量分）を無料にする。HTBエナジーが提供。

歩数連動割引

・歩いた歩数に応じて電気料金を割引くサービス。イーレックスが提供。

出所：第1回 電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の資料から抜粋

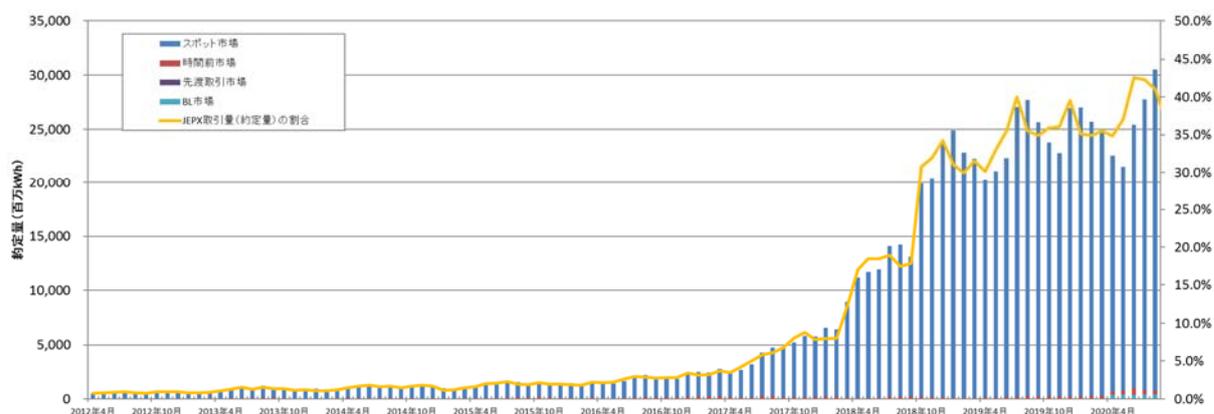
(3) 卸電力市場の状況

日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）における取引量は一貫して増加しており、我が国電力需要に占めるシェアは令和2年8月末で41%に到達している。

JEPXのスポット市場における取引量増加の背景は、旧一般電気事業者による自主的取組の進展により新電力の調達環境が改善したことに加え、旧一般電気事業者の社内取引の一部を市場経由で行うグロス・ビディングの進展、連携線利用ルールの見直しが挙げられる。前者のグロス・ビディングについては、例えば令和2年4月～令和2年6月における事業者別の買い約定量を見ると、旧一般電気事業者は507億kWh、新電力その他の事業者は279億kWhであり、スポット市場の買い約定量の大部分（65%）が旧一般電気事業者によるものとなっている。また、後者の連携線運用の見直しについては、卸電力市場の取引量増加を図るため、現行連携線利用ルールを「先着優先」から、市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸にルールの見直しを行うこととされ、平成30年10月から間接オークションが実施された。また、令和元年8月よりベースロード市場取引が開始された。

前年同時期対比で見ると、旧一般電気事業者が1.0倍、新電力その他の事業者は1.1倍となっている。また、新電力の電力調達の状況（平成24年9月～令和2年8月）からも分かるとおり、グロス・ビディング及び間接オークションにより取引量のシェアが増大しているが、同一コマにおける自社売買取引を相殺した実質買い越し量の比率が半数を占めている。

電力需要に対するJEPX取引量(約定量)の比率
(2012年4月～2020年8月)



	2012 年 4 月	2013 年 4 月	2014 年 4 月	2015 年 4 月	2016 年 4 月	2017 年 4 月	2018 年 4 月	2019 年 4 月	2020 年 4 月	2020 年 8 月
JEPX 取引量 の割合	0.7%	1.1%	1.5%	1.6%	2.1%	3.5%	17.1%	30.1%	34.8%	41.0%
(内スポット市 場の割合)	0.7%	1.0%	1.4%	1.5%	2.1%	3.2%	16.9%	29.9%	33.8%	40.0%
(内時間前市 場の割合)	0.001%	0.1%	0.1%	0.1%	0.004%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.5%
(内 BL 市場の 割合)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.6%	0.5%

新電力の電力調達状況を見ると、2020年8月において、新電力による販売電力量に対するJEPX買い約定量(スポット、時間前、先渡、BL市場の買い約定量合計※1)の比率は90.2%、実質買越し量※2の比率は47.0%となっている。

常時バックアップによる調達量の比率は0.5%となっている。

※1 同じ電力が実需給までに複数回取引される場合には、100%を超えることがある。スポット市場における買い約定量には、2018年10月より開始された間接オークションによる買い約定分(①他社・他エリアからの調達分、②一部エリアで調達した電源や自社電源を他のエリアで使用するための自社売買相当分)が含まれる。

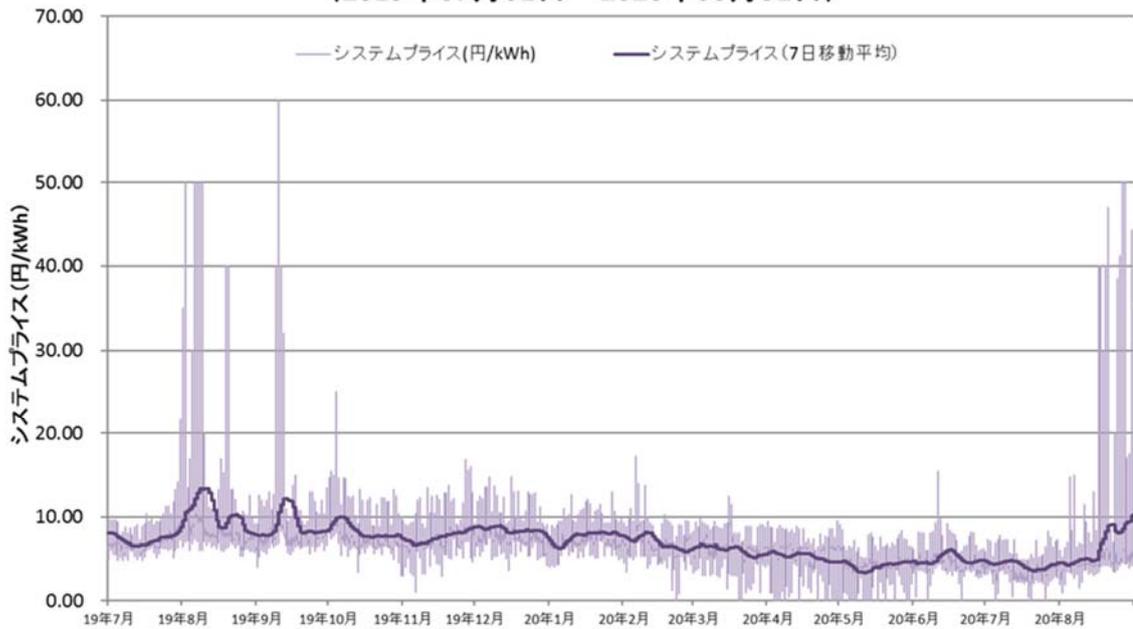
※2 実質買越し量とは、「JEPXでの買い約定のうち同一コマにおける自社売買取引を相殺した数値」として算出したもの。実質的な市場調達に該当しないと言える上記②の自社売買による買い約定分を、減じる調整を実施した。

JEPXのスポット市場のシステムプライスについては、令和元年9月～令和2年8月の平均価格は6.63円/kWhであり、前年の同時期の8.94円/kWhと比較して、低下した。

新電力の電力調達の状況 (2012年11月～2020年8月)



スポット市場 システムプライスの推移 (2019年07月01日～2020年08月31日)



(参考資料 14) ガス市場における競争状況

(1) 新規小売の販売状況

令和2年8月のガス取引報によると、ガス小売全面自由化で新たに自由化された都市ガス市場において、新規に登録したガス小売事業者（以下「新規ガス小売」という。）との契約を選択した需要家が全国で約13.7%となった。

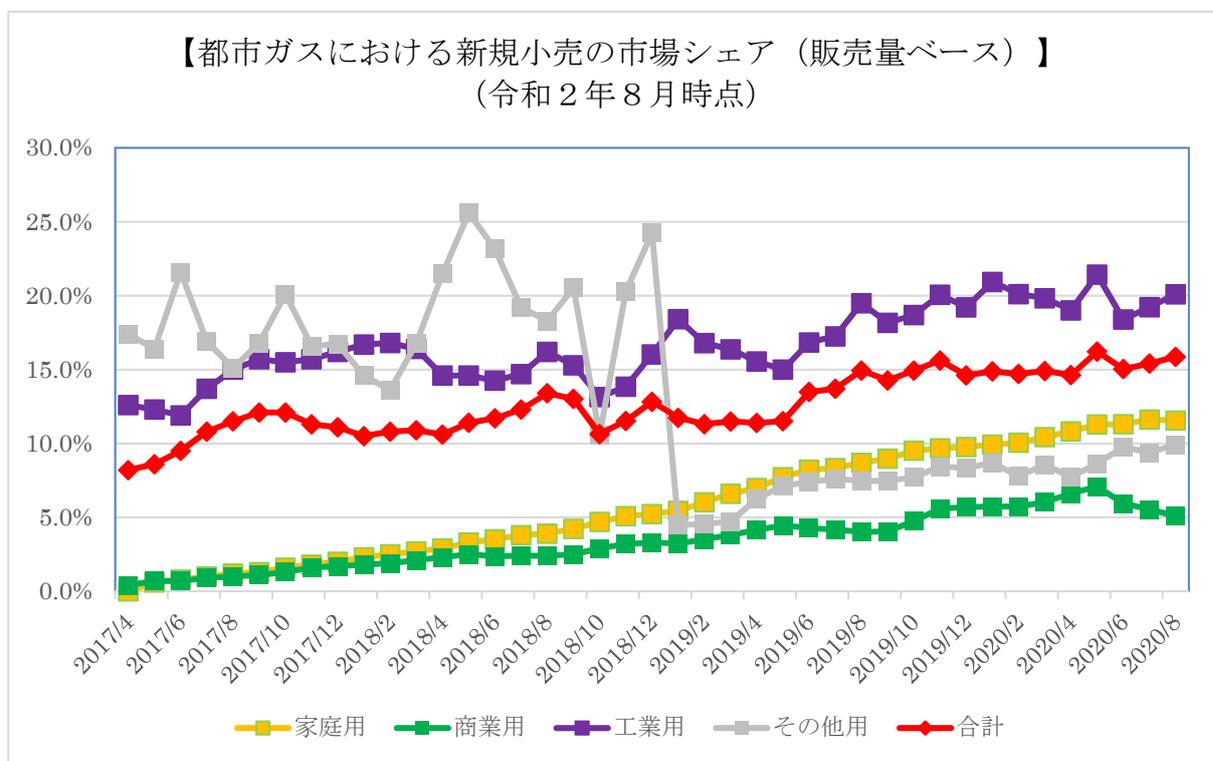
【都市ガス（家庭用）におけるガス新規小売の販売実績（令和2年8月時点）】

	契約口数（件数）	ガス新規小売シェア（%）
北海道	130	0.0%
東北	4,497	0.7%
関東	1,786,299	13.1%
中部・北陸	338,598	13.7%
近畿	1,367,830	21.4%
中国・四国	0	0.0%
九州・沖縄	109,626	7.6%
全国	3,606,980	13.7%

出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（令和2年8月実績）

※ 家庭用における新規小売には越境参入したみなしガス小売事業者を含む。

また、家庭用だけでなく、工業用、商業用においても新規ガス小売のシェアも増加し、販売量ベースのシェアも令和2年8月には15.9%（全面自由化した平成29年4月と比較して+7.7ポイント）となった。



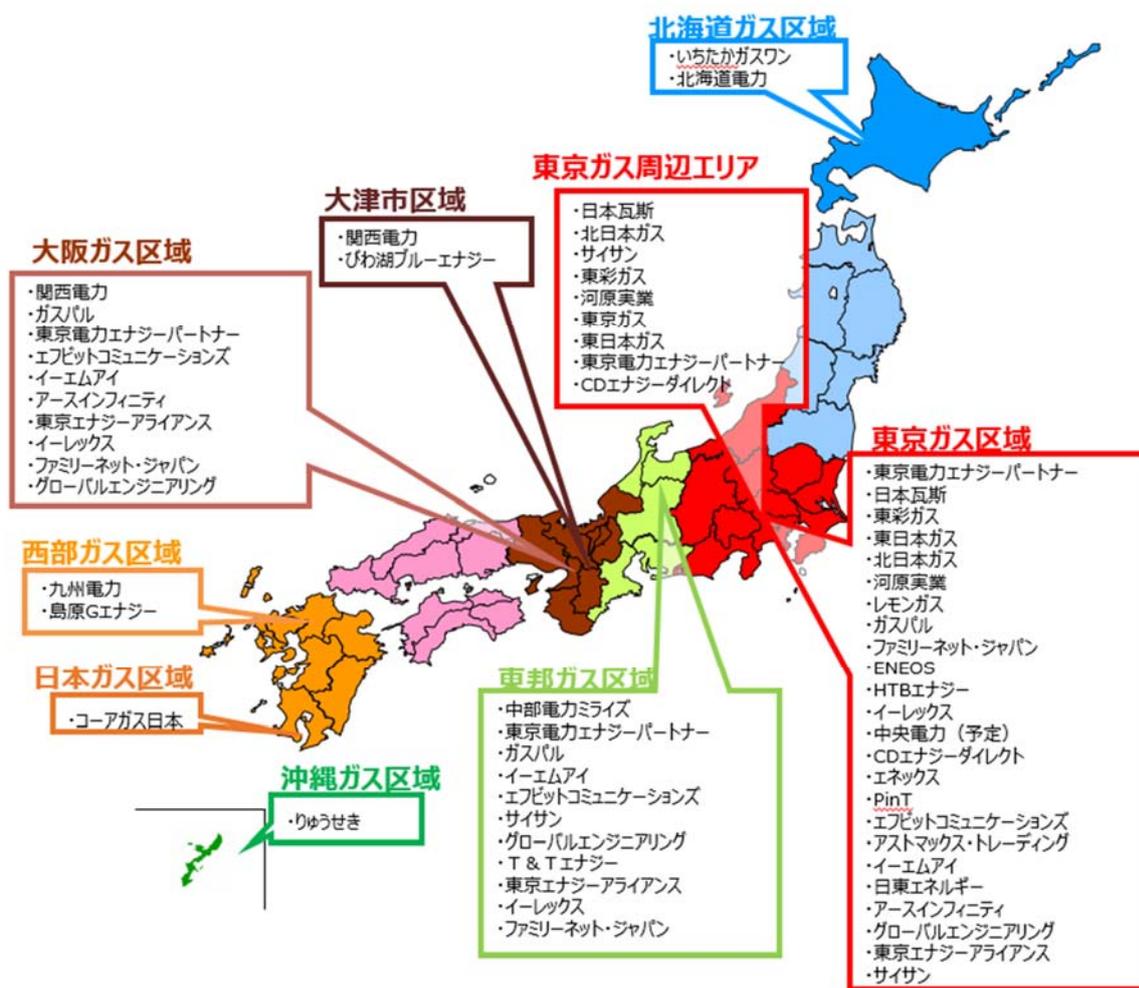
出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年4月～令和2年8月）

※ 新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

(2) 新規参入（越境を含む）の状況

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは31で、関東地域での新規参入が多くを占めている。また、一定規模以上の製造設備を有するガス事業者が2020年3月から自主的取り組みとして行っているスタートアップ卸を活用した参入も実績がでている。

【自由化後の小売事業者の登録状況】



※第13回 ガス事業制度検討ワーキンググループ配布資料を一部修正

(3) メニュー・サービスの多様化

平成 29 年 4 月の全面自由化以降、特色のある料金メニューや他商材とのセット割引など、ガス小売事業者の創意工夫により、料金メニュー・サービスの多様化が図られてきた。

【メニュー・サービスの概要】

新たな料金メニュー

145メニュー

一般家庭の需要家等に新たに提供される料金メニュー

セット割引

48メニュー

都市ガスを電気、通信サービスなど他のサービスとセットで割引価格により提供

ポイントサービス

23サービス

都市ガスの支払料金に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは商品や電子マネー等へ交換可能

見える化サービス

8サービス

ポータルサイトで都市ガス及び電気の使用量や料金の確認を需要家が自ら行うことが可能

暮らしサービス

37サービス

駆け付けサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族へメールで通知、異常を感知した際には関係機関へ連絡

家事支援サービス

料理・掃除等の家事代行や水回り・エアコン等のハウスクリーニングなど、住まいに関する支援を実施

電力買取サービス

5サービス

エネファームや太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で使われず余剰となった電力を買い取り

※1社が複数のメニュー・サービスを提供する場合、それぞれをカウント。

出所：第 1 4 回 ガス事業制度検討ワーキンググループ配布資料から引用